

平成 22 年度 土壤汚染対策法の施行状況及び 土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果

平成 24 年 3 月

環境省 水・大気環境局

目 次

1. 調査の概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査対象	1
2. 土壌汚染対策法の施行状況	2
2.1 平成 22 年度の施行状況	2
2.2 都道府県・政令市別の施行状況	10
2.3 年度別の施行状況	13
3. 土壌汚染調査事例	16
3.1 土壌汚染状況調査について	16
3.1.1 法第 3 条に基づく調査	16
3.1.2 法第 4 条に基づく調査	24
3.1.3 法第 5 条に基づく調査	25
3.1.4 調査の省略を行った事例	26
3.1.5 法第 14 条に基づく指定の申請	27
3.1.6 過去に調査が行われていた土地での調査事例	28
3.1.7 調査対象物質・調査方法	29
3.1.8 業種区分	30
3.2 区域の指定について	33
3.2.1 要措置区域等の指定状況	33
3.2.2 区域指定対象物質	37
3.2.3 業種区分	39
3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）	42
3.2.5 事例に伴ってみられた影響	48
3.2.6 摂取経路	49
3.2.7 汚染原因	50
3.2.8 汚染原因者	51
3.2.9 汚染原因行為	53
4. 土壌汚染対策事例	55
4.1 措置の指示内容	55
4.2 対策の実施内容	56
4.3 認定調査の実施状況	57
4.4 汚染土壌の搬出及び処理の状況	57
4.5 対策実施後の区域の指定の状況	58
5. 法対象外の事例を含めた調査事例	59
5.1 土壌汚染調査事例及び基準不適合事例数	59
5.2 特定有害物質別基準不適合事例数	61
6. 自治体の取組状況等	63
6.1 汚染土壌処理施設	63
6.2 条例等の制定状況	66
6.3 権限を委譲している自治体	77
6.4 基金・補助融資制度等	78

1. 調査の概要

1.1 調査目的

本調査は、土壤汚染対策法の施行状況及び都道府県、法第64条の政令で定める市が把握している土壤汚染事例を把握し、整理することにより、土壤汚染調査・対策の現状について公表するとともに、今後の土壤汚染対策の推進に資する資料としてとりまとめることを目的としている。

1.2 調査対象

全国の47都道府県及び108政令市の土壤汚染担当部局を対象とした。都道府県においては、政令市以外の市区町村における土壤汚染について回答を求めた。

- ・ 法施行日(平成15年2月15日)から平成23年3月31日までの間に、法第3条、法第4条及び法第5条に基づき土壤汚染状況調査を実施した事例等
- ・ 平成23年3月31日現在の自治体の取組状況

表1 調査対象自治体数

調査対象年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	78	80	82	82	93	96	98	99
調査対象自治体数	125	127	129	129	140	143	145	146

調査対象年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	100	100	101	106	107	108	108
調査対象自治体数	147	147	148	153	154	155	155

2. 土壤汚染対策法の施行状況

2.1 平成 22 年度の施行状況

1) 調査の契機別の施行状況

平成 22 年度の調査の契機別の施行状況について図1から図6に示す。図2は有害物質使用特定施設の廃止時における調査(以下、「法第3条調査」という。)に関する状況を、図3は一定規模以上の形質の変更が行われる場合の調査(以下、「法第4条調査」という。)に関する状況を、図4は法第3条及び法第4条に規定するもののほか、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の調査(以下、「法第5条調査」という。)に関する状況を、図5は自主的な調査の結果による当該土地の区域の指定の申請(以下、「法第 14 条申請」という。)に関する状況を示し、図1はこれらの概要を示したものである。また、図6は旧法の指定区域から要措置区域等への移行に関する状況を示したものである。

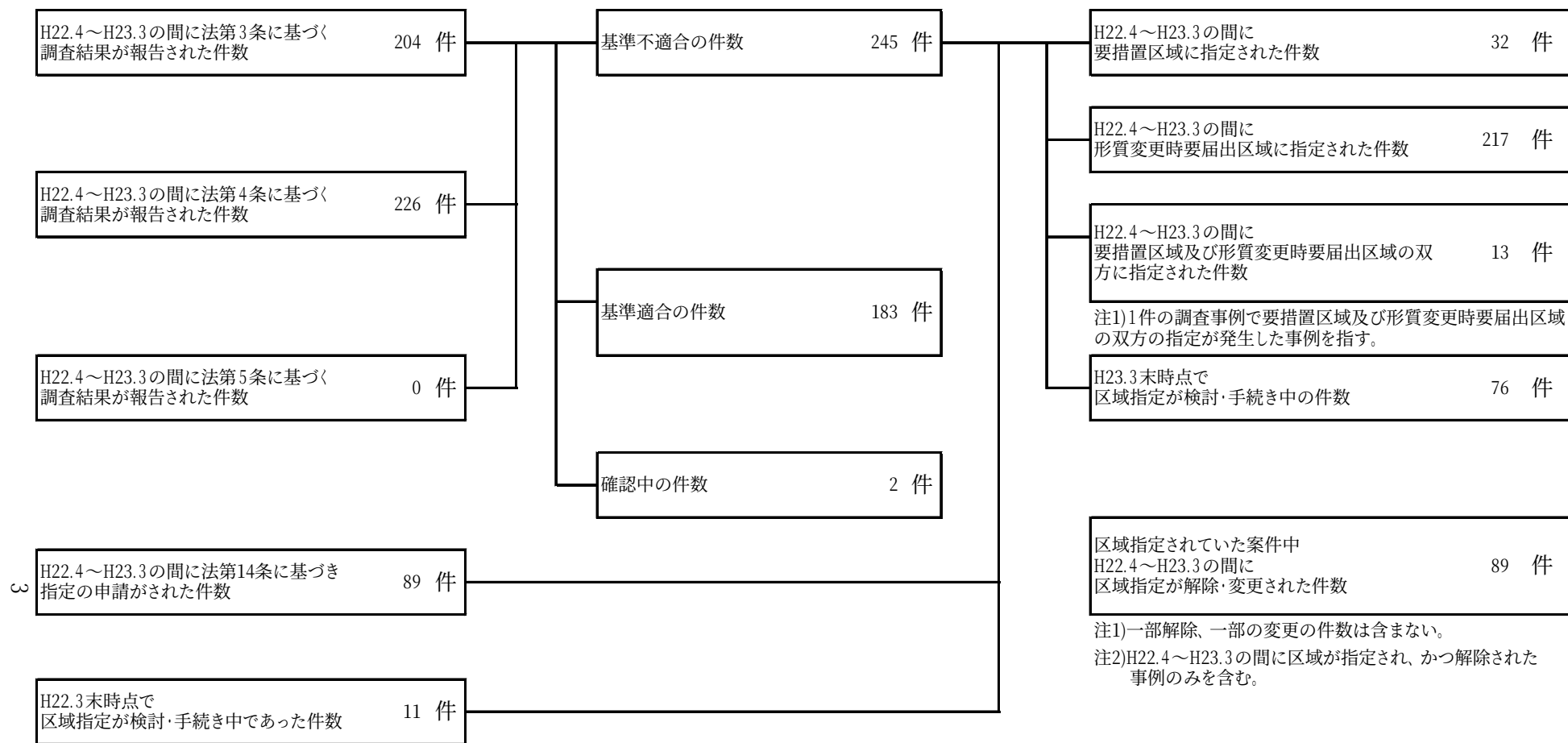
平成 22 年度における有害物質使用特定施設の使用廃止件数は 899 件、法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数は 204 件、調査義務が一時的免除(旧「調査猶予」)件数は 685 件であった。

平成 22 年度における法第4条第1項に基づく形質変更時の届出件数は 10,815 件、法第4条第2項に基づく調査命令の発出は 270 件、土壤汚染状況調査の結果報告件数は 226 件であった。

平成 22 年度における法第5条第1項に基づく調査命令の発出は0件であった。

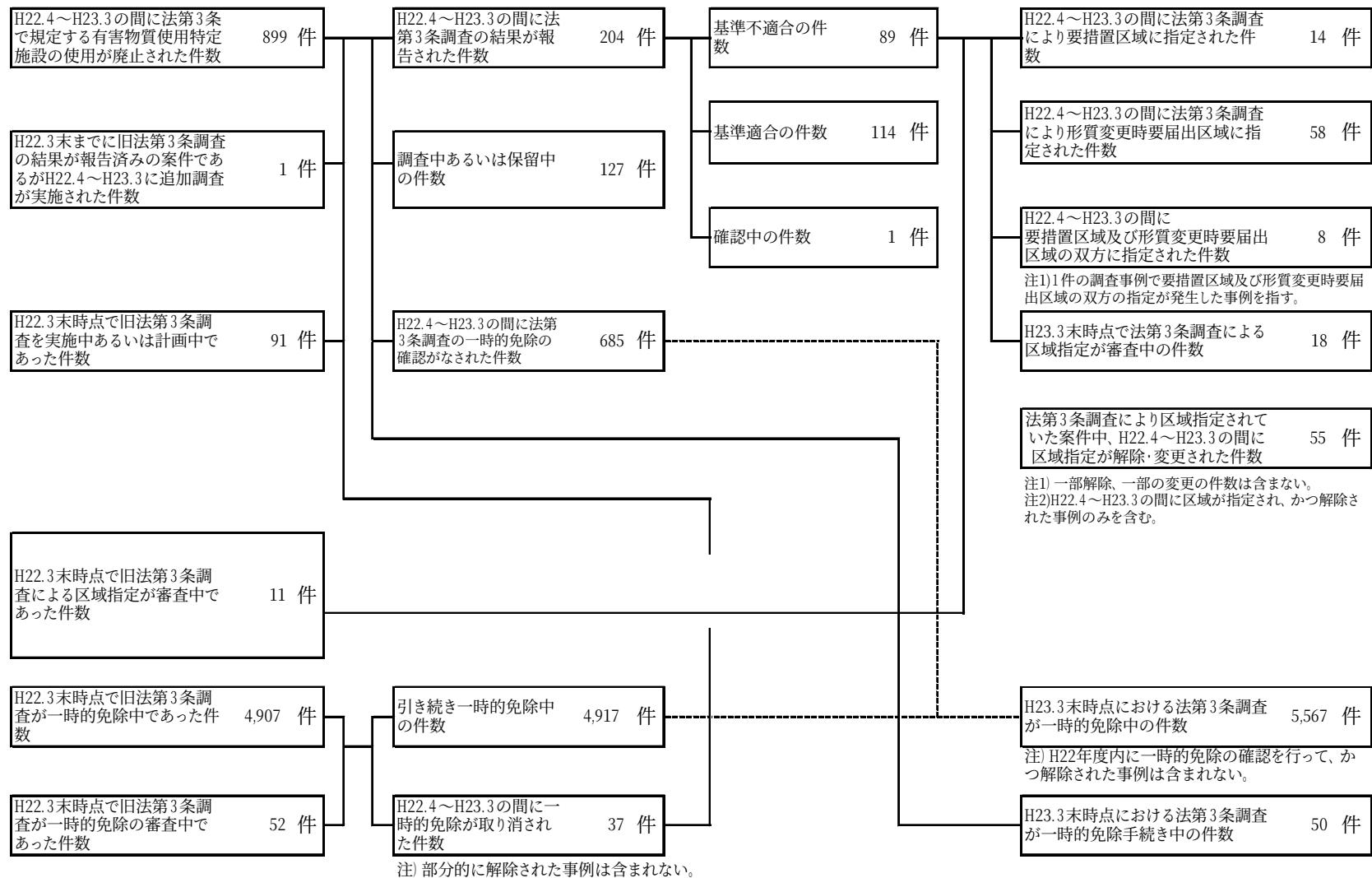
平成 22 年度における法第 14 条第1項に基づく指定の申請件数は 89 件であった。

平成 22 年度における法第6条第1項に基づく要措置区域の指定件数は 45 件、法第 11 条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定件数は 230 件であった。



(備考)
複数の調査事例で1件の区域指定が行われているケースがあるため、「基準不適合の件数＋法第14条に基づく申請件数＋区域指定が検討・手続き中の件数」＝「区域指定件数＋区域の指定が審査中の件数」とはならない。

図1 法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査及び法第14条申請の施行状況概要



(備考)

・複数の廃止された特定施設を対象とした、1件の調査等が行われているため、廃止された特定施設と調査報告件数、調査中・保留中の件数、一時的免除の確認件数及び一時的免除の審査中の事例数と一致しない。
 ・一時的免除の解除を行わずに法第3条調査の報告を受けた事例等があるため、「一時的免除中であった件数＋審査中であった件数」＝「引き続き一時的免除中の件数＋一時的免除が取り消された件数」とはならない。
 ・複数の調査事例で1件の区域指定、または1件の調査事例で複数の区域指定が行われるがケースがあるため、「基準不適合の件数＋H22.3末時点で区域指定が審査中であった件数」＝「区域指定件数＋区域の指定が審査中の件数」とはならない。

図2 法第3条調査に関する状況

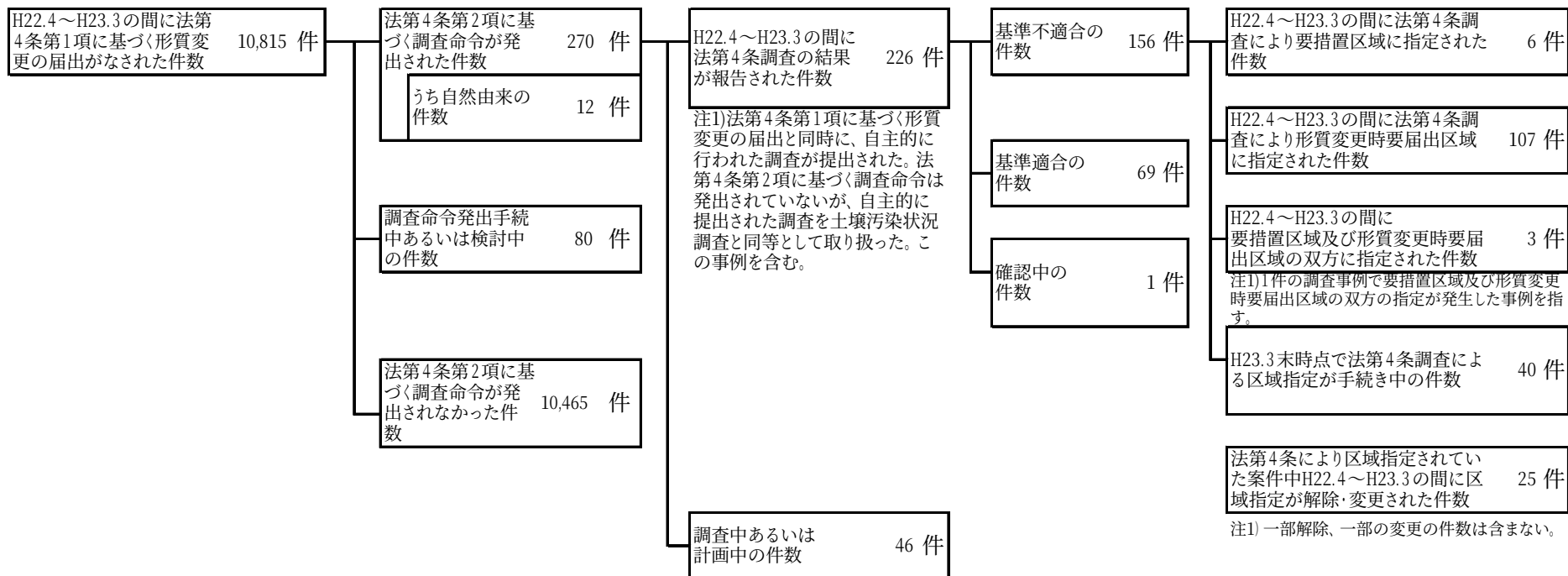


図 3 法第4条調査に関する状況

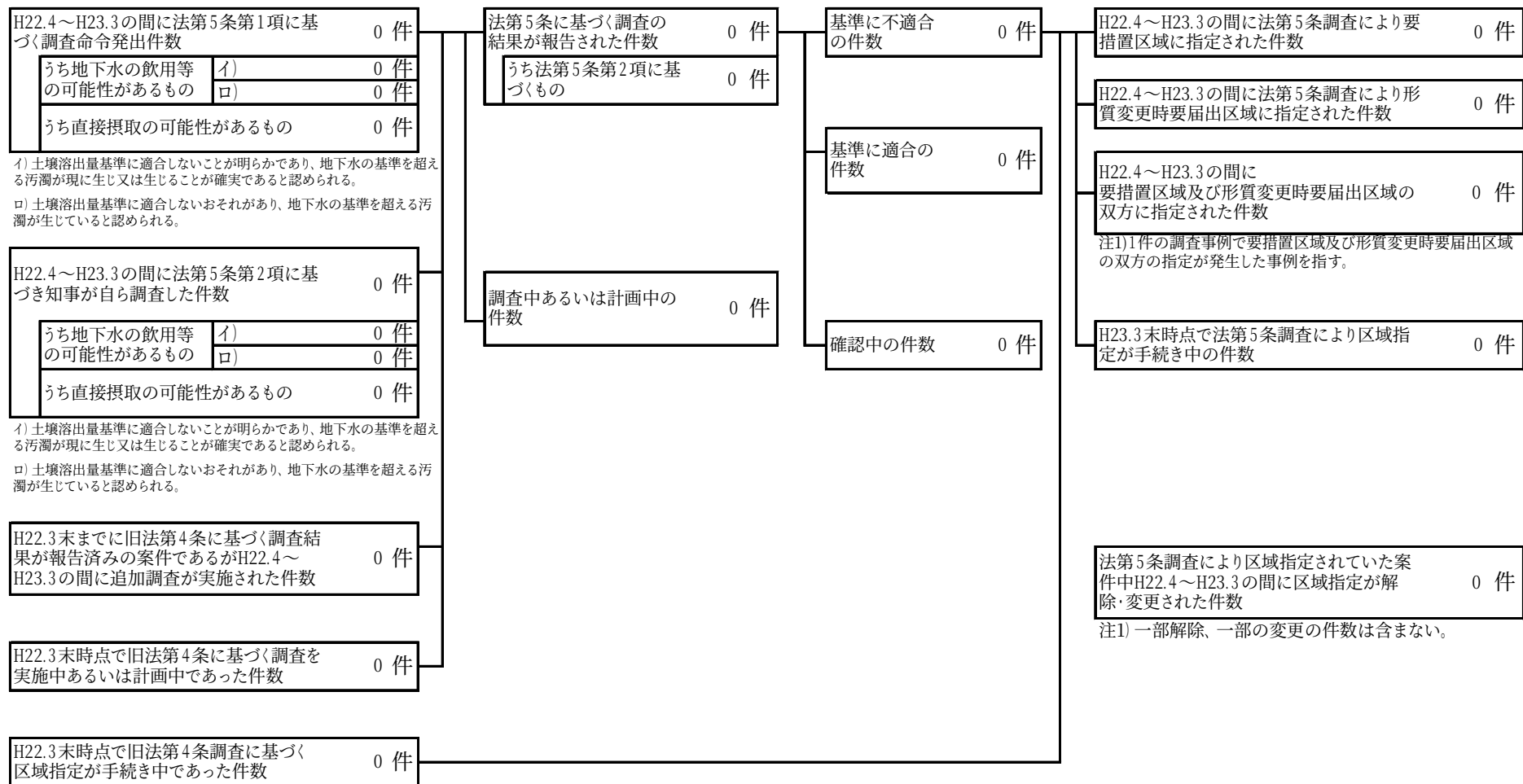
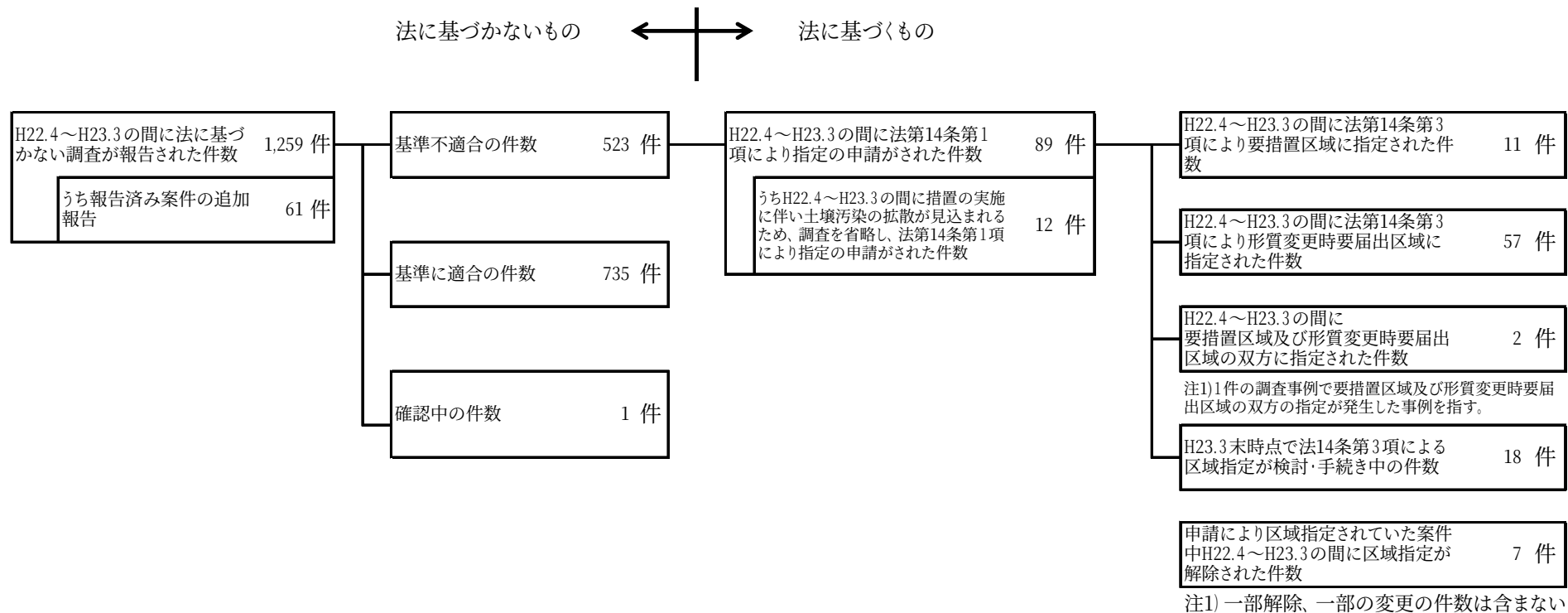


図4 法第5条調査に関する状況



(備考)

・複数の申請事例で1件の区域指定等が行われるがケースがあるため、「法第14条の申請件数」＝「区域指定件数＋区域の指定が審査中の件数」とはならない。

図 5 法第 14 条申請に関する状況

H22.3末時点で旧法下の指定区域に指定されていた件数	207 件		法改正に伴い要措置区域に指定された件数	5 件
うち旧法第3条調査に基づくもの	204 件		うち旧法第3条調査に基づくもの	4 件
うち旧法第4条調査に基づくもの	3 件		うち旧法第4条調査に基づくもの	1 件
H22.3末時点で旧法下の区域指定手続き中の件数	9 件		法改正に伴い形質変更時要届出区域に指定された件数	211 件
うち旧法第3条調査に基づくもの	9 件		うち旧法第3条調査に基づくもの	209 件
うち旧法第4条調査に基づくもの	0 件		うち旧法第4条調査に基づくもの	2 件

図 6 旧法の指定区域から要措置区域等への移行に関する状況

2) 条項別の施行状況

平成22年度の条項別の施行状況を以下に示す。

法第2章 土壌汚染状況調査

・法第3条関係			
有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	899 件		
調査結果が報告された件数	204 件		
調査義務が一時的に免除された件数(第1項ただし書き)	685 件		
・法第4条関係			
形質変更の届出件数	10,815 件		
調査命令発出件数 / うち自然由来による件数	270 件 /	12 件	
調査結果が報告された件数	226 件		
・法第5条関係			
調査命令の発出件数	0 件		

法第3章 区域の指定等

・法第6条関係 (要措置区域)			
指定件数	45 件		
解除件数	11 件		
形質変更時要届出区域への指定変更件数	1 件		
・法第7条関係 (汚染の除去等の措置)			
措置の指示件数	42 件		
指示措置等を講じていないと認められた場合の命令件数	0 件		
・法第11条関係 (形質変更時要届出区域)			
指定件数	230 件		
解除件数	86 件		
要措置区域への指定変更件数	5 件		
・法第12条関係 (形質変更時要届出区域内における形質変更の届出等)			
届出件数 / 計画変更命令件数	248 件 /	0 件	
・法第14条関係 (指定の申請)			
申請件数	89 件		

法第4章 汚染土壌の搬出等に関する規制

・法第16条関係 (汚染土壌の搬出時の届出等)			
届出件数 / 計画変更命令件数	177 件 /	0 件	
措置命令件数	0 件		
認定調査件数	5 件		
・法第22～25条関係 (汚染土壌処理業)			
申請件数 / 許可件数	50 件 /	65 件	
事故の届出件数	0 件		
変更の許可申請件数	11 件		
変更の届出件数	54 件		
休止の届出件数	0 件		
廃止の届出件数	2 件		
再開の届出件数	0 件		
改善命令件数	0 件		
許可の取消件数	0 件		
停止命令件数	0 件		

法第7章 雑則

・法第54条関係:第3項/第4項 報告・検査件数	24 件 /	30 件	
・法第55条関係:協議件数	8 件		
・法第56条関係:意見陳述件数	80 件		
・法第65条関係:違反件数	0 件		
・法第66条関係:違反件数	0 件		
・法第67条関係:違反件数	0 件		
・法第68条関係:違反件数	0 件		
・法第69条関係:違反件数	0 件		

2.2 都道府県・政令市別の施行状況

都道府県・政令市別の施行状況は、表 2 のとおりである。

法第 3 条に基づく有害物質使用特定施設の廃止件数、調査結果報告件数及び一時的免除件数は、全てにおいて、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

法第 4 条に基づく形質変更届出件数は、「関東地区」、「北海道地区」、「九州地区」の順に多く、調査命令件数及び調査結果報告件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

法第 6 条に基づく要措置区域の指定件数は、「関東地区」、「九州地区」、「中部地区」の順に多く、法第 11 条に基づく形質変更時要届出区域の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

法第 14 条に基づく指定の申請件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

表2 都道府県・政令市別の施行状況(届出・命令・報告等)

都道府県・政令市		法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条
		有害物質使用 特定施設の 廃止件数	調査結果 報告件数	一時的免除 件数	形質変更 届出件数	調査命令 件数	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数
北海道地区	北海道	3	0	3	1812	0	0	0	2	3
	札幌市	6	0	5	72	0	0	0	0	0
	函館市	0	0	0	31	0	0	0	0	1
	旭川市	1	0	0	55	1	0	0	0	0
	計	10	0	8	1970	1	0	0	2	4
東北地区	青森県	1	1	0	100	0	0	0	0	0
	青森市	1	0	1	14	1	1	0	1	0
	八戸市	0	1	0	19	0	0	0	1	0
	岩手県	11	1	10	250	0	0	1	1	1
	盛岡市	1	1	0	44	3	3	0	0	0
	宮城県	1	2	0	98	0	0	1	0	1
	仙台市	1	0	1	48	0	0	2	1	3
	秋田県	13	0	13	48	0	0	0	0	0
	秋田市	2	0	2	9	0	0	0	0	0
	山形県	18	2	14	138	0	0	0	0	0
	山形市	3	0	2	30	0	0	0	0	0
	福島県	9	1	14	136	0	0	0	0	1
	福島市	0	0	0	17	0	0	0	0	0
	郡山市	2	0	2	19	1	1	0	1	0
	いわき市	2	0	2	18	0	0	0	3	3
	計	65	9	61	988	5	5	4	8	9
関東地区	茨城県	21	5	17	168	1	1	2	2	0
	水戸市	0	1	0	22	0	0	1	0	0
	つくば市	17	1	15	16	1	1	0	0	0
	栃木県	20	5	18	247	3	2	3	2	0
	宇都宮市	8	1	8	32	0	0	0	1	0
	群馬県	11	1	10	130	6	6	0	2	0
	前橋市	0	0	0	53	1	0	0	0	0
	高崎市	2	0	2	34	2	2	0	1	0
	伊勢崎市	7	1	5	40	3	2	1	0	0
	太田市	4	0	4	41	0	0	0	1	0
	埼玉県	36	8	26	201	17	11	0	9	0
	さいたま市	4	2	5	31	1	1	0	2	0
	川越市	3	6	2	25	0	0	1	2	3
	熊谷市	0	0	0	10	0	0	0	0	0
	川口市	1	1	0	7	3	2	0	1	0
	所沢市	3	1	3	12	1	0	1	1	0
	春日部市	2	0	0	5	0	0	0	0	0
	草加市	1	1	0	4	0	0	0	1	0
	越谷市	2	1	1	15	0	0	0	0	0
	千葉県	4	1	3	185	4	3	0	1	1
	千葉市	1	0	0	43	0	0	0	0	0
	市川市	1	0	0	16	1	1	0	1	0
	船橋市	1	1	0	15	0	0	0	0	0
	松戸市	2	2	1	14	0	0	0	0	0
	柏市	2	1	0	32	1	1	1	0	0
	市原市	2	0	2	27	3	2	0	2	2
	東京都	95	33	15	340	58	54	4	36	3
	八王子市	10	3	3	25	0	0	0	0	0
	町田市	4	1	3	17	0	0	0	0	0
	神奈川県	6	1	8	42	11	11	0	4	0
	横浜市	31	7	23	108	20	15	3	15	6
	川崎市	10	1	9	41	0	0	0	5	4
	相模原市	9	2	7	20	4	3	0	0	0
	横須賀市	3	0	3	30	3	3	0	1	1
	平塚市	6	4	4	19	4	3	0	4	1
	藤沢市	2	0	2	18	0	0	0	0	0
	小田原市	0	0	0	3	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	0	0	0	4	1	1	0	1	1
	厚木市	12	1	9	8	0	0	0	0	0
	大和市	1	0	1	7	0	0	0	0	0
	新潟県	28	4	25	232	3	3	0	2	0
	新潟市	1	1	0	66	1	1	0	0	0
	長岡市	1	0	1	53	0	0	0	0	0
	上越市	0	0	0	40	0	0	0	0	0
	山梨県	10	2	9	147	2	1	1	0	0
	甲府市	3	1	2	19	0	0	0	0	0
	静岡県	10	2	6	176	3	2	2	2	1
	静岡市	6	4	4	46	4	4	0	5	0
	浜松市	3	2	2	54	1	0	2	0	2
	沼津市	0	0	0	14	1	1	0	2	2
	富士市	3	1	2	30	0	0	1	0	0
	計	409	110	260	2984	164	137	23	106	27
中部地区	富山県	6	0	6	86	0	0	0	0	0
	富山市	4	0	4	54	0	0	0	0	0
	石川県	1	0	1	88	0	0	0	0	0
	金沢市	1	1	0	31	0	0	1	0	1
	福井県	0	0	0	62	2	1	0	2	0
	福井市	1	0	1	23	2	2	0	0	0
	長野県	14	4	8	134	1	1	1	1	1
	長野市	0	0	0	17	0	0	0	0	0
	松本市	4	0	4	20	0	0	0	0	0
岐阜県	岐阜県	21	5	19	220	1	1	1	1	0
	岐阜市	1	0	1	18	0	0	0	0	0

(続き)

(件数)

都道府県・政令市		法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条
		有害物質使用 特定施設の 廃止件数	調査結果 報告件数	一時的免除 件数	形質変更 届出件数	調査命令 件数	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数
中部地区	愛知県	27	4	24	171	0	0	1	5	4
	名古屋市	26	7	17	87	0	0	1	5	0
	豊橋市	5	2	4	17	0	0	0	0	0
	岡崎市	1	0	1	14	0	0	0	1	1
	一宮市	5	4	1	15	0	0	1	2	0
	春日井市	2	0	2	12	0	0	0	0	0
	豊田市	7	1	8	33	0	0	0	0	0
	三重県	19	1	14	161	0	0	0	2	3
	四日市市	4	0	4	27	1	1	0	1	0
計		149	29	119	1290	7	6	6	20	10
近畿地区	滋賀県	15	2	13	113	1	1	1	1	0
	大津市	0	0	1	21	0	0	0	0	0
	京都府	6	1	5	124	1	1	0	0	0
	京都市	8	3	4	47	3	3	3	5	1
	大阪府	13	4	8	81	4	4	0	8	2
	大阪市	38	8	22	47	15	13	0	18	3
	堺市	4	0	4	39	3	3	0	3	0
	岸和田市	1	1	0	6	0	0	0	0	0
	豊中市	3	0	3	17	1	1	0	2	1
	吹田市	3	2	2	23	0	0	0	0	0
	高槻市	3	0	3	12	1	1	0	1	1
	枚方市	2	0	2	25	14	10	0	9	4
	茨木市	2	0	2	18	2	2	0	3	2
	八尾市	6	1	2	14	1	1	0	2	0
	寝屋川市	2	0	1	6	1	1	0	0	0
	東大阪市	5	3	5	16	1	0	0	1	0
	兵庫県	16	1	14	135	4	3	0	2	3
	神戸市	8	0	8	57	4	4	0	3	1
	姫路市	5	0	3	29	0	0	0	0	0
	尼崎市	9	1	8	10	1	1	0	1	0
	明石市	1	0	1	15	0	0	0	0	0
	西宮市	1	0	1	18	2	2	0	2	0
	加古川市	0	1	11	19	0	0	1	1	2
	宝塚市	0	0	0	9	0	0	0	0	0
	奈良県	3	1	3	30	0	0	0	0	0
	奈良市	2	0	0	21	0	0	0	0	0
	和歌山県	1	0	1	105	3	3	0	1	0
	和歌山市	0	0	0	30	0	0	0	0	0
計		157	29	127	1087	62	54	5	63	20
中国四国地区	鳥取県	0	1	0	50	0	0	0	0	0
	鳥取市	0	0	0	31	0	0	0	0	0
	島根県	2	2	2	163	0	0	0	0	0
	岡山県	9	2	8	32	0	0	0	2	2
	岡山市	5	0	5	30	0	0	0	0	0
	倉敷市	3	0	2	18	1	1	0	1	0
	広島県	5	1	7	79	0	0	0	1	1
	広島市	9	0	8	26	1	1	0	2	1
	呉市	4	0	3	4	0	0	0	0	0
	福山市	1	0	1	21	0	0	0	0	0
	山口県	5	2	8	139	0	0	0	1	2
	下関市	1	0	1	22	0	0	0	0	0
	徳島県	2	0	2	65	0	0	0	0	0
	徳島市	2	0	3	10	0	0	0	0	0
	香川県	4	0	4	53	2	1	0	0	0
	高松市	1	1	0	29	0	0	0	0	0
	愛媛県	4	1	3	60	0	0	0	0	0
	松山市	0	0	0	31	0	0	0	2	2
	高知県	2	0	2	54	0	0	0	0	0
	高知市	0	0	0	6	0	0	0	0	0
計		59	10	59	923	4	3	0	9	8
九州地区	福岡県	11	5	11	214	0	0	2	2	3
	北九州市	1	0	5	47	4	4	0	6	2
	福岡市	4	2	2	58	7	3	0	2	1
	久留米市	0	0	0	12	0	0	0	0	0
	佐賀県	5	1	7	75	1	1	0	0	0
	長崎県	1	2	1	44	0	0	0	1	0
	長崎市	1	0	0	13	2	1	0	3	2
	佐世保市	0	0	0	5	0	0	0	0	0
	熊本県	3	1	3	169	4	4	2	1	1
	熊本市	12	0	15	63	1	1	1	0	0
	大分県	2	0	2	109	3	2	0	0	0
	大分市	1	0	1	59	0	0	1	1	2
	宮崎県	0	0	0	90	0	2	0	2	0
	宮崎市	0	0	0	19	0	0	0	0	0
	鹿児島県	5	3	2	102	1	1	1	3	0
	鹿児島市	4	2	2	37	0	0	0	1	0
	沖縄県	0	1	0	457	4	2	0	0	0
計		50	17	51	1573	27	21	7	22	11
合計		899	204	685	10815	270	226	45	230	89

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

2.3 年度別の施行状況

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第6条に規定する要措置区域の指定、法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定、法第14条申請に関する年度別の施行状況を表3に示す。

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査及び法第14条申請による調査結果の報告件数は、平成22年度は519件（法第3条204件、法第4条226件、法第5条0件、法第14条89件）であり、前年度（299件）より大幅に増加した。

調査の結果、法第6条第1項及び法第11条第1項に基づき要措置区域等に指定された件数は、平成22年度は275件（要措置区域は45件、形質変更時要届出区域は230件）であり、区域に指定された件数は前年度（94件）より大幅に増加した。

要措置区域等において土壌汚染の除去等の対策が実施され、区域の指定が解除された件数は、平成22年度は97件（前年度は59件）であった。

表3 年度別の施行状況

		H14※1	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	累計
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数※2	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	7,047
	調査結果報告件数※3	0	87	163	185	265	243	240	299	204	1,686
	一時的免除件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	5,745
	小計	4	511	764	922	999	1,090	1,138	1,114	889	7,431
法第4条	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	10,815	10,815
	調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	270	270
	調査結果報告件数	-	-	-	-	-	-	-	-	226	226
法第5条	調査命令発出	1	2	1	0	0	1	0	0	0	5
	同上の調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	5
	都道府県知事自らが調査を行う旨の公告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第6条・法第11条	前年度末時点の指定件数(A)	0	0	17	38	62	105	137	167	202	-
	区域に指定(B)	0	21	43	48	77	81	71	94	275	710
	要措置区域への指定件数	-	-	-	-	-	-	-	-	45	45
	形質変更時要届出区域への指定件数	-	-	-	-	-	-	-	-	230	230
	区域指定解除(C)	0	4	22	24	34	49	41	59	97	330
	要措置区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	11	11
法第14条	形質変更時要届出区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	86	86
	引き続き指定(A+B-C)	0	17	38	62	105	137	167	202	380	-
法第14条	申請件数(調査結果報告件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	89	89

※1 平成14年度については法施行日(平成15年2月15日)から平成15年3月31日までの状況である。

※2 有害物質使用特定施設の廃止と調査の年度が異なる事例、施設が廃止された工場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者について一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例、複数の施設に対して行った調査等があるため、法第3条調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、施設廃止件数と一致しない。

※3 調査結果報告件数は、旧法施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

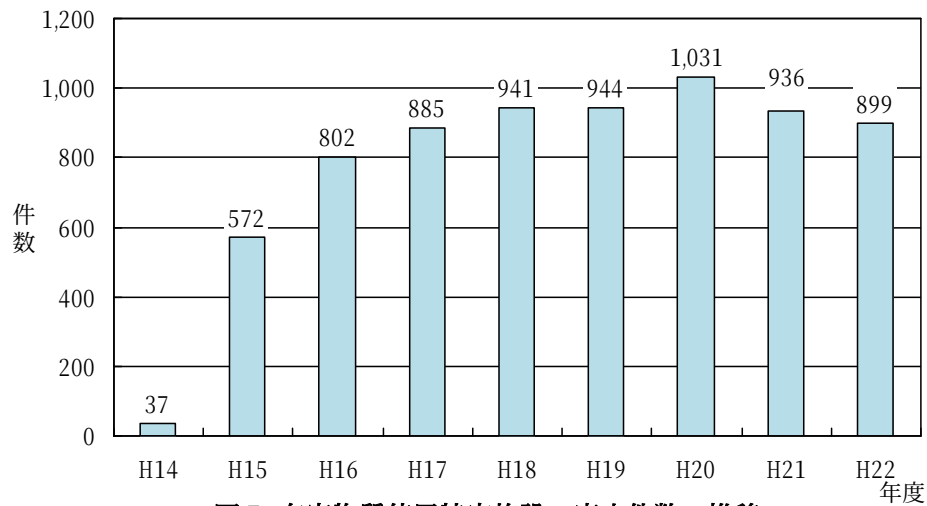


図7 有害物質使用特定施設の廃止件数の推移

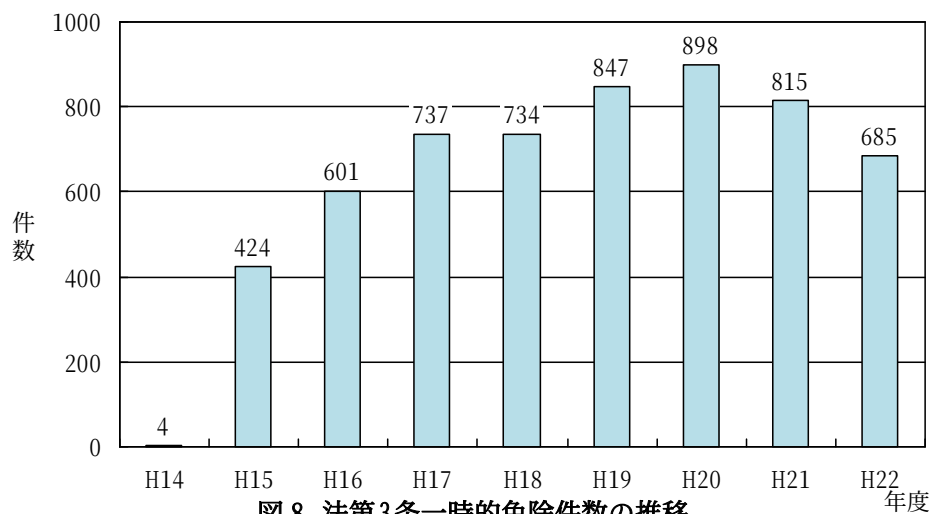


図8 法第3条一時的免除件数の推移

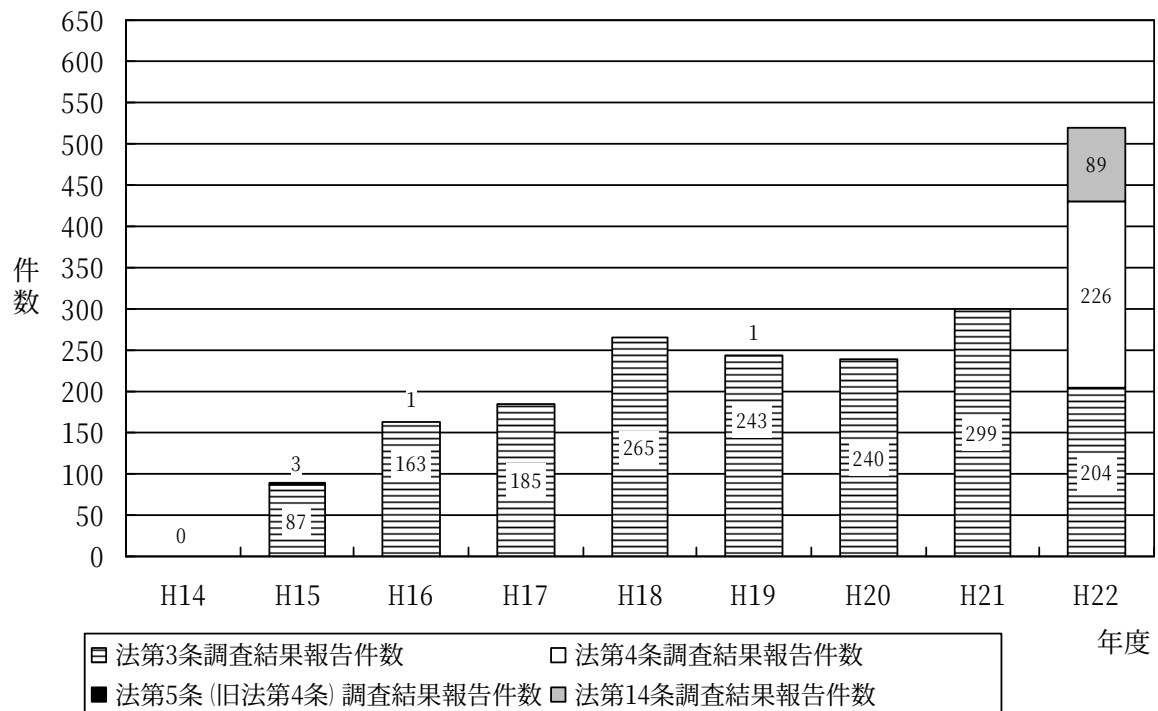


図9 法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく調査結果の報告件数の推移

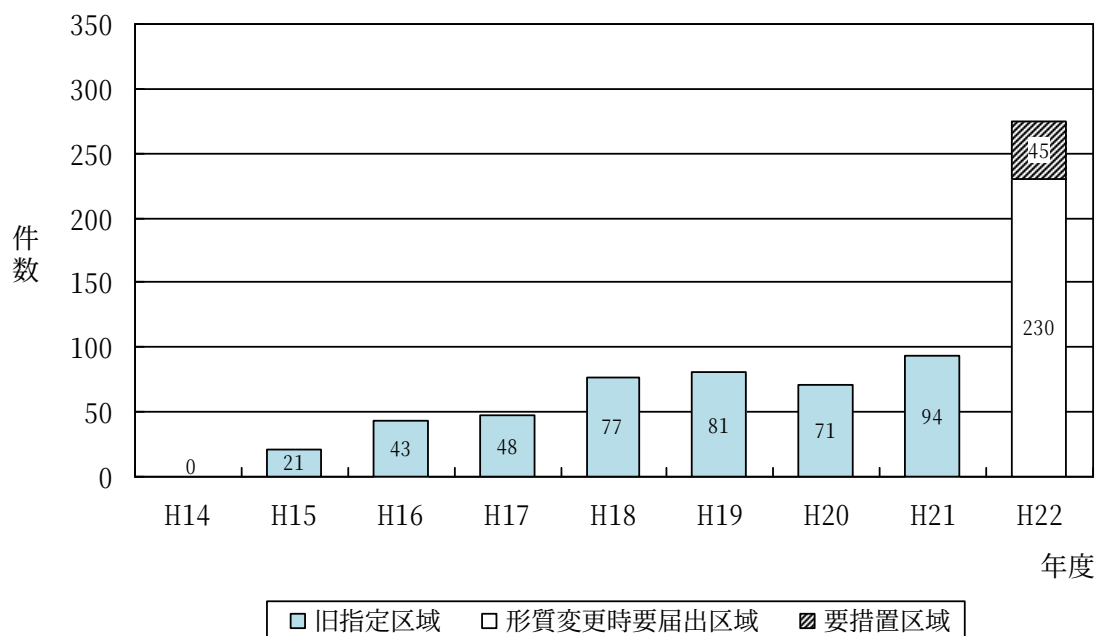


図 10 要措置区域等(旧指定区域) 指定件数の推移

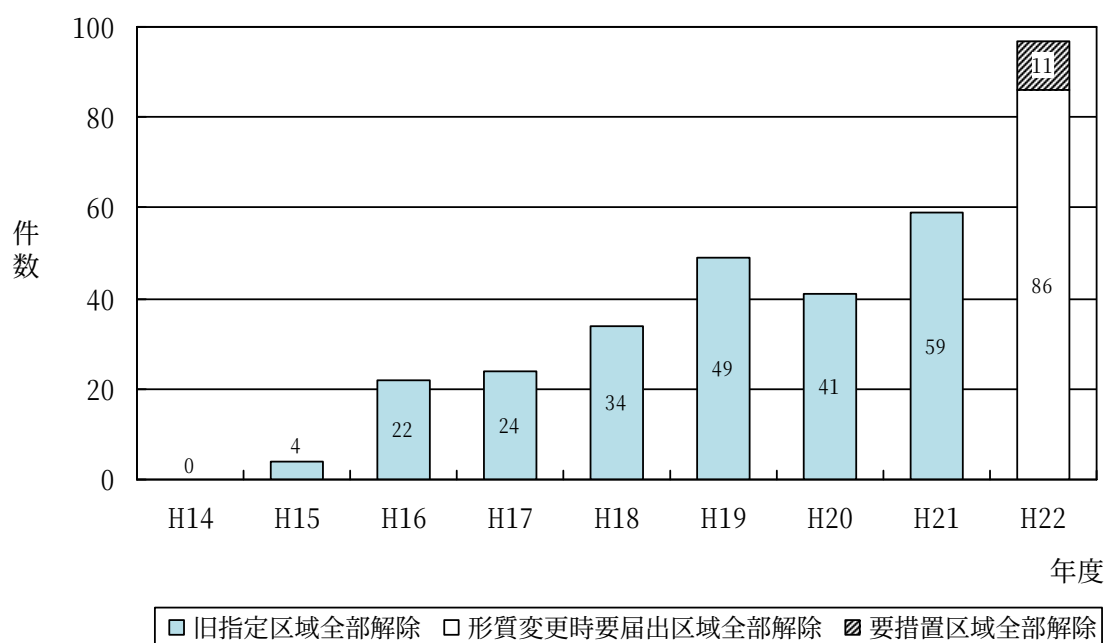


図 11 要措置区域等(旧指定区域) の解除件数の推移

3. 土壤汚染調査事例

3.1 土壤汚染状況調査について

3.1.1 法第3条に基づく調査

1) 法第3条調査の契機

法第3条調査の調査義務発生の契機となる、有害物質使用特定施設の廃止において、施設の種別に見ると、表4（平成22年度）及び表5（累計）に示すとおりである。

法第3条調査が適用された有害物質使用特定施設は、平成22年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に係る洗浄施設」の順に多かった。累計では、「電気めっき施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に係る洗浄施設」の順に多かった。

法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は、平成22年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に係る洗浄施設」の順に多かった。累計では、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「前各号（1～71の4に相当する施設※）を除く洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

※ 1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表4 法第3条調査に関する有害物質使用特定施設(平成22年度)

(重複回答有)

有害物質使用特定施設		法第3条調査が適用された有害物質使用特定施設	一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号		
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	精錬機及び精錬そう 19、ニ	4	0
	染色施設 19、ト	6	3
木材薬品処理業	薬液浸透施設 22、ロ	1	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設 23の2、イ	2	2
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 23の2、ロ	3	0
化学肥料製造業	廃ガス洗浄施設 24、ニ	0	1
無機顔料製造業	ろ過施設 26、ロ	0	1
	廃ガス洗浄施設 26、ホ	0	1
前2号(25、26に相当する施設 ^{注)})に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設 27、イ	1	4
	遠心分離機 27、ロ	2	1
	廃ガス洗浄施設 27、ヌ	1	4
合成樹脂製造業	水洗施設 33、ロ	0	1
前6号(31～36に相当する施設 ^{注)})に掲げる事業以外の石油化学工業	分離施設 37、ロ	0	1
	廃ガス洗浄施設 37、タ	0	1
第28号から前号(28～45に相当する施設 ^{注)})までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設 46、イ	1	7
	ろ過施設 46、ロ	1	5
	廃ガス洗浄施設 46、ニ	1	5
医薬品製造業	ろ過施設 47、ロ	0	2
	分離施設 47、ハ	0	1
	混合施設 47、ニ	0	2
	廃ガス洗浄施設 47、ホ	0	1
農薬製造業	混合施設 49	1	0
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設 50	1	0
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設 51の2	0	2
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設 53、イ	9	19
	廃ガス洗浄施設 53、ロ	1	2
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破碎施設 58、イ	1	1
非鉄金属製造業	廃ガス洗浄施設 62、ホ	1	4
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設 63、イ	5	4
	電解式洗浄施設 63、ロ	1	3
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 63、ハ	0	1
	廃ガス洗浄施設 63、ホ	15	28
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設 65	69	192
電気めつき	電気めつき施設 66	47	152
洗たく業	洗浄施設 67	21	69
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設 68	1	1
病院	ちゅう房施設 68の2、イ	2	1
	洗浄施設 68の2、ロ	4	4
	入浴施設 68の2、ハ	2	0
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設 71	0	1
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設 71の2、イ	45	108
	焼入れ施設 71の2、ロ	1	0
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設(廃掃法15条1項) 71の4、イ	0	1
	産業廃棄物処理施設(廃掃法15条2項) 71の4、ロ	0	1
前各号(1～71の4に相当する施設 ^{注)})を除く	洗浄施設 71の5	27	116
	蒸留施設 71の6	7	14
前2号(72し尿処理施設、73下水道終末処理施設)を除く	排出水処理施設 74	1	7
合計		285	774

注) 1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 5 法第3条調査に関する有害物質使用特定施設 (累計)

(重複回答有)

有害物質使用特定施設		法第3条調査が適用 された有害物質 使用特定施設	一時的免除された 有害物質使用 特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号		
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	原料浸せき施設 19、ハ	1	0
	精練機及び精練そう 19、ニ	9	1
	シルケット機 19、ホ	2	1
	漂白機及び漂白そう 19、ヘ	4	1
	染色施設 19、ト	42	25
	薬液浸透施設 19、チ	4	6
	のり抜き施設 19、リ	1	0
木材薬品処理業	薬液浸透施設 22、ロ	3	0
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設 23、イ	1	0
	抄紙施設 23、チ	1	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設 23の2、イ	6	9
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 23の2、ロ	6	5
化学肥料製造業	廃ガス洗浄施設 24、ニ	0	6
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	塩水精製施設 25、イ	0	1
	電解施設 25、ロ	0	1
無機顔料製造業	洗浄施設 26、イ	3	4
	ろ過施設 26、ロ	3	5
	廃ガス洗浄施設 26、ホ	3	16
前2号(25、26に相当する施設 ^{注1)})に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設 27、イ	4	18
	遠心分離機 27、ロ	2	13
	反応施設 27、ヘ	0	1
	廃ガス洗浄施設 27、ヌ	4	39
	湿式集じん施設 27、ル	0	6
メタン誘導品製造業	蒸りゆう施設 31、イ	0	1
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設 32、イ	0	2
	遠心分離機 32、ハ	0	2
	廃ガス洗浄施設 32、ニ	0	1
合成樹脂製造業	縮合反応施設 33、イ	0	1
	水洗施設 33、ロ	1	3
	静置分離器 33、ニ	2	2
	廃ガス洗浄施設 33、リ	0	1
有機ゴム薬品製造業	分離施設 35、ロ	0	1
	廃ガス洗浄施設 35、ハ	0	1
合成洗剤製造業	湿式集じん施設 36、ハ	0	1
前6号(31～36に相当する施設 ^{注1)})に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設 37、イ	2	15
	分離施設 37、ロ	4	19
	ろ過施設 37、ハ	0	1
	急冷施設及び蒸りゆう施設 37、ニ	0	3
	蒸りゆう施設 37、ホ	2	2
	廃ガス洗浄施設 37、タ	3	10

(続き)

(重複回答有)

有害物質使用特定施設		法第3条調査が適用された有害物質使用特定施設	一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号		
香料製造業	洗浄施設 41、イ	1	0
	抽出施設 41、ロ	1	0
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設 43	1	2
第28号から前号(28～45に相当する施設 ^{注1})までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設 46、イ	3	20
	ろ過施設 46、ロ	6	34
	廃ガス洗浄施設 46、ニ	4	34
	ろ過施設 47、ロ	1	16
医薬品製造業	分離施設 47、ハ	1	25
	混合施設 47、ニ	1	11
	廃ガス洗浄施設 47、ホ	2	20
農薬製造業	混合施設 49	1	0
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設 50	1	2
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設 51の2	1	21
皮革製造業	洗浄施設 52、イ	2	0
	石灰づけ施設 52、ロ	1	0
	タンニンづけ施設 52、ハ	1	0
	クロム浴施設 52、ニ	26	0
	染色施設 52、ホ	2	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設 53、イ	41	182
	廃ガス洗浄施設 53、ロ	7	27
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設 58、イ	6	17
	水洗式分別施設 58、ロ	1	1
	酸処理施設 58、ハ	1	1
	脱水施設 58、ニ	0	2
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設 61、ロ	0	3
非鉄金属製造業	還元そう 62、イ	0	2
	電解施設 62、ロ	0	5
	廃ガス洗浄施設 62、ホ	7	28
	湿式集じん施設 62、ヘ	1	2
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設 63、イ	19	32
	電解式洗浄施設 63、ロ	3	10
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 63、ハ	2	8
	廃ガス洗浄施設 63、ホ	71	229
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設 65	350	1,490
電気めつき	電気めつき施設 66	355	1,197
洗たく業	洗浄施設 67	310	563
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設 68	5	6
病院	ちゅう房施設 68の2、イ	10	6
	洗浄施設 68の2、ロ	33	34
	入浴施設 68の2、ハ	9	5
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設 71	0	1
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設 71の2、イ	317	819
	焼入れ施設 71の2、ロ	2	1
一般廃棄物処理	焼却施設 71の3	1	0
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設(廃掃法15条1項) 71の4、イ	2	8
	産業廃棄物処理施設(廃掃法15条2項) 71の4、ロ	0	9
前各号(1～71の4に相当する施設 ^{注1})を除く	洗浄施設 71の5	245	1,316
	蒸留施設 71の6	24	151
し尿処理	し尿処理施設 72	0	1
前2号(72し尿処理施設、73下水道終末処理施設)を除く	排水水処理施設 74	11	35
合計		2,002	6,600

注) 1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

2) 使用されていた特定有害物質

廃止された有害物質使用特定施設において、使用されていた特定有害物質は表6に示すとおりである。使用されていた特定有害物質は、「六価クロム化合物」、「シアン化合物」、「ふっ素及びその化合物」の順に多かった。

表 6 使用されていた特定有害物質 (平成 22 年度)

有害物質使用特定施設 (業種名、特定施設名及び号番号、記号)	施設数 (累計)	VOC (第一種)											重金属等 (第二種)										農薬等 (第三種)					合計 (並べ数)		
		四塩化炭素	一・一二ジクロロエタン	一・一二ジクロロエチレン	シス・一・一二ジクロロエチレン	一・一二ジクロロプロパン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・一トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物			
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	精練機及び精練そう 19、ニ	4	1											4														4		
	染色施設 19、ト	6	2											6														6		
木材薬品処理業	薬液浸透施設 22、ロ	1	0																									1		
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像 洗浄施設 23の2、イ	2	1						1	1																		2		
	自動式感光版付印刷 版現像洗浄施設 23の2、ロ	3	1									1	1	2	1			1			1				1			8		
前2号(25、26に相当する施設 ^(注))に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設 27、イ	1	0											1	1			1	1		1	1						6		
	遠心分離機 27、ロ	2	1									1	1	2	1			1							1			7		
第28号から前号(28～45に相当する施設 ^(注))までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	廃ガス洗浄施設 27、ヌ	1	0											1														1		
	水洗施設 46、イ	1	0											1	1			1	1		1	1						6		
第28号から前号(28～45に相当する施設 ^(注))までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	ろ過施設 46、ロ	1	0									1	1	1	1			1							1			6		
	廃ガス洗浄施設 46、ニ	1	0									1	1	1	1			1							1			6		
農業製造業	混合施設 49	1	0												1			1	1				1	1	1		1	7		
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設 50	1	0											1	1	1												3		
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設 53、イ	9	3			1	1		2	1		1		1	2			2	5	2	6	5						29		
	廃ガス洗浄施設 53、ロ	1	0								1				1						1							3		
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破碎施設 58、イ	1	0																			1						1		
非鉄金属製造業	廃ガス洗浄施設 62、ホ	1	0																		1	1						2		
金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。)	焼入れ施設 63、イ	5	2											2	3	5			2									12		
	電解式洗浄施設 63、ロ	1	0									1			1	1					1	1						5		
機又はアルカリによる表面処理	廃ガス洗浄施設 63、ホ	15	5						1	2	1		1		2	11	8		12	1	8	6						53		
	表面処理施設 65	69	24	3	2	3	4	2	6	7	8	2	11	3	6	34	25	3	1	3	29	4	47	30	1	1	1	4	1	241
電気めつき	電気めつき施設 66	47	16	3	3	4	4	3	6	4	6	3	10	3	4	31	36	2	2	5	23	3	20	32	2	2	2	3	2	218
洗たく業	洗浄施設 67	21	7			1	1		1	16			3			1					4							27		
写真現像業	自動式フィルム現像 洗浄施設 68	1	0												1							1						2		
病院	ちゅう房施設 68の2、イ	2	1										1			1	1		1									4		
	洗浄施設 68の2、ロ	4	1							1			1	1	1	3	2		1	2	1		1					14		
	入浴施設 68の2、ハ	2	1										1			1	1		1									4		
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設 71の2、イ	45	16	15	16	13	13	11	17	14	11	10	15	17	22	34	28	28	12	19	25	22	24	22	7	7	7	9	11	429
	焼入れ施設 71の2、ロ	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					21		
前各号(1～71の4に相当する施設 ^(注))を除く	洗浄施設 71の5	27	9			1	2		11	8	5	10		1	7	2			1	5	1	6	5						65	
	蒸留施設 71の6	7	2				1		4	5	2	3			1													16		
前2号(72し尿処理施設、73下水道終末処理施設)を除く	排水水処理施設 74	1	0										1		1	1	1		1	1	1					1		9		
合計		285	100	22	22	24	27	17	53	59	34	16	57	31	41	146	123	45	16	34	114	37	122	109	11	11	11	21	15	1218

(注) 1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

3) 法第3条調査が一時的免除となった有害物質使用特定施設

法第3条に規定する有害物質使用特定施設の廃止のうち、調査が一時的免除となった特定施設の特定有害物質別の件数は、以下に示すとおりである。なお、表7は平成 22 年度に一時的免除が確認された事例を、表8は法施行日(平成 15 年2月 15 日)以降に確認された事例の累計を示している。

調査が一時的免除となった施設は、平成 22 年度においては、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「前各号(1～71 の4に相当する施設※)を除く洗浄施設」の順に多かった。累計では、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「前各号(1～71 の4に相当する施設※)を除く洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

※ 1～71 の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 7 法第3条調査が一時的免除となった有害物質使用特定施設 (平成 22 年度)

有害物質使用特定施設 (業種名、特定施設名及び番号、記号)	施設数	VOC (第一種)										重金属等 (第二種)										農業等 (第三種)					合計 延べ数)			
		四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物				
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	染色施設 19、ト	3	0.4									2							1							3				
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像 洗浄施設 23の2、イ	2	0.3																	2						2				
化学肥料製造業	廃ガス洗浄施設 24、ニ	1	0.1																1							1				
無機顔料製造業	ろ過施設 26、ロ	1	0.1																1	1						2				
	廃ガス洗浄施設 26、ホ	1	0.1																1	1						2				
ろ過施設 27、イ	27、イ	4	0.5									2	2			1	1		1	1						9				
前2号(25、26に相当する施設 ^注)に掲げる事業 以外の無機化学工業製品製造業	遠心分離機 27、ロ	1	0.1								1							1	1							3				
	廃ガス洗浄施設 27、ヌ	4	0.5									2	1						1							4				
合成樹脂製造業	水洗施設 33、ロ	1	0.1															1								1				
前6号(31～36に相当する施設 ^注)に掲げる事業 以外の石油化学工業	分離施設 37、ロ	1	0.1	1						1																2				
	廃ガス洗浄施設 37、タ	1	0.1	1						1																2				
第28号から前号(28～45に相当する施設 ^注) までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設 46、イ	7	0.9					3	1	1		1	3			1	1		2	1						14				
	ろ過施設 46、ロ	5	0.6					2				2						1								5				
	廃ガス洗浄施設 46、ニ	5	0.6					2				3														5				
医薬品製造業	ろ過施設 47、ロ	2	0.3					1				1	1						1							4				
	分離施設 47、ハ	1	0.1					1																		1				
	混合施設 47、ニ	2	0.3					1						1												2				
	廃ガス洗浄施設 47、ホ	1	0.1	1				1				1														3				
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、 ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設 51の2	2	0.3															1					2			3				
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設 53、イ	19	2.5					1				2		1			1	14	4	10	11					44				
	廃ガス洗浄施設 53、ロ	2	0.3																2							2				
窯業原料(うわ窯原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設 58、イ	1	0.1																	1						1				
非鉄金属製造業	廃ガス洗浄施設 62、ホ	4	0.5									1						1	2	1						5				
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設 63、イ	4	0.5								2							1		1	1					5				
	電解式洗浄施設 63、ロ	3	0.4								1		2						1							4				
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 63、ハ	1	0.1									1														1				
	廃ガス洗浄施設 63、ホ	28	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	11	5	1	1	7	1	19	6	1	1	1	71			
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設 65	192	24.8	1	1	1	2	1	10	2	3	1	10	1	4	49	26	2	4	25	7	124	50				324			
電気めつき	電気めつき施設 66	152	19.6					3	2	2	6	1	1	66	65	1	5	33	1	35	52						273			
洗たく業	洗浄施設 67	69	8.9		1	1		3	57	7	1	1	1	1	2	2	1		1	4	1			1		84				
写真現像業	自動式フィルム現像 洗浄施設 68	1	0.1									1	1		1			1		1	1					6				
病院	ちゅう房施設 68の2、イ	1	0.1					1					1	1												3				
	洗浄施設 68の2、ロ	4	0.5					2				1	2	4	2			2	1							14				
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設 71	1	0.1	1							1				1											3				
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に 関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設 71の2、イ	108	14.0	28	21	14	16	13	33	19	16	14	20	35	39	46	57	48	7	32	51	42	59	44	8	6	6	10	10	694
	産業廃棄物処理施設(廃掃法15条1項) 71の4、イ	1	0.1												1												1			
	産業廃棄物処理施設(廃掃法15条2項) 71の4、ロ	1	0.1																						1		1			
前各号(1～71の4に相当する施設 ^注)を除く	洗浄施設 71の5	116	15.0	1	1	2	3	1	57	13	3	1	48	1	1	5	6	1		1	4	1	7	1	1	1	1	1	163	
	蒸留施設 71の6	14	1.8	1	1	1	1	1	6	3	2	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	40		
前2号(72し尿処理施設、73下水道終末処理施設)を除く	排水処理施設 74	7	0.9	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1		1	3	1	6	3	1	1	1	1	36		
合計		774	100	34	29	21	25	18	122	105	38	19	103	45	56	197	180	62	7	48	150	62	280	178	12	10	12	16	14	1,843

注) 1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第11に規定する特定施設」を参照。

3.1.2 法第4条に基づく調査

法第4条調査の調査義務発生の契機となる、平成 22 年度における法第4条第1項に基づく形質変更届出件数は 10,815 件であり、法第4条第2項の調査命令の発出された件数は 270 件であった。

面積別の形質変更届出件数及び調査命令件数をみると、表9に示すとおりである。

形質変更届出件数においては、「3,000m² 以上 5,000m² 未満」、「7,000m² 以上 10,000m² 未満」、「15,000m² 以上 30,000m² 未満」の順に多かった。調査命令件数では、「3,000m² 未満」、「3,000m² 以上 5,000m² 未満」、「7,000m² 以上 10,000m² 未満」の順に多かった。

また、形質変更届出の平均面積は 68,590 m²、最大面積は 95,511,568m²であった。調査命令の平均面積は 18,299 m²、最大面積は 2,651,000 m²であった。

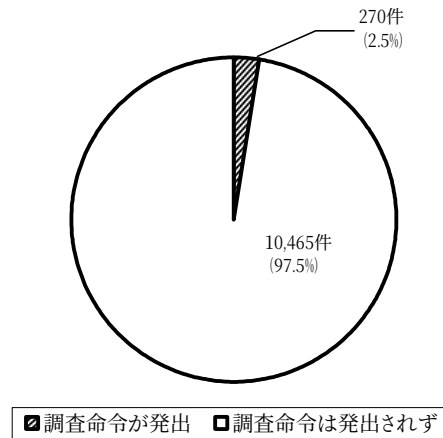
調査命令が発出された件数と発出されなかった件数は、図 12 に示すとおりである。調査命令が発出されなかった件数 10,465 件 (97.5%) に対し、調査命令が発出された件数は 270 件 (2.5%) であった。

表 9 面積別の形質変更届出件数及び調査命令件数

面積 (m ²)	形質変更届出件数	調査命令件数
$0 \leq S < 3,000$	327	108
$3,000 \leq S < 5,000$	2,390	41
$5,000 \leq S < 7,000$	1,573	22
$7,000 \leq S < 10,000$	1,664	27
$10,000 \leq S < 15,000$	1,276	17
$15,000 \leq S < 30,000$	1,581	21
$30,000 \leq S < 50,000$	671	11
$50,000 \leq S < 100,000$	530	1
100,000m ² 以上	781	2
小計	10,793	250
不明	22	20
回答事例数	10,815	270
平均面積 (m ²)	68,590	18,299
中央面積 (中央値) (m ²)	8,946	3,868
最大面積 (m ²)	95,511,568	2,651,000
合計面積 (m ²)	740,286,945	4,574,868

※3,000 m²未満の面積における形質変更の届出理由例

工事計画全体では 3,000 m²以上であるが、用地取得等に伴い敷地の一部に工期のずれが生じた。これより、着工する敷地から形質変更の届出を提出するため、届出面積は 3,000 m²未満となった。



注) 形質変更届出件数 10,815 件のうち、調査命令発出手続中あるいは検討中の件数「80 件」は含まれない。

図 12 形質変更の届出件数と調査命令件数

3.1.3 法第5条に基づく調査

法第5条調査の調査義務となる、調査命令の発出の契機は表 10 に示すとおりである。平成 22 年度における法第5条第1項に基づく調査命令の発出はなかった。

表 10 法第5条調査命令の発出の契機

(件数: 複数回答有)

	調査結果報告件数		不適合事例		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計
行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域の調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	0	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱に基づく土壌調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌調査	0	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
その他	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
回答事例数	0	(5)	0	(3)	0	(1)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。

注2) () 内の数字は、法施行日 (平成15年2月15日) 以降、平成22年度末までの累計件数である。

3.1.4 調査の省略を行った事例

法第3条、法第4条、法第5条に基づく土壌汚染状況調査において、法施行規則第 11 条に基づき調査を省略した段階別件数は、表 11 に示すとおりである。

表 11 調査を省略した段階別件数(平成 22 年度)

(複数回答有)

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	合計
特定有害物質の種類の選定を省略	1	5	0	6
おそれの区分の分類を省略	1	4	0	5
試料採取等を行う区画の選定を省略	0	4	0	4
試料採取等の実施を省略	9	17	0	26
うち土壌ガス調査又は地下水調査	1	0	0	1
うち土壌ガスが検出された場合のボーリング調査	5	2	0	7
うち30m格子内の汚染範囲確定のための追加的試料採取	2	5	0	7
合計	11	30	0	41
調査結果報告件数合計	204	226	0	430

3.1.5 法第14条に基づく指定の申請

法第14条に基づく指定の申請が行われた理由を表12に示す。「自主調査により汚染が確認されたため」、「法第4条第2項に該当することが見込まれたため」、「法の管理下に置くことにより適正管理・汚染拡散防止を図るため」の順に多かった。

表12 法第14条申請を行った理由

(重複有)

法第14条申請を行った理由	件数	事例
自主調査により汚染が確認されたため	31	・自主調査の結果、土壌もしくは地下水の汚染が確認されたため。 ・申請者が自主調査結果に基づき区域の指定を希望したため。 ・汚染された土地を改変しようとしたため。 ・既存施設を取り壊し、施設を新設するため。
法第4条2項に該当することが見込まれたため	16	・法第4条2項の調査命令発出による土地改変等工事のスケジュールへの影響を抑えるため。
法の管理下に置くことにより適正管理・汚染拡散防止を図るため	11	・指定解除の際に除去された旨の公的な確認を得るため。 ・同敷地内の法対象の土地と法対象外(かつ条例対象)の土地と一括管理するため。 ・情報公開し、対策を確実に行う必要があったため。 ・法対象外ではあるが汚染が確認された土地について、適正管理・汚染拡散防止のため。
土地改変等開発行為の促進・円滑化のため	11	・建設工事の早期着手のため。 ・開発工事等の工期への影響を抑えるため。
不動産取引の円滑化を図るため	9	・土地売却に際し、汚染状況を示す必要があったため。 ・指示措置に従い、土地の有効利用を図るため。 ・工場跡地を売却するため。 ・土地の売買時の買主側の希望により。 ・事業所の所有者変更時に調査し、汚染が判明したため。
敷地内/隣接地の汚染土壌の持ち込み・処理のため	9	・隣接する要措置区域等から汚染土壌を持ち込み、保管や不溶化処理等を行うため。 ・同一敷地内で汚染土壌を移動させ、処理を行うため。 ・汚染土壌の運搬通路および汚染土壌置場となる土地があるため。
不明	6	
	89	

3.1.6 過去に調査が行われていた土地での調査事例

平成 22 年度に報告があった法に基づく調査のうち、過去に調査が行われていた調査件数は表 13 のとおりである。

調査義務が発生した法第3条調査のうち、法改正以前に法第3条調査が実施された件数は6件、法施行前に調査が実施された件数は2件であった。調査命令の発出された法第4条調査のうち、法改正以前に法第3条調査が実施された件数は12件、法施行前に調査が実施された件数は18件であった。法第14条に基づく申請のうち、法改正以前に法第3条調査が実施された件数は4件、法施行前に調査が実施された件数は6件であった。

表 13 過去に調査が行われていた土地での調査件数(平成 22 年度)

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	法第14条 調査	合計
土壌汚染対策法が改正される前(平成15年2月15日から平成22年3月31日)に法第3条調査を実施していた件数	6	12	0	4	22
土壌汚染対策法の施行前(平成15年2月14日以前)に調査を実施していた件数	2	18	0	6	26

※過去に行われた調査と平成 22 年度に行われた調査の関係について(例)

- ①法が改正される前(平成 15 年 2 月 15 日から平成 22 年 3 月 31 日)に法第 3 条調査を実施していた事例
 - ・ 有害物質使用特定施設の廃止に伴って、過去に旧法第 3 条に基づく調査を実施したことがある。今回、同一の敷地内で形質変更の届出があり、有害物質使用の履歴から調査命令を発出し、調査を行なった。
- ②法の施行前(平成 15 年 2 月 14 日以前)に調査を実施していた件数
 - ・ 土地の所有者が区画整理事業に伴い、自主的に実施したものが報告されていた。また、調査結果では、汚染が確認されていた。その調査結果と新たに実施された自主的な調査結果について、法第 14 条に基づく指定の申請が行われた。
 - ・ 事業者が自主的に自社の事業所を調査した結果が報告されていた。その結果では、汚染が確認されており、今回同一の敷地内で形質変更の届出があったことから、法第 4 条第 2 項に基づく調査命令を発出し、調査を実施した。

3.1.7 調査対象物質・調査方法

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壤汚染状況調査事例（平成22年度519件、累計2,006件）において、調査対象物質及び調査内容をみると、表14及び表15のとおりである。

調査対象物質は、VOCでは「トリクロロエチレン」、「1,1-ジクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「六価クロム化合物」の順に多かった。また農薬等では、「ポリ塩化ビフェニル」、「有機りん化合物」、「チウラム」の順に多かった。

調査方法は、VOCでは土壤ガス調査が259件、土壤溶出量調査が258件、重金属等では土壤溶出量調査が403件、土壤含有量調査が404件、農薬等では土壤溶出量調査が116件であった。

表14 調査対象物質

(複数回答有)																										
	VOC (第一種)											重金属等 (第二種)								農薬等 (第三種)						
	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シスー一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物
法第3条調査	39	36	80	80	31	59	64	53	33	86	47	48	108	96	52	19	42	89	45	101	88	20	20	20	28	24
法第4条調査	68	67	85	84	53	75	70	67	58	84	107	84	107	93	94	30	69	150	107	121	87	26	25	27	55	31
法第5条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条調査	53	52	57	57	49	55	57	55	52	58	61	51	54	55	55	47	52	76	69	72	53	27	27	29	44	30
平成22年度	160	155	222	221	133	189	191	175	143	228	215	183	269	244	201	96	163	315	221	294	228	73	72	76	127	85
累計	(301)	(279)	(729)	(714)	(219)	(453)	(591)	(306)	(241)	(736)	(365)	(358)	(829)	(643)	(378)	(137)	(293)	(666)	(386)	(654)	(652)	(141)	(142)	(143)	(201)	(164)

注1) 法第3条（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地）調査による対象物質である。

注2) 法第4条（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合）調査による対象物質である。

注3) 法第5条（土壤汚染による健康被害が生ずる恐れがある土地）調査により追加された地歴調査の対象物質である。

注4) 法第14条第3項に合致したもののみである。

注5) 累計は、法施行日（平成15年2月15日）以降、平成22年度末までの件数である。

表15 調査方法

(複数回答有)

特定有害物質の種別	調査方法	件数	
		22年度	累計
VOC (第一種)	土壤ガス調査	259	(800)
	土壤溶出量調査	258	(524)
重金属等 (第二種)	土壤溶出量調査	403	(1155)
	土壤含有量調査	404	(1228)
農薬等(第三種)	土壤溶出量調査	116	(213)

注1) ()内の数字は、法施行日（平成15年2月15日）以降、平成22年度末までの累計件数である。

注2) 調査を省略した事例は除く

3.1.8 業種区分

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壤汚染状況調査の対象となった業種を、調査対象物質でみると表16のとおりである。調査対象となった業種は、「金属製品製造業」、「輸送用機械器具製造業」、「地方公務」の順に多かった。

表16 業種区分別の調査結果報告件数及び調査対象物質(平成22年度)

(複数回答有)

業種区分 (日本標準産業分類による大分類・中分類 の分類項目及び分類記号・分類番号) [※]	調査結果 報告件数 (H22)	VOC(第一種)										重金属等(第二種)										農薬等(第三種)					合計 (延べ数)			
		四 塩 化 炭 素	一・二・ジ ク ロ ロ エ タ ン	一・一・ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	シ ス ー 一・二・ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	一・三・ジ ク ロ ロ ブ ロ ペ ン	ジ ク ロ ロ メ タ ン	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	一・一・一・ト リ ク ロ ロ エ タ ン	一・一・二・ト リ ク ロ ロ エ タ ン	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	ペ ン ゼ ン	カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物	六 価 ク ロ ム 化 合 物	シ ア ン 化 合 物	水 銀 及 び そ の 化 合 物	アル キ ル 水 銀	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	鉛 及 び そ の 化 合 物	砒 素 及 び そ の 化 合 物	ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物	ほう 素 及 び そ の 化 合 物	シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	チ ウ ラ ム	ポ リ 塩 化 ビ フ エ ニ ル (P C B)		有 機 りん 化 合 物		
D 建設業	5	1.0	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2	3	2	3	2	2	2	1	3	3	3	1	1	1	1	1	1	45	
総合工事業	(6)	5	1.0	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2	3	2	3	2	2	2	1	3	3	3	1	1	1	1	1	45	
E 製造業	194	37.3	42	42	72	71	32	62	52	60	37	76	56	41	89	78	46	19	35	96	49	107	82	12	12	15	32	15	1,330	
食料品製造業	(9)	2	0.4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	47	
飲料・たばこ・飼料製造業	(10)	1	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	25	
繊維工業	(11)	7	1.3			4	4		1	3	3		4	1		5	1			2		2	1				1		32	
木材・木製品製造業(家具を除く)	(12)	1	0.2					1																					1	
パルプ・紙・紙加工品製造業	(14)	1	0.2						1																				1	
印刷・同関連業	(15)	4	0.8										1	1	1	2	1			3			1						10	
化学工業	(16)	17	3.3	2	4	3	3		4		1	1	2	5	2	5	6	7	2	1	5	7	9	5	1	1	1	2	80	
石油製品・石炭製品製造業	(17)	7	1.3	2	1	1	1		1	1	1		1	6	1		1	2			5	2	3	1			4		34	
プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	(18)	2	0.4												1	1			1	2		1	1						7	
ゴム製品製造業	(19)	3	0.6	1		1	1		1	1	1		1	1					1	2	1					1			13	
なめし革・同製品・毛皮製造業	(20)	1	0.2													1													1	
窯業・土石製品製造業	(21)	13	2.5	1	1	2	2	1	2	1	2	1	2	1	2	7			1	4	3	6	6						45	
鉄鋼業	(22)	7	1.3	3	3	3	3	2	3	2	2	2	3	4	2	4	5	3	1	2	4	2	5	5	2	2	2	3	2	74
非鉄金属製造業	(23)	2	0.4												1					1		1							3	
金属製品製造業	(24)	54	10.4	10	10	20	19	9	17	15	13	11	22	11	11	33	34	8	4	10	22	8	30	29	3	3	3	6	3	364
はん用機械器具製造業	(25)	2	0.4					1							1						1	1							4	
生産用機械器具製造業	(26)	1	0.2																		1								1	
業務用機械器具製造業	(27)	5	1.0			1	1		1		1		1	1	2	1	1	1	1	2	4	3	3	3					27	
電子部品・デバイス・電子回路 製造業	(28)	10	1.9	1	2	3	3	1	3	1	4	2	4	2	1	3	3	1			6	2	9	4					55	
電気機械器具製造業	(29)	15	2.9	5	5	10	10	5	7	8	8	5	11	5	7	6	5	6	4	5	8	6	11	8	3	3	3	5	3	162
情報通信機械器具製造業	(30)	3	0.6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	3	2	1	1	1	1	1	47
輸送用機械器具製造業	(31)	25	4.8	6	5	11	11	4	9	8	12	5	11	7	5	10	9	6	1	5	16	8	16	10				4		179
その他の製造業	(32)	11	2.1	6	6	8	8	5	6	6	7	5	8	6	2	5	5	7	3	2	7	2	3	2			2	4	3	118

(続き)

(複数回答有)

業種区分 (日本標準産業分類による大分類・中分類 の分類項目及び分類記号・分類番号) ※	調査結果 報告件数 (H22)	VOC(第一種)										重金属等(第二種)										農薬等(第三種)						合計 (延べ数)		
		四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (P C B)	有機りん化合物			
F 電気・ガス・熱供給・水道業	8	1.5	5	6	5	5	4	5	5	5	5	5	6	6	6	7	6	6	6	7	8	8	6	3	3	3	4	3	138	
電気業 (33)	3	0.6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	3	2	63	
ガス業 (34)	4	0.8	3	4	3	3	2	3	3	3	3	3	4	3	3	4	3	3	3	4	4	4	3	1	1	1	1	1	73	
水道業 (36)	1	0.2																		1	1								2	
H 運輸業、郵便業	11	2.1	5	5	6	6	5	6	5	6	5	6	9	6	8	6	6	4	5	8	8	7	5				3		130	
鉄道業 (42)	4	0.8	3	3	4	4	3	4	3	4	3	4	4	3	4	3	4	2	3	4	3	4	3				1		73	
道路旅客運送業 (43)	2	0.4											2	1	2	1			2	1									9	
道路貨物運送業 (44)	3	0.6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			2			45	
倉庫業 (47)	2	0.4																		2	1								3	
I 卸売・小売業	11	2.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	2	3	2	2	1	1	8	2	2	2	1	1	1	1	1	1	48
その他の卸売業 (55)	2	0.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	
各種商品小売業 (56)	1	0.2												1															1	
織物・衣服・身の回り品小売業 (57)	1	0.2																		1									1	
飲食料品小売業 (58)	1	0.2											1	1	1	1			1	1		1						7		
その他の小売業 (60)	6	1.2										6							6										12	
K 不動産業、物品賃貸業	6	1.2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	4	3	4		3	6	3	3	3	1	1	1	1	2	1	72
不動産取引業 (68)	2	0.4												1		1			2										4	
不動産賃貸業・管理業 (69)	4	0.8	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3		3	4	3	3	3	1	1	1	1	2	1	68
L 学術研究、専門・技術サービス業	20	3.8	10	8	11	11	8	9	10	7	7	11	12	14	18	15	16	4	11	13	13	11	11	7	7	7	9	9	269	
学術・開発研究機関 (71)	16	3.1	8	6	8	8	6	7	8	5	5	8	10	10	14	11	12	3	8	10	10	8	8	5	5	5	6	6	200	
広告業 (73)	1	0.2												1	1	1	1		1		1	1						7		
技術サービス業(他に分類されないもの) (74)	3	0.6	2	2	3	3	2	2	2	2	2	3	2	3	3	3	3	1	2	3	3	2	2	2	2	2	3	3	62	
M 宿泊業、飲食サービス業	2	0.4			1	1		1			1					1			1	1	1	1	1						9	
宿泊業 (75)	1	0.2														1			1	1	1	1							5	
飲食店 (76)	1	0.2			1	1		1			1																		4	
N 生活関連サービス業、娯楽業	16	3.1	2	2	15	15	2	3	16	3	2	15	2	2	2	2	2	1	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	107
洗濯・理容・美容・浴場業 (78)	15	2.9	1	1	14	14	1	2	15	2	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	82
娯楽業 (80)	1	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	25	

(続き)

(複数回答有)

業種区分 (日本標準産業分類による大分類・中分類 の分類項目及び分類記号・分類番号) ※	調査結果 報告件数 (H22)	VOC (第一種)										重金属等 (第二種)										農薬等 (第三種)					合計 (延べ数)		
		四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	シスー一・二ジクロロエチレン	一・三ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (P C B)		有機りん化合物	
O 教育、学習支援業	9	1.7	6	6	6	6	5	6	6	6	5	6	6	5	5	5	5	4	5	5	5	6	6	1	1	1	1	1	120
学校教育 (81)	5	1.0	3	3	3	3	2	3	3	3	2	3	3	4	4	4	4	3	4	4	4	4	5						71
その他の教育、学習支援業 (82)	4	0.8	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	49
P 医療、福祉	22	4.2	7	6	8	8	6	7	8	7	6	8	10	11	13	17	16	8	11	13	11	14	11	4	4	4	6	7	231
医療業 (83)	17	3.3	6	5	7	7	5	5	7	6	5	7	8	8	10	12	13	8	8	10	9	12	9	3	3	3	5	4	185
保健衛生 (84)	5	1.0	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	3	3	5	3		3	3	2	2	2	1	1	1	1	3	46
Q 複合サービス事業	1	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
協同組合 (他に分類されないもの) (87)	1	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
R サービス業	11	2.1	2	2	3	3	1	4	4	3	2	4	5	4	5	3	4	1	2	6	2	6	3	2	1	1	2	1	76
廃棄物処理業 (88)	6	1.2	1	1	2	2	1	2	3	2	1	3	2	3	3	3	3	1	2	3	1	3	3	2	1	1	2	1	52
自動車整備業 (89)	1	0.2	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1		1				1	1									13
機械等修理業 (別掲を除く) (90)	1	0.2						1					1	1	1		1			1	1								7
その他の事業サービス業 (92)	2	0.4																		2									2
その他のサービス業 (95)	1	0.2										1							1										2
S 公務 (他に分類されるものを除く)	29	5.6	6	6	8	8	6	6	8	6	6	8	9	12	15	16	16	11	13	19	15	16	13	4	4	5	5	6	247
国家公務 (97)	7	1.3	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	4	5	5	5	4	4	7	5	4	4				1	1	59
地方公務 (98)	22	4.2	5	5	7	7	6	5	7	5	5	7	8	8	10	11	11	7	9	12	10	12	9	4	4	5	4	5	188
T 分類不能の産業	1	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
分類不能の産業 (99)	1	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
不明	175	33.7	68	66	80	80	58	75	69	66	62	81	84	74	97	87	74	34	67	125	96	102	81	33	33	33	57	36	1,818
合計	520	100	161	156	222	221	134	190	191	176	144	228	216	184	270	245	202	97	164	314	220	291	229	73	72	76	127	85	4,688

※ 業種区分は日本標準産業分類 (平成19年11月改定) を使用した。

3.2 区域の指定について

3.2.1 要措置区域等の指定状況

1) 特定有害物質別及び調査内容別の要措置区域等指定件数

要措置区域等において基準不適合であった特定有害物質別の指定件数をみると表 17 及び図 13 のとおりであり、要措置区域等のうち、VOC のみの基準不適合は 13 件 (累計 119 件)、重金属等のみの基準不適合は 207 件 (累計 512 件)、複合汚染 (VOC、重金属等、農薬等のいずれか2種類以上の基準不適合) は 13 件 (累計 37 件)、調査の省略は 42 件 (累計 42 件) であった。また、農薬等の基準不適合はなかった。平成 22 年度及び累計のいずれも重金属等の基準不適合件数が多かった。

要措置区域等において基準不適合が確認された調査内容をみると表 18 のとおりである。平成 22 年度に指定された要措置区域等では、土壌溶出量基準不適合は 239 件 (要措置区域 43 件、形質変更時要届出区域 196 件)、土壌含有量基準不適合は 232 件 (要措置区域 37 件、形質変更時要届出区域 195 件)、土壌ガス調査検出は 153 件 (要措置区域 29 件、形質変更時要届出区域 124 件)、調査の省略により基準不適合とみなされた件数は 42 件 (要措置区域4件、形質変更時要届出区域 38 件) であった。累計では、土壌溶出量基準不適合は 616 件、土壌含有量基準不適合は 395 件、土壌ガス調査検出は 178 件であった。

表 17 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

年度		要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	調査の省略
H14		-	-	0	0	0	0	0	-
H15		-	-	21	4	15	0	2	-
H16		-	-	43	12	28	0	3	-
H17		-	-	48	18	29	0	1	-
H18		-	-	77	24	46	0	7	-
H19		-	-	81	15	61	0	5	-
H20		-	-	71	13	55	0	3	-
H21		-	-	94	20	71	0	3	-
H22	法第3条	22	65	87	8	71	0	4	4
	法第4条	10	106	116	3	93	0	4	16
	法第5条	0	0	0	0	0	0	0	0
	法第14条	13	54	67	2	42	0	5	18
	法第3条・第14条	0	1	1	0	1	0	0	0
	法第4条・第14条	0	4	4	0	0	0	0	4
合計		45	230	275	13	207	0	13	42
累計		45	230	710	119	512	0	37	42

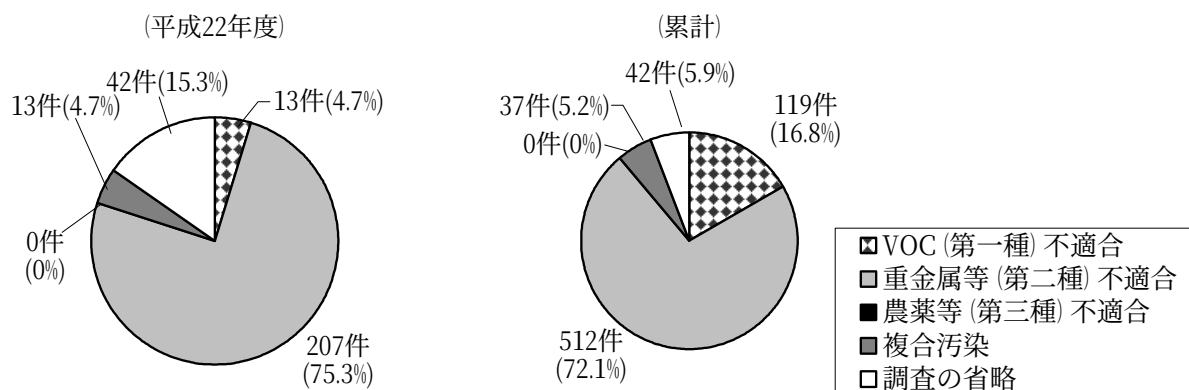


図 13 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

表 18 調査内容別の要措置区域等指定件数

(件数:重複有)

年度		区域指定件数			
		土壌溶出量	土壌含有量	土壌ガス調査	調査の省略
H14		0	0	0	-
H15		19	11	3	-
H16		39	17	1	-
H17		42	18	5	-
H18		66	32	4	-
H19		71	27	3	-
H20		67	25	3	-
H21		73	33	6	-
H22	要措置区域	43	37	29	4
	形質変更時 要届出区域	196	195	124	38
累計		616	395	178	42

注1) 土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査の各不適合事例は重複するため、指定件数の合計とは一致しない。
 注2) 平成21年度以前は、指定区域の件数である。

2) 都道府県・政令市別の調査結果報告件数及び要措置区域等指定件数

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査及び法第 14 条申請による調査結果の報告件数 (平成 22 年度 519 件、累計 2,006 件) と、その調査結果に基づく要措置区域等の指定 (平成 22 年度 275 件、累計 710 件) において、都道府県・政令市別にみると表 19 のとおりである。平成 22 年度においては、調査結果報告件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多く、要措置区域等の指定件数も、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

表 19 都道府県・政令市別の調査結果報告件数及び要措置区域等指定件数

(件数)

都道府県・政令市		調査結果 報告件数		要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染		調査の省略
		H22	累計	H22	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	
北海道地区	北海道	3	(18)	0	2	(4)	0	(0)	1	(3)	0	(0)	0	(0)	0	1
	札幌市	0	(5)	0	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	函館市	1	(1)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	旭川市	0	(5)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	計	4	(29)	0	2	(5)	0	(1)	1	(3)	0	(0)	0	(0)	0	1
東北地区	青森県	1	(3)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	青森市	1	(2)	0	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	0
	八戸市	1	(3)	0	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	1
	岩手県	2	(12)	1	1	(2)	0	(0)	1	(3)	0	(0)	1	(1)	0	0
	盛岡市	4	(5)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	宮城県	3	(6)	1	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	1
	仙台市	3	(8)	2	1	(3)	0	(0)	2	(3)	0	(0)	0	(0)	0	1
	秋田県	0	(4)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	秋田市	0	(1)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	山形県	2	(11)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	山形市	0	(3)	0	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	福島県	2	(12)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	福島市	0	(0)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	郡山市	1	(12)	0	1	(2)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	1
	いわき市	3	(6)	0	3	(3)	0	(0)	3	(3)	0	(0)	0	(0)	0	0
	計	23	(88)	4	8	(17)	0	(1)	7	(11)	0	(0)	1	(1)	0	4
関東地区	茨城県	6	(12)	2	2	(4)	0	(0)	3	(5)	0	(0)	1	(1)	0	0
	水戸市	1	(1)	1	0	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	0
	つくば市	2	(13)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	栃木県	7	(18)	3	2	(5)	1	(3)	4	(6)	0	(0)	0	(1)	0	0
	宇都宮市	1	(5)	0	1	(5)	0	(2)	1	(1)	0	(0)	0	(2)	0	0
	群馬県	7	(19)	0	2	(7)	0	(2)	1	(4)	0	(0)	0	(0)	0	1
	前橋市	0	(9)	0	0	(3)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	0
	高崎市	2	(3)	0	1	(2)	0	(0)	1	(2)	0	(0)	0	(0)	0	0
	伊勢崎市	3	(6)	1	0	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	0
	太田市	0	(4)	0	1	(2)	0	(0)	1	(2)	0	(0)	0	(0)	0	0
	埼玉県	19	(62)	0	9	(27)	1	(5)	6	(20)	0	(0)	1	(1)	0	1
	さいたま市	3	(14)	0	2	(7)	0	(3)	2	(4)	0	(0)	0	(0)	0	0
	川越市	9	(16)	1	2	(3)	1	(1)	2	(3)	0	(0)	0	(0)	0	0
	熊谷市	0	(0)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	川口市	3	(9)	0	1	(4)	0	(0)	1	(4)	0	(0)	0	(0)	0	0
	所沢市	1	(4)	1	1	(2)	0	(0)	2	(2)	0	(0)	0	(0)	0	0
	春日部市	0	(0)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	草加市	1	(5)	0	1	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	越谷市	1	(5)	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	0
	千葉県	5	(24)	0	1	(8)	0	(5)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	1
	千葉市	0	(4)	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	0
	市川市	1	(11)	0	1	(3)	0	(1)	1	(2)	0	(0)	0	(0)	0	0
	船橋市	1	(9)	0	0	(4)	0	(2)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	0
	松戸市	2	(7)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	柏市	2	(8)	1	0	(4)	0	(0)	1	(3)	0	(0)	0	(1)	0	0
	市原市	4	(4)	0	2	(2)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	1
	東京都	90	(383)	4	36	(146)	0	(28)	37	(105)	0	(0)	2	(12)	0	1
	八王子市	3	(4)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	町田市	1	(3)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	神奈川県	12	(20)	0	4	(7)	1	(2)	3	(5)	0	(0)	0	(0)	0	0
	横浜市	28	(59)	3	15	(34)	2	(7)	5	(16)	0	(0)	3	(3)	0	8
	川崎市	5	(34)	0	5	(15)	1	(1)	4	(14)	0	(0)	0	(0)	0	0
	相模原市	5	(18)	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	0
	横須賀市	4	(11)	0	1	(7)	0	(2)	1	(4)	0	(0)	0	(1)	0	0
	平塚市	8	(14)	0	4	(9)	0	(1)	3	(7)	0	(0)	1	(1)	0	0
	藤沢市	0	(6)	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	0
	小田原市	0	(4)	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	0
	茅ヶ崎市	2	(4)	0	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	0	0
	厚木市	1	(6)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	大和市	0	(7)	0	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	0
	新潟県	7	(26)	0	2	(8)	0	(1)	2	(7)	0	(0)	0	(0)	0	0
	新潟市	2	(11)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	長岡市	0	(5)	0	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	0
	上越市	0	(3)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	山梨県	3	(16)	1	0	(7)	0	(2)	1	(4)	0	(0)	0	(1)	0	0
	甲府市	1	(7)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	静岡県	5	(16)	2	2	(9)	0	(0)	4	(9)	0	(0)	0	(0)	0	0
	静岡市	8	(18)	0	5	(6)	0	(0)	2	(3)	0	(0)	0	(0)	0	3
	浜松市	4	(16)	2	0	(4)	1	(1)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	1
	沼津市	3	(6)	0	2	(2)	0	(0)	2	(2)	0	(0)	0	(0)	0	0
	富士市	1	(4)	1	0	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	0
	計	274	(973)	23	106	(372)	9	(74)	94	(256)	0	(0)	9	(25)	0	17
中部地区	富山県	0	(6)	0	0	(5)	0	(3)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	0
	富山市	0	(0)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	石川県	0	(6)	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	0
	金沢市	2	(8)	1	0	(4)	0	(0)	1	(4)	0	(0)	0	(0)	0	0
	福井県	1	(5)	0	2	(3)	0	(0)	1	(2)	0	(0)	0	(0)	0	1
	福井市	2	(11)	0	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	0
	長野県	6	(23)	1	1	(10)	0	(3)	1	(5)	0	(0)	1	(2)	0	0
	長野市	0	(0)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
岐阜県	松本市	0	(1)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0
	岐阜市	6	(23)	1	1	(7)	0	(2)	2	(5)	0	(0)	0	(0)	0	0
岐阜県	岐阜市	0	(5)	0	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	0

(続き)

(件数)

都道府県・政令市		調査結果 報告件数		要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数		VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農業等 (第三種) 不適合	複合汚染		調査の省略
		H22	累計	H22	H22	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計
中部地区	愛知県	8	(40)	1	5	6	(12)	0	(1)	5	(10)	0	(0)
	名古屋市	7	(58)	1	5	6	(25)	0	(4)	5	(19)	0	(1)
	豊橋市	2	(4)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	岡崎市	1	(10)	0	1	1	(3)	0	(0)	1	(3)	0	(0)
	一宮市	4	(24)	1	2	3	(5)	1	(2)	2	(3)	0	(0)
	春日井市	0	(9)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
	豊田市	1	(10)	0	0	0	(3)	0	(0)	0	(3)	0	(0)
	三重県	4	(14)	0	2	2	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	四日市市	1	(3)	0	1	1	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)
	計	45	(260)	6	20	26	(87)	2	(19)	18	(60)	1	(3)
近畿地区	滋賀県	3	(19)	1	1	2	(4)	0	(0)	2	(3)	0	(1)
	大津市	0	(1)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	京都府	2	(12)	0	0	0	(4)	0	(0)	0	(4)	0	(0)
	京都市	7	(28)	3	5	8	(13)	0	(0)	7	(12)	0	(0)
	大阪府	10	(32)	0	8	8	(17)	0	(2)	7	(14)	0	(0)
	大阪市	24	(135)	0	18	18	(38)	0	(0)	16	(33)	0	(3)
	堺市	3	(13)	0	3	3	(9)	0	(0)	1	(7)	0	(0)
	岸和田市	1	(4)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
	豊中市	2	(6)	0	2	2	(2)	0	(0)	2	(2)	0	(0)
	吹田市	2	(10)	0	0	0	(3)	0	(1)	0	(2)	0	(0)
	高槻市	2	(7)	0	1	1	(5)	0	(2)	1	(3)	0	(0)
	枚方市	14	(16)	0	9	9	(10)	0	(0)	9	(10)	0	(0)
	茨木市	4	(8)	0	3	3	(5)	0	(0)	2	(3)	0	(1)
	八尾市	2	(7)	0	2	2	(2)	0	(0)	2	(2)	0	(0)
	寝屋川市	1	(8)	0	0	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)
	東大阪市	3	(17)	0	1	1	(2)	0	(0)	1	(2)	0	(0)
	兵庫県	7	(53)	0	2	2	(31)	0	(4)	2	(26)	0	(1)
	神戸市	5	(27)	0	3	3	(8)	0	(2)	1	(4)	0	(1)
	姫路市	0	(7)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)
	尼崎市	2	(5)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
	明石市	0	(3)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
	西宮市	2	(9)	0	2	2	(2)	0	(0)	2	(2)	0	(0)
	加古川市	3	(9)	1	1	2	(7)	0	(4)	2	(3)	0	(0)
	宝塚市	0	(0)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	奈良県	1	(3)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	奈良市	0	(2)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	和歌山県	3	(5)	0	1	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	和歌山市	0	(7)	0	0	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
	計	103	(453)	5	63	68	(171)	0	(17)	58	(138)	1	(7)
中国四国地区	鳥取県	1	(5)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	鳥取市	0	(2)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
	島根県	2	(3)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	岡山県	4	(7)	0	2	2	(3)	0	(1)	2	(2)	0	(0)
	岡山市	0	(5)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	倉敷市	1	(1)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
	広島県	2	(3)	0	1	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	広島市	2	(10)	0	2	2	(3)	0	(1)	2	(2)	0	(0)
	呉市	0	(4)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	福山市	0	(7)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
	山口県	4	(9)	0	1	1	(2)	0	(0)	1	(2)	0	(0)
	下関市	0	(1)	0	0	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
	徳島県	0	(5)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	徳島市	0	(2)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	香川県	1	(9)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
	高松市	1	(4)	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)
	愛媛県	1	(2)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
九州地区	松山市	2	(9)	0	2	2	(2)	0	(0)	1	(1)	0	(1)
	高知県	0	(1)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
	高知市	0	(0)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	計	21	(89)	0	9	9	(19)	0	(3)	7	(14)	1	(1)
	福岡県	8	(18)	2	2	4	(4)	1	(1)	2	(2)	0	(0)
	北九州市	6	(13)	0	6	6	(10)	0	(0)	2	(6)	0	(0)
	福岡市	6	(16)	0	2	2	(5)	0	(1)	2	(4)	0	(0)
	久留米市	0	(4)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
	佐賀県	2	(4)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	長崎県	2	(4)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
	長崎市	3	(4)	0	3	3	(4)	0	(1)	3	(3)	0	(0)
	佐世保市	0	(1)	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
	熊本県	6	(6)	2	1	3	(3)	0	(0)	3	(3)	0	(0)
	熊本市	1	(2)	1	0	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
	大分県	2	(2)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	大分市	2	(5)	1	1	2	(2)	1	(1)	1	(1)	0	(0)
	宮崎県	2	(2)	0	2	2	(2)	0	(0)	2	(2)	0	(0)
九州地区	宮崎市	0	(3)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	鹿児島県	4	(9)	1	3	4	(4)	0	(0)	4	(4)	0	(0)
	鹿児島市	2	(15)	0	1	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
	沖縄県	3	(6)	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	計	49	(114)	7	22	29	(39)	2	(4)	22	(30)	0	(0)
	合計	519	(2,006)	45	230	275	(710)	13	(119)	207	(512)	13	(37)

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) ()内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成22年度末までの累計件数である。

注3) 調査結果報告件数は、旧法施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

3.2.2 区域指定対象物質

要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質別にみると表 20、図 14 及び図 15 のとおりである。

平成 22 年度に指定された要措置区域等においては、VOCでは「テトラクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。累計では、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「六価クロム化合物」の順に基準不適合が多かった。

表 20 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

(件数:重複有)

		特定有害物質																										(件数・重役月)	
		VOC (第一種)												重金属等 (第二種)										農薬等 (第三種)					
		四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物		
要措置区域件数	H22	0	0	4	7	0	1	12	3	0	9	4	0	9	1	4	0	0	11	10	16	3	0	0	0	0	0		
形質変更時要届出区域件数	H22	7	8	9	17	6	7	15	8	6	15	15	7	36	31	22	1	10	130	71	93	19	3	4	3	3	3		
指定件数	H22	7	8	13	24	6	8	27	11	6	24	19	7	45	32	26	1	10	141	81	109	22	3	4	3	3	3		
	累計	(8)	(9)	(24)	(82)	(6)	(20)	(97)	(13)	(7)	(99)	(23)	(13)	(177)	(83)	(50)	(2)	(14)	(267)	(117)	(215)	(88)	(3)	(4)	(3)	(4)	(3)		
土壌溶出量	H22	1	1	6	17	1	3	18	4	1	16	10	2	36	22	20	0	4	120	62	90	14	0	1	0	0	0		
	累計	(1)	(2)	(9)	(104)	(1)	(11)	(77)	(4)	(1)	(75)	(13)	(8)	(159)	(63)	(43)	(1)	(8)	(192)	(98)	(194)	(80)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)		
土壌含有量	H22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	38	24	19	1	7	117	67	89	18	-	-	-	-	-		
	累計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)	(59)	(41)	(27)	(1)	(7)	(205)	(72)	(107)	(19)	-	-	-	-	-		
土壌ガス調査	H22	1	1	7	17	1	3	18	5	1	16	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	累計	(2)	(1)	(15)	(28)	(1)	(7)	(29)	(7)	(2)	(32)	(10)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
調査の省略	H22	7	8	11	12	6	8	13	10	6	14	13	5	9	12	6	1	6	22	23	25	10	3	3	3	3	3		
	累計	(7)	(8)	(11)	(12)	(6)	(8)	(13)	(10)	(6)	(14)	(13)	(5)	(9)	(12)	(6)	(1)	(6)	(22)	(23)	(25)	(10)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)		

注1) 各超過項目には重複があるため、土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査、調査の省略の合計は指定件数と一致しない。

注2) 1件の事例で複数の物質について超過しているものがある。

注3) () 内の数字は、法施行日 (平成15年2月15日) 以降、平成22年度末までの累計件数である。

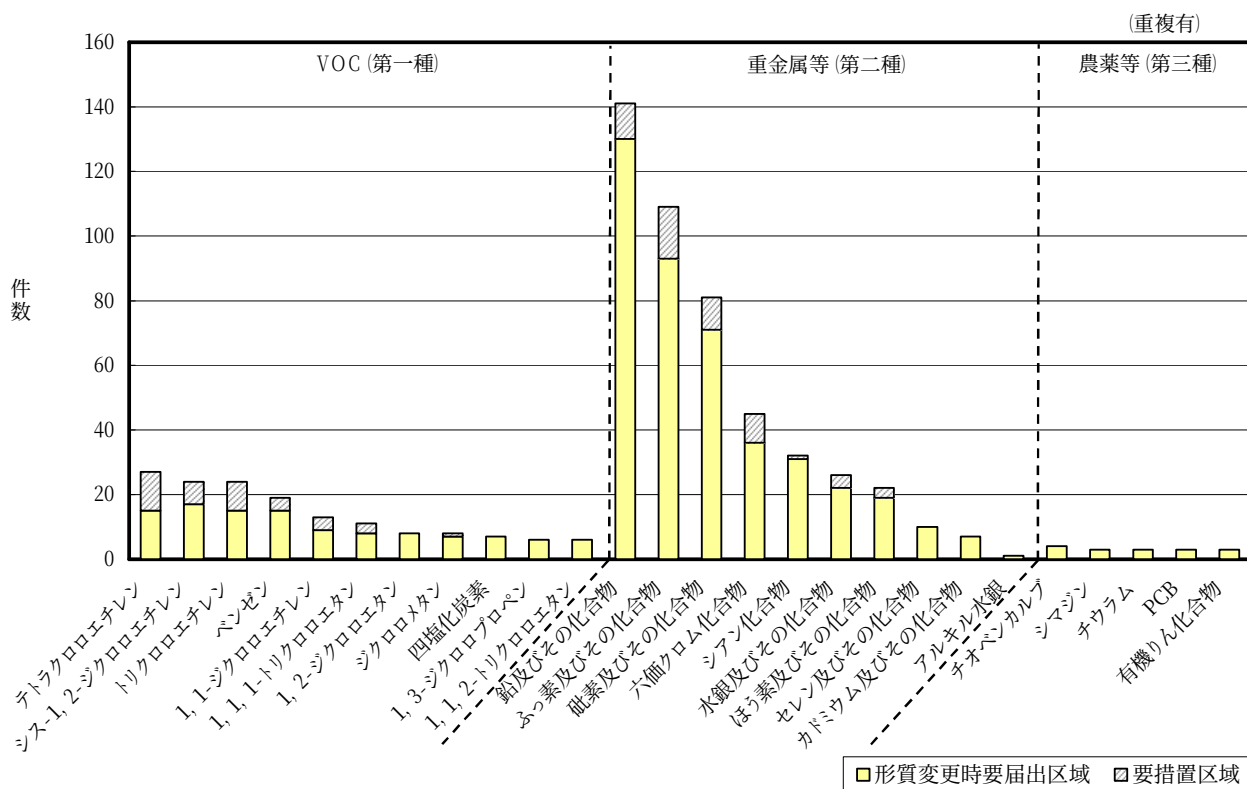


図 14 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (平成 22 年度)

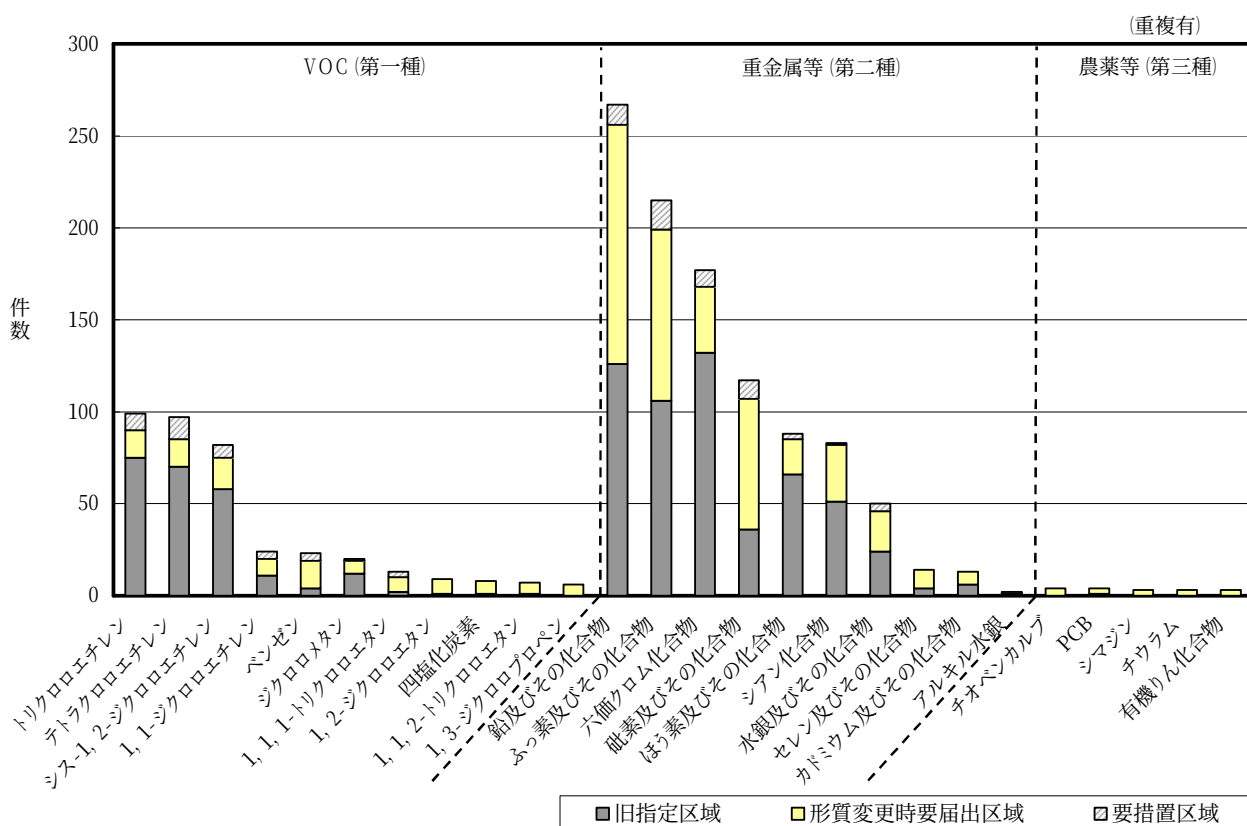


図 15 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (累計)

3.2.3 業種区分

要措置区域等の指定対象となった業種を、基準不適合であった特定有害物質別にみると表 21 のとおりであり、「金属製品製造業」、「輸送用機械器具製造業」、「地方公務」の順に多かった。

表 21 業種区分別の要措置区域等指定件数及び基準不適合物質 (平成 22 年度)

(複数回答有)

業種区分 (日本標準産業分類による大分類・中分類の分類項目及び分類記号・分類番号)*	要措置区域等指定件数 (H22)					VOC (第一種)										重金属等 (第二種)										農薬等 (第三種)					合計 (延べ数)
	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	調査の省略	四塩化炭素	一・一・ジクロロエチレン	一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	ペンゼン	トリクロロエチレン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		
D 建設業	3				3	1.1																1	2							3	
総合工事業 (6)	3				3	1.1																1	2							3	
E 製造業	5	79	8	19	111	40.2	2	2	8	15	1	3	14	6	1	12	9	23	17	4	3	58	22	49	13					262	
食料品製造業 (9)	2				2	0.7																1	2							3	
飲料・たばこ・飼料製造業 (10)	1				1	0.4																1								1	
繊維工業 (11)	1	1		1	3	1.1		2			1			2								1		2	1					9	
パルプ・紙・紙加工品製造業 (14)	1				1	0.4					1						2													1	
印刷・同関連業 (15)	3				3	1.1											2					3		2	4					5	
化学工業 (16)	4			4	8	2.9											1					3	2	4						10	
石油製品・石炭製品製造業 (17)	1			3	4	1.4									2							4	2	2						10	
プラスチック製品製造業 (別掲を除く) (18)	2				2	0.7																2		1	1					4	
ゴム製品製造業 (19)	1				1	0.4																1	1							2	
窯業・土石製品製造業 (21)	1	3			4	1.4			1					1			1					3		1	1					8	
鉄鋼業 (22)	2			3	5	1.8	1	1			1			1	2		1	3	1			3	2	4	1					21	
非鉄金属製造業 (23)	1				1	0.4											1					1								2	
金属製品製造業 (24)	23	4	2	29	10.5			3	4		1	4	1	3	2		9	9	1		3	8	3	16	6					73	
生産用機械器具製造業 (26)	1				1	0.4																		1						1	
業務用機械器具製造業 (27)	4				4	1.4											1					4	2	1						8	
電子部品・デバイス・電子回路製造業 (28)	7	1			8	2.9		1	1			1	1		1	1	1					5	1	4						17	
電気機械器具製造業 (29)	2	7	1	2	12	4.3	1	1	2	5	1	1	4	2	1	3	1	2	1	2		6	4	5	2					44	
情報通信機械器具製造業 (30)				2	2	0.7		1	1			1	1		1	1	1	1				1		1	1					11	
輸送用機械器具製造業 (31)	10	2	2	14	5.1			1	1			2	1				3	1				7	2	6						24	
その他の製造業 (32)	6				6	2.2											2					4	1	1						8	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	4	7	2.5	2	3	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	4	2	2	2	6	4	4	2					53	
電気業 (33)	2			1	3	1.1																2	1	1						4	
ガス業 (34)			1	3	4	1.4	2	3	2	2	2	2	2	2	4	2	2	4	2	2	2	4	3	3	2					49	
H 運輸業・郵便業	5			1	6	2.2																4	3							7	
鉄道業 (42)	2				2	0.7																2								2	
道路旅客運送業 (43)	2				2	0.7																2	1							3	
道路貨物運送業 (44)	1				1	0.4																	1							1	
倉庫業 (47)				1	1	0.4																	1							1	
I 卸売・小売業	1	2		1	4	1.4									1				1			1	1	1	1					6	
その他の卸売業 (55)				1	1	0.4																			1					1	
繊維・衣服・身の回り品小売業 (57)	1				1	0.4																		1						1	
飲食品小売業 (58)	1				1	0.4												1				1	1							3	
その他の小売業 (60)	1				1	0.4									1															1	

(続き)

(複数回答有)

業種区分 (日本標準産業分類による大分類・中分類の分類項目及び分類記号・分類番号) [※]	要措置区域等指定件数 (H22)					VOC (第一種)										重金属等 (第二種)						農薬等 (第三種)					合計 (延べ数)					
						四塩化炭素	一・一・ジクロロエタン	一・二・ジクロロエタン	一・三・ジクロロプロパン	シス・一・二・ジクロロエチレン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン		チオベンカルブ	チウラム	有機りん化合物 (ポリ塩化ビフェニル (PCB))		
K 不動産業、物品賃貸業	5			5	1.8									1				4	1							6						
不動産取引業 (68)	1			1	0.4									1				1								2						
不動産賃貸業・管理業 (69)	4			4	1.4													3	1							4						
L 学術研究、専門・技術サービス	5	1		6	2.2										1			2	4	4			1			12						
学術・開発研究機関 (71)	3	1		4	1.4										1			2	2	3			1			9						
技術サービス業 (他に分類されないもの) (74)	2			2	0.7													2	1							3						
M 宿泊業、飲食サービス業	1			1	0.4										1											1						
宿泊業 (75)	1			1	0.4										1											1						
N 生活関連サービス業、娯楽業	3	1		1	5	1.8		2		4		1							1							8						
洗濯・理容・美容・浴場業 (78)	3			1	4	1.4		2		4		1														7						
娯楽業 (80)	1			1	0.4														1							1						
O 教育、学習支援業	5			5	1.8											2		1	1	1	2					7						
学校教育 (81)	3			3	1.1													1	1	1	2					5						
その他の教育、学習支援業 (82)	2			2	0.7											2										2						
P 医療、福祉	7			7	2.5										1	3			4	2	4					14						
医療業 (83)	7			7	2.5										1	3			4	2	4					14						
Q 複合サービス事業	1			1	0.4															1						1						
協同組合 (他に分類されないもの) (87)	1			1	0.4															1						1						
R サービス業	1	3	1	1	6	2.2				2		2	1						2	1	2					10						
廃棄物処理業 (88)	1		1	1	3	1.1				2		2	1						1							6						
自動車整備業 (89)	1			1	0.4														1							1						
機械等修理業 (別掲を除く) (90)	1			1	0.4														1	1						2						
その他の事業サービス業 (92)	1			1	0.4															1						1						
S 公務 (他に分類されるものを除く)	1	16		1	18	6.5							1		1	4	1	10	6	7						30						
国家公務 (97)		5		5	1.8										1	1	1	3	2	1						9						
地方公務 (98)	1	11		1	13	4.7						1				3		7	4	6						21						
T 分類不能の産業				1	1	0.4													1	1						2						
分類不能の産業 (99)				1	1	0.4													1	1						2						
不明	1	74	2	13	90	32.6	3	3	3	4	3	3	4	3	3	5	4	5	16	11	8	1	5	51	34	34	6	3	3	3	3	224
合計	12	209	13	42	276	100	7	8	13	23	6	8	26	11	6	23	19	7	44	32	26	1	12	143	82	111	22	3	4	3	3	646

※ 業種区分は日本標準産業分類 (平成19年11月改定) を使用した。

3.2.4 汚染の規模(面積・深度・土量)

要措置区域等において、汚染の規模(基準不適合面積、汚染到達深度及び基準不適合土量)をみると、表 22 から表 27 及び図 16 から図 21 のとおりである。

1) 基準不適合面積

基準不適合面積については、表 22、図 16、表 23 及び図 17 に示すとおりである。

平成 22 年度の指定件数においては、「200㎡以上 500㎡未満」、「1,000㎡以上 3,000㎡未満」、「100㎡以上 200㎡未満」の順に多かった。累計では、「200㎡以上 500㎡未満」、「100㎡以上 200㎡未満」、「500㎡以上 1,000㎡未満」の順に多かった。

表 22 基準不適合面積(平成 22 年度)

基準不適合面積 (㎡)	要措置区域 件数 累積%		形質変更時 要届出区域 件数 累積%		指定件数 件数 累積%		VOC (第一種) 不適合 件数 累積%		重金属等 (第二種) 不適合 件数 累積%		農業等 (第三種) 不適合 件数 累積%		複合汚染 件数 累積%	
	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%
0 < S < 20	0	0.0%	1	0.4%	1	0.4%	0	0.0%	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%
20 ≤ S < 50	0	0.0%	4	2.2%	4	1.8%	0	0.0%	4	2.2%	0	0.0%	0	0.0%
50 ≤ S < 100	1	2.2%	17	9.6%	18	8.4%	1	5.3%	17	9.6%	0	0.0%	0	0.0%
100 ≤ S < 200	14	33.3%	29	22.2%	43	24.0%	4	26.3%	37	25.7%	0	0.0%	2	7.7%
200 ≤ S < 500	8	51.1%	55	46.1%	63	46.9%	3	42.1%	59	51.3%	0	0.0%	1	11.5%
500 ≤ S < 1,000	6	64.4%	27	57.8%	33	58.9%	2	52.6%	26	62.6%	0	0.0%	5	30.8%
1,000 ≤ S < 3,000	10	86.7%	42	76.1%	52	77.8%	3	68.4%	46	82.6%	0	0.0%	3	42.3%
3,000 ≤ S < 5,000	5	97.8%	19	84.3%	24	86.5%	4	89%	19	90.9%	0	0.0%	1	46.2%
5,000 ≤ S < 10,000	0	97.8%	16	91.3%	16	92.4%	1	95%	9	94.8%	0	0.0%	6	69.2%
10,000㎡以上	1	100.0%	20	100.0%	21	100%	1	100%	12	100%	0	0.0%	8	100%
小計	45	-	230	-	275	-	19	-	230	-	0	-	26	-
回答事例数	45	-	230	-	275	-	19	-	230	-	0	-	26	-
平均面積 (㎡)	1,348		5,204		4,573		2,030		3,752		-		13,701	
最大面積 (㎡)	21,878		126,984		126,984		11,058		95,431		-		126,984	
合計面積 (㎡)	60,660		1,197,004		1,257,664		38,574		862,875		-		356,215	

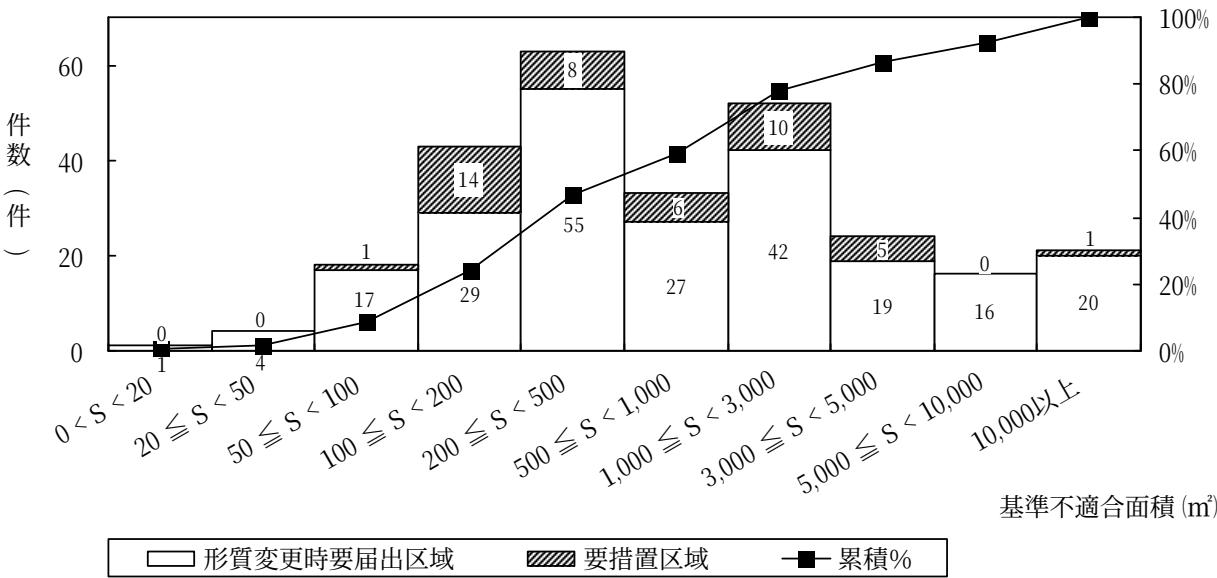
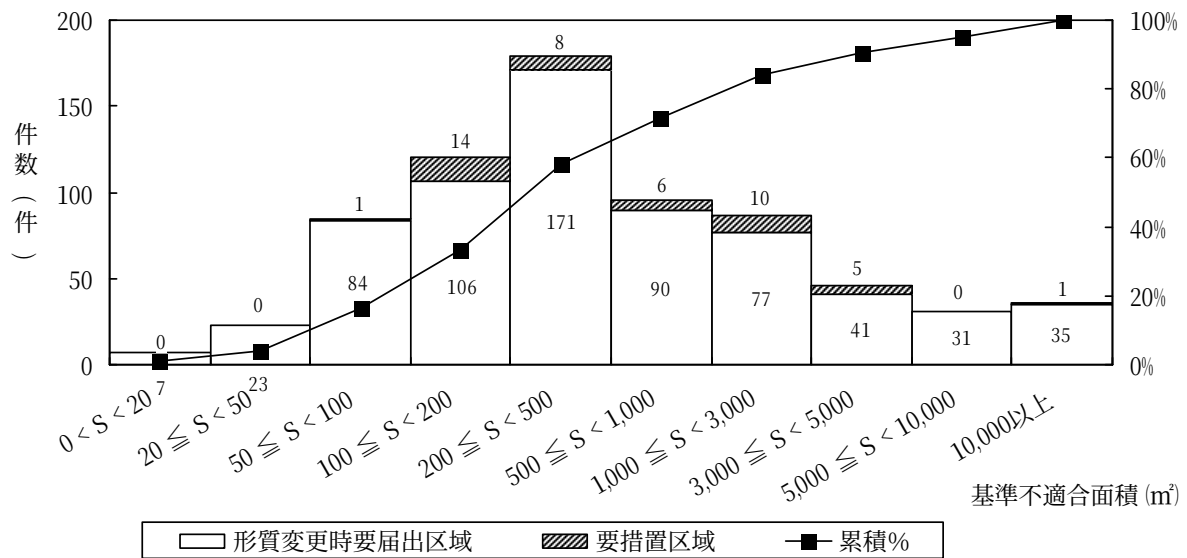


図 16 基準不適合面積(平成 22 年度)

表 23 基準不適合面積(累計)

基準不適合面積 (m ²)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%
0 < S < 20	0	0.0%	7	1.1%	7	1.0%	3	2.4%	4	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
20 ≤ S < 50	0	0.0%	23	4.5%	23	4.2%	7	8.0%	16	3.7%	0	0.0%	0	0.0%
50 ≤ S < 100	1	2.2%	84	17.1%	85	16.2%	19	23.2%	66	16.1%	0	0.0%	0	0.0%
100 ≤ S < 200	14	33.3%	106	33.1%	120	33.1%	22	40.8%	94	33.6%	0	0.0%	4	8.0%
200 ≤ S < 500	8	51.1%	171	58.8%	179	58.3%	32	66.4%	140	59.8%	0	0.0%	7	22.0%
500 ≤ S < 1,000	6	64.4%	90	72.3%	96	71.8%	17	80.0%	67	72.3%	0	0.0%	12	46.0%
1,000 ≤ S < 3,000	10	86.7%	77	83.9%	87	84.1%	11	88.8%	72	85.8%	0	0.0%	4	54.0%
3,000 ≤ S < 5,000	5	97.8%	41	90.1%	46	90.6%	9	96.0%	34	92.1%	0	0.0%	3	60.0%
5,000 ≤ S < 10,000	0	97.8%	31	94.7%	31	94.9%	2	97.6%	19	95.7%	0	0.0%	10	80.0%
10,000m ² 以上	1	100.0%	35	100.0%	36	100 %	3	100 %	23	100 %	0	0.0%	10	100 %
小計	45	-	665	-	710	-	125	-	535	-	0	-	50	-
回答事例数	45	-	665	-	710	-	125	-	535	-	0	-	50	-
平均面積 (m ²)	1,348		2,864		2,768		1,041		2,630		-		8,561	
最大面積 (m ²)	21,878		126,984		126,984		21,858		95,431		-		126,984	
合計面積 (m ²)	60,660		1,904,528		1,965,188		130,154		1,406,986		-		428,048	

注) 平成21年度以前の指定区域は形質変更時要届出区域に含む。



注) 平成21年度以前の指定区域は形質変更時要届出区域に含む。

図 17 基準不適合面積(累計)

2) 汚染到達深度

汚染到達深度については、表 24、図 18、表 25 及び図 19 に示すとおりである。

平成 22 年度の指定件数においては、「5m 超過 10m 以下」、「0.5m 以下」、「1m 超過 2m 以下」の順に多かった。累計では、「5m 超過 10m 以下」、「0.5m 以下」、「0.5m 超過 1m 以下」の順に多かった。

表 24 汚染到達深度(平成 22 年度)

汚染到達深度(m) (基準超過最大深度)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%
0 < D ≤ 0.5	3	7.9%	38	20.4%	41	18.3%	1	6.3%	40	21.2%	0	0.0%	0	0.0%
0.5 < D ≤ 1	9	31.6%	23	32.8%	32	32.6%	1	12.5%	30	37.0%	0	0.0%	1	5.3%
1 < D ≤ 2	6	47.4%	28	47.8%	34	47.8%	2	25.0%	29	52.4%	0	0.0%	3	21.1%
2 < D ≤ 3	2	52.6%	19	58.1%	21	57.1%	0	25.0%	21	63.5%	0	0.0%	0	21.1%
3 < D ≤ 4	1	55.3%	11	64.0%	12	62.5%	2	37.5%	9	68.3%	0	0.0%	1	26.3%
4 < D ≤ 5	4	65.8%	10	69.4%	14	68.8%	0	37.5%	12	74.6%	0	0.0%	2	36.8%
5 < D ≤ 10	10	92.1%	55	98.9%	65	97.8%	8	87.5%	46	98.9%	0	0.0%	11	94.7%
10 < D ≤ 15	1	94.7%	1	99.5%	2	98.7%	1	93.8%	1	99.5%	0	0.0%	0	94.7%
15m超過	2	100.0%	1	100.0%	3	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%
小計	38		186		224	-	16	-	189	-	0	-	19	-
不明	7		44		51	-	3	-	41	-	0	-	7	-
回答事例数	45		230		275	-	19	-	230	-	0	-	26	-
平均深度(m)	5.0		4.3		4.4		7.0		3.9		-		7.2	
最深深度(m)	20.0		17.0		20.0		12.0		17.0		-		10.0	

注1) 調査の省略により汚染があるとみなされている事例については、汚染深度は「10m」として回答を得ている。

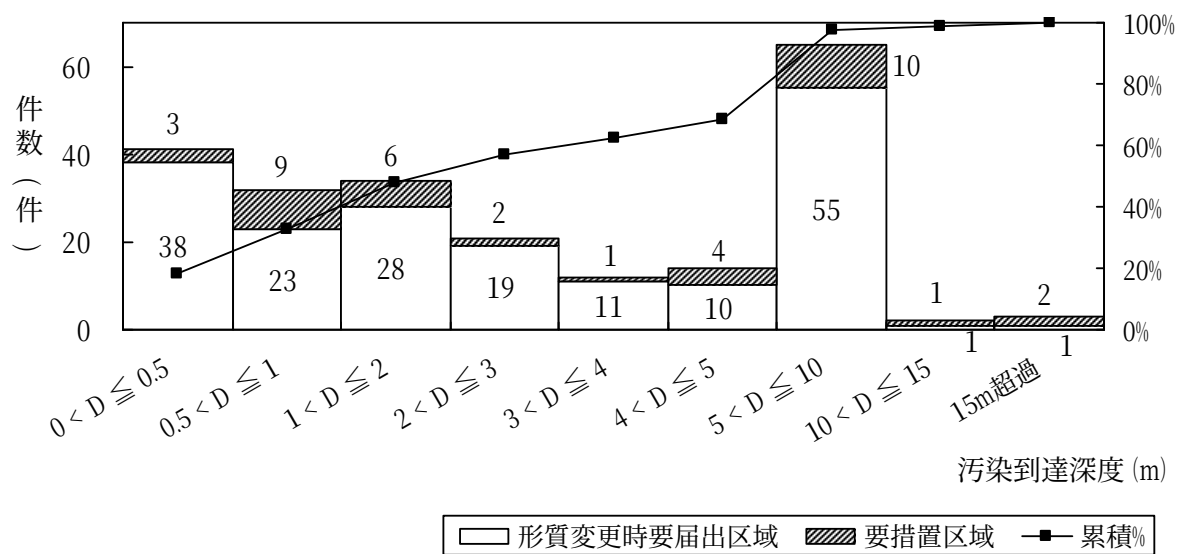


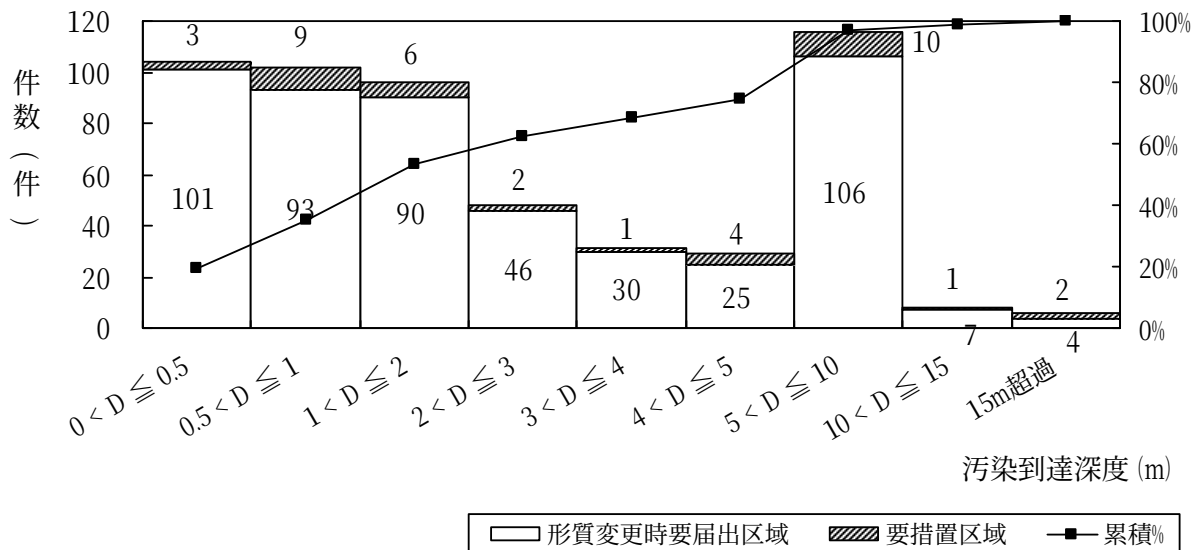
図 18 汚染到達深度(平成 22 年度)

表 25 汚染到達深度 (累計)

汚染到達深度 (m) (基準不適合最大深度)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%
$0 < D \leq 0.5$	3	7.9%	101	20.1%	104	19.3%	8	7.1%	95	24.4%	0	0.0%	1	2.6%
$0.5 < D \leq 1$	9	31.6%	93	38.6%	102	38.1%	23	27.7%	74	43.4%	0	0.0%	5	15.4%
$1 < D \leq 2$	6	47.4%	90	56.6%	96	55.9%	21	46.4%	71	61.7%	0	0.0%	4	25.6%
$2 < D \leq 3$	2	52.6%	46	65.7%	48	64.8%	10	55.4%	37	71.2%	0	0.0%	1	28.2%
$3 < D \leq 4$	1	55.3%	30	71.7%	31	70.6%	7	61.6%	23	77.1%	0	0.0%	1	30.8%
$4 < D \leq 5$	4	65.8%	25	76.7%	29	75.9%	4	65.2%	21	82.5%	0	0.0%	4	41.0%
$5 < D \leq 10$	10	92.1%	106	97.8%	116	97.4%	34	95.5%	63	98.7%	0	0.0%	19	89.7%
$10 < D \leq 15$	1	94.7%	7	99.2%	8	98.9%	4	99.1%	2	99.2%	0	0.0%	2	94.9%
15m超過	2	100.0%	4	100.0%	6	100.0%	1	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	2	100.0%
小計	38		502		540	-	112	-	389	-	0	-	39	-
不明	7		163		170	-	13	-	146	-	0	-	11	-
回答事例数	45		665		710	-	125	-	535	-			50	-
平均深度 (m)		5.0		3.5		3.7		3.3		1.2		-		3.1
最深深度 (m)		20.0		22.0		22.0		20.0		22.0		-		20.0

注1) 平成21年度以前の指定区域は形質変更時要届出区域に含む。

注2) 調査の省略により汚染があるとみなされている事例については、汚染深度は「10m」として回答を得ている。



注) 平成21年度以前の指定区域は形質変更時要届出区域に含む。

図 19 汚染到達深度 (累計)

3) 基準不適合土量

基準不適合土量については、表 26、図 20、表 27 及び図 21 に示すとおりである。

平成 22 年度の指定件数においては、「10,000m³以上」、「200m³以上 500m³未満」、「1,000m³以上 3,000m³未満」の順に多かった。累計では、「200m³以上 500m³未満」、「10,000m³以上」、「1,000m³以上 3,000m³未満」の順に多かった。

表 26 基準不適合土量 (平成 22 年度)

基準不適合土量 (m ³)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%
0 < V < 50	1	2.6%	10	5.8%	11	5.3%	0	0.0%	11	6.3%	0	0.0%	0	0.0%
50 ≤ V < 100	3	10.5%	11	12.3%	14	12.0%	1	6.7%	13	13.7%	0	0.0%	0	0.0%
100 ≤ V < 200	5	23.7%	20	24.0%	25	23.9%	2	20.0%	23	26.9%	0	0.0%	0	0.0%
200 ≤ V < 500	6	39.5%	24	38.0%	30	38.3%	1	26.7%	28	42.9%	0	0.0%	1	5.3%
500 ≤ V < 1,000	6	55.3%	15	46.8%	21	48.3%	2	40.0%	17	52.6%	0	0.0%	2	15.8%
1,000 ≤ V < 3,000	4	65.8%	25	61.4%	29	62.2%	1	47%	26	67.4%	0	0.0%	2	26%
3,000 ≤ V < 5,000	2	71.1%	13	69.0%	15	69.4%	0	47%	15	76.0%	0	0.0%	0	26%
5,000 ≤ V < 10,000	3	78.9%	8	73.7%	11	74.6%	1	53%	8	80.6%	0	0.0%	2	37%
10,000m ³ 以上	8	100.0%	45	100.0%	53	100%	7	100%	34	100%	0	0.0%	12	100%
小計	38	-	171	-	209	-	15	-	175	-	0	-	19	-
不明	7	-	59	-	66	-	4	-	55	-	0	-	7	-
回答事例数	45	-	230	-	275	-	19	-	230	-	0	-	26	-
平均土量 (m ³)	15,596		36,129		32,316		20,426		18,450		-		171,119	
最大土量 (m ³)	371,923		1,269,840		1,269,840		110,580		798,220		-		1,269,840	
合計土量 (m ³)	608,263		6,178,085		6,786,347		306,384		3,228,704		-		3,251,259	

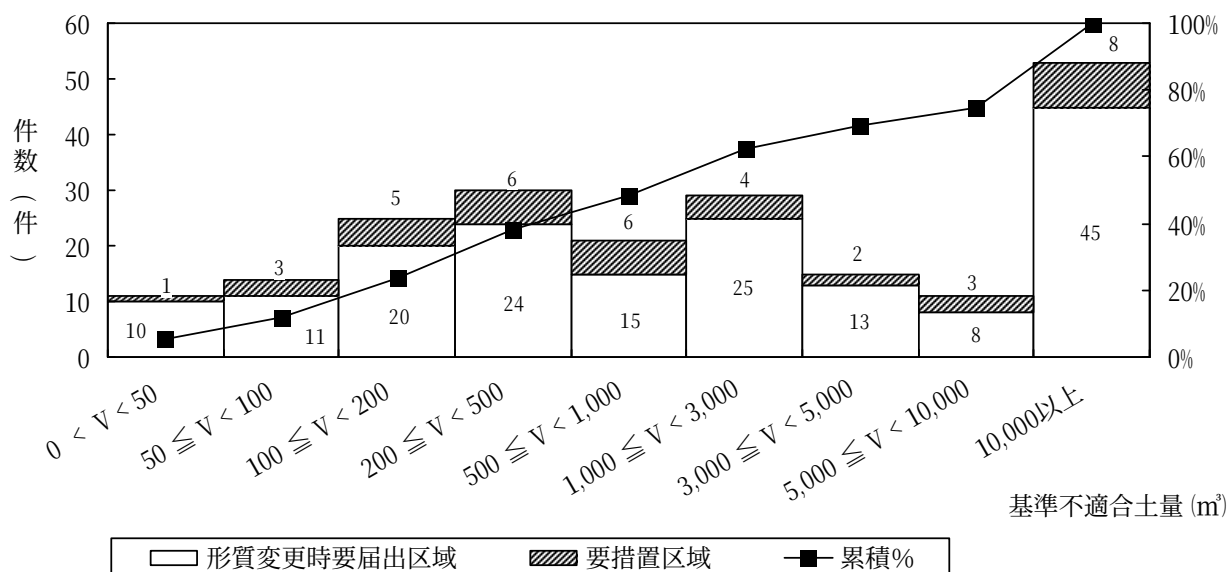
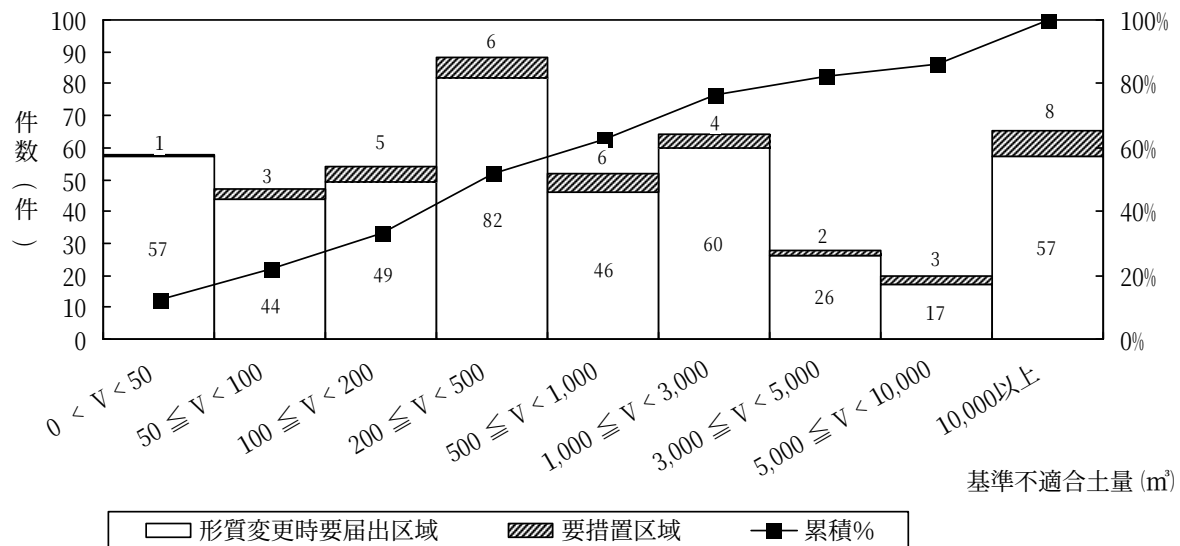


図 20 基準不適合土量 (平成 22 年度)

表 27 基準不適合土量(累計)

基準不適合土量 (m ³)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%	件数	累積%
0 < V < 50	1	2.6%	57	13.0%	58	12.2%	8	11.1%	50	13.4%	0	0.0%	0	0.0%
50 ≤ V < 100	3	10.5%	44	23.1%	47	22.1%	8	22.2%	39	23.9%	0	0.0%	0	0.0%
100 ≤ V < 200	5	23.7%	49	34.2%	54	33.4%	13	40.3%	41	34.9%	0	0.0%	0	0.0%
200 ≤ V < 500	6	39.5%	82	53.0%	88	51.9%	13	58.3%	72	54.3%	0	0.0%	3	9.4%
500 ≤ V < 1,000	6	55.3%	46	63.5%	52	62.8%	11	73.6%	39	64.8%	0	0.0%	2	15.6%
1,000 ≤ V < 3,000	4	65.8%	60	77.2%	64	76.3%	9	86.1%	48	77.7%	0	0.0%	7	37.5%
3,000 ≤ V < 5,000	2	71.1%	26	83.1%	28	82.1%	1	87.5%	25	84.4%	0	0.0%	2	43.8%
5,000 ≤ V < 10,000	3	78.9%	17	87.0%	20	86.3%	2	90%	16	88.7%	0	0.0%	2	50.0%
10,000m ³ 以上	8	100.0%	57	100.0%	65	100%	7	100%	42	100%	0	0.0%	16	100%
小計	38	-	438	-	476	-	72	-	372	-	0	-	32	-
不明	7	-	227	-	234	-	53	-	163	-	0	-	18	-
回答事例数	45	-	665	-	710	-	125	-	535	-	0	-	50	-
平均土量 (m ³)	15,596		14,332		14,454		4,236		9,051		-		103,633	
最大土量 (m ³)	371,923		1,269,840		1,269,840		110,580		798,220		-		1,269,840	
合計土量 (m ³)	608,263		6,951,058		7,559,321		343,133		3,692,659		-		3,523,529	

注) 平成21年度以前の指定区域は形質変更時要届出区域に含む。



注) 平成21年度以前の指定区域は形質変更時要届出区域に含む。

図 21 基準不適合土量(累計)

3.2.5 事例に伴ってみられた影響

要措置区域等において、事例に伴ってみられた影響（因果関係が確認されたものに限らず、推定のものも含む）をみると、表 28 及び図 22 のとおりである。

平成 22 年度では、「地下水・伏流水汚染」が 47 件あり、うち 19 件は「地下水汚染が把握されているもの」であった。

表 28 事例に伴ってみられた影響

(件数:複数回答有)

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数		VOC (第1種) 不適合		重金属等 (第2種) 不適合		農薬等 (第3種) 不適合		複合汚染	
	H22	H22	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計
① 地下水・伏流水汚染	11	36	47	(102)	9	(35)	26	(51)	0	(0)	12	(16)
うち、地下水汚染が把握されているもの	5	14	19	(47)	6	(21)	8	(18)	0	(0)	5	(8)
② 公共用水域汚染	1	0	1	(2)	0	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)
③ 大気汚染	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
④ 悪臭	0	0	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
⑤ 騒音・振動	1	1	2	(2)	0	(0)	2	(2)	0	(0)	0	(0)
⑥ 地盤沈下	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
⑦ 住民の健康への影響	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
⑧ 動植物への影響	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
⑨ その他の影響	1	2	3	(4)	0	(0)	3	(4)	0	(0)	0	(0)
⑩ なし	27	165	192	(560)	10	(88)	172	(442)	0	(0)	10	(30)
合計(延べ数)	41	204	245	(671)	19	(125)	204	(500)	0	(0)	22	(46)
回答事例数	40	205	245	(670)	19	(124)	204	(500)	0	(0)	22	(46)

注1) ()内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成22年度末までの累計件数である。

注2) 指定件数の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。

注3) 回答は因果関係が確認されたものに限らず、推定のものも含まれる。

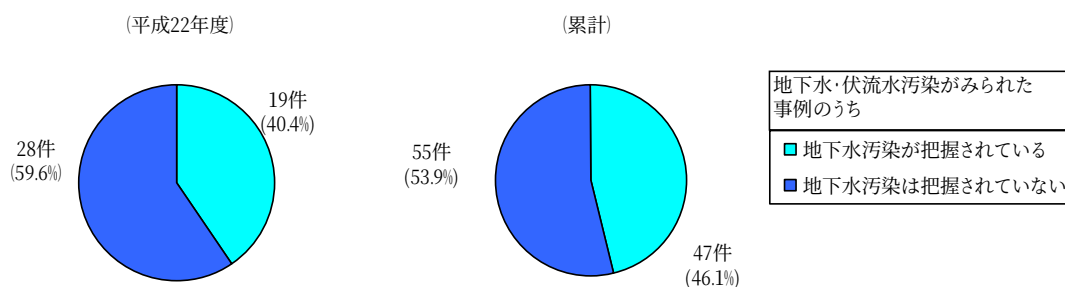


図 22 地下水汚染把握の有無

3.2.6 摂取経路

要措置区域等において、摂取経路でみた場合の土壤汚染の状況の区分をみると、表 29 のとおりである。

平成 22 年度では、土壤溶出量基準のみ不適合である件数は 146 件であり、「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 29 件 (19.9%) であった。土壤含有量基準のみ不適合である件数は 39 件であり、「当該土地に人が立ち入ることができる」は 3 件 (7.7%) であった。土壤溶出量基準・土壤含有量基準がともに基準不適合である件数は 90 件であり、「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 11 件 (12.2%)、「当該土地に人が立ち入ることができる」は 8 件 (8.9%) であった。

表 29 摂取経路でみた場合の土壤汚染の状況の区分

(件数:複数回答有)

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	H22	H22	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計
土壤溶出量基準にのみ不適合の事例	36	110	146	(415)	19	(125)	124	(279)	0	(0)	3	(11)
周辺での地下水の飲用利用等がある	28	1	29	(100)	10	(56)	19	(43)	0	(0)	0	(1)
水道事業用の井戸がある	3	0	3	(—)	2	(2)	1	(2)	0	(0)	0	(0)
災害時の飲用井戸がある	1	0	1	(—)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)
公共用水域がある	2	3	5	(—)	1	(3)	4	(6)	0	(0)	0	(0)
飲用井戸等はない	0	104	104	(—)	7	(16)	94	(127)	0	(0)	3	(4)
土壤含有量基準にのみ不適合の事例	1	38	39	(79)	0	(0)	39	(79)	0	(0)	0	(0)
当該土地に人が立ち入ることができる	1	2	3	(10)	0	(0)	3	(10)	0	(0)	0	(0)
土壤溶出量基準・土壤含有量基準がともに不適合の事例	8	82	90	(216)	0	(0)	67	(177)	0	(0)	23	(39)
周辺での地下水の飲用利用等がある	8	3	11	(13)	0	(0)	7	(9)	0	(0)	4	(4)
水道事業用の井戸がある	0	0	0	(—)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
災害時の飲用井戸がある	0	0	0	(—)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
公共用水域がある	0	0	0	(—)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
飲用井戸等はない	0	75	75	(—)	0	(0)	57	(70)	0	(0)	18	(20)
当該土地に人が立ち入ることができる	1	7	8	(9)	0	(0)	4	(4)	0	(0)	4	(5)
合計(延べ数)	45	230	275	(710)	19	(125)	230	(535)	0	(0)	26	(50)

注1) () 内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成22年度末までの累計件数である。

注2) 指定件数の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。

3.2.7 汚染原因

要措置区域等の汚染原因については、表 30、図 23 及び図 24 のとおりである。

平成 22 年度に指定された区域では、「特定又は推定できなかった」、「土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の使用に伴う汚染と特定又は推定」、「上記の使用以外にその土地で行われた事業活動による汚染と特定又は推定」の順に多かった。

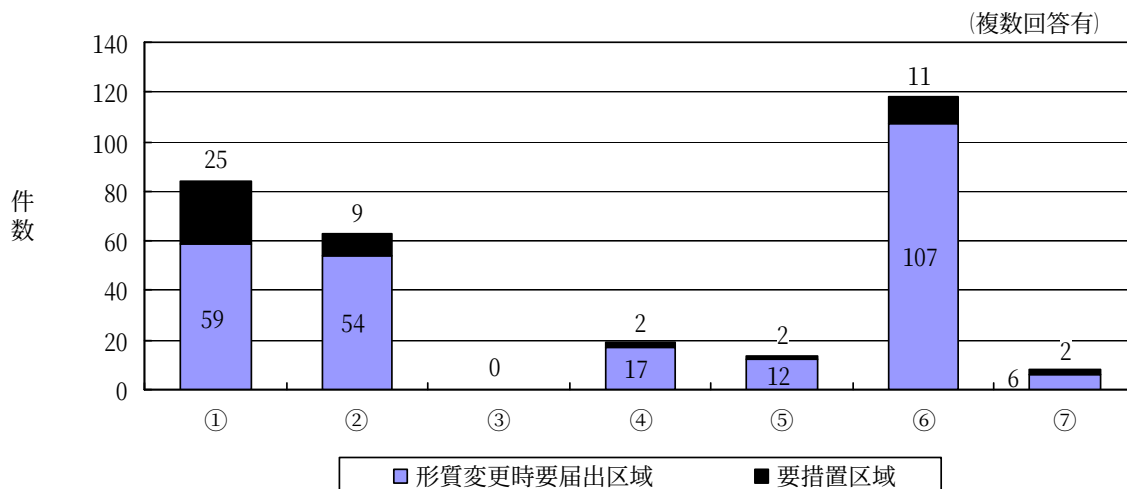
表 30 汚染原因

(件数:複数回答有)

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	H22	H22	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計
① 土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の使用に伴う汚染と特定又は推定	25	59	84	(450)	10	(114)	67	(307)	0	(0)	7	(29)
② 上記の使用以外にその土地で行われた事業活動による汚染と特定又は推定	9	54	63	(89)	5	(8)	50	(70)	0	(0)	8	(11)
③ 周辺の土地からの水経由の「もらい汚染」と特定又は推定	0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
④ 埋土・盛土由来と判断	2	17	19	(19)	0	(0)	16	(16)	0	(0)	3	(3)
⑤ 自然由来と判断	2	12	14	(20)	0	(0)	14	(19)	0	(0)	0	(1)
⑥ 特定又は推定できなかった	11	107	118	(176)	3	(5)	102	(155)	0	(0)	13	(16)
⑦ その他	2	6	8	(18)	1	(3)	6	(13)	0	(0)	1	(2)
合計(延べ数)	51	255	306	(773)	19	(130)	255	(581)	0	(0)	32	(62)
回答事例数	45	230	275	(710)	19	(125)	230	(535)	0	(0)	26	(50)

注1) () 内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成22年度末までの累計件数である。

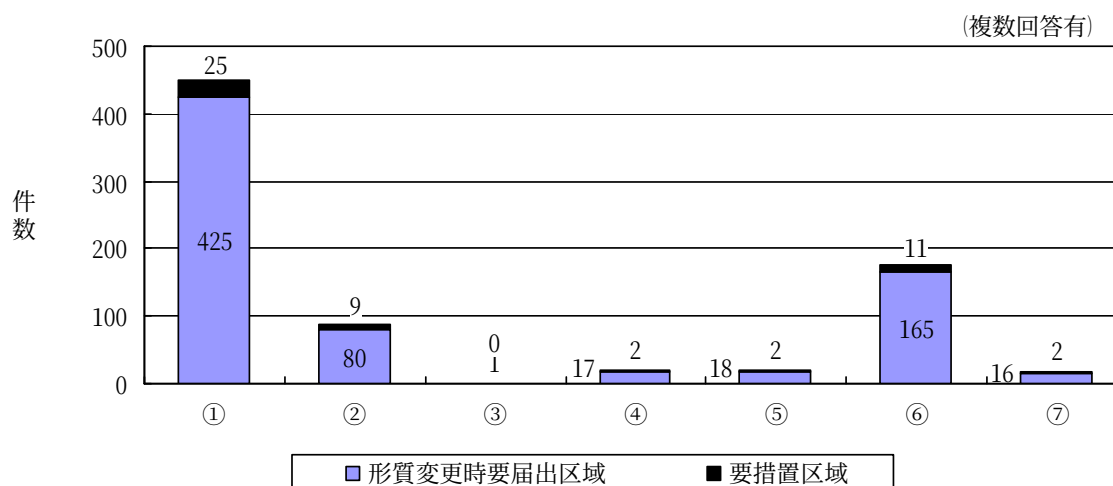
注2) 指定件数の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。



注1) ①～⑦は下記の回答番号を示す。

- ① 土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の使用等に伴う汚染と特定又は推定
- ② 上記の使用等以外にその土地で行われた事業活動による汚染と特定又は推定
- ③ 周辺の土地からの水経由の「もらい汚染」と特定又は推定
- ④ 埋土・盛土由来と判断
- ⑤ 自然由来と判断
- ⑥ 特定又は推定できなかった
- ⑦ その他

図 23 汚染原因 (平成 22 年度)



注1) ①～⑦は下記の回答番号を示す。

- ① 土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の使用等に伴う汚染と特定又は推定
- ② 上記の使用等以外にその土地で行われた事業活動による汚染と特定又は推定
- ③ 周辺の土地からの水経路の「もらい汚染」と特定又は推定
- ④ 埋土・盛土由来と判断
- ⑤ 自然由来と判断
- ⑥ 特定又は推定できなかった
- ⑦ その他

注2) 形質変更時要届出区域の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。

図 24 汚染原因 (累計)

3.2.8 汚染原因者

要措置区域等において、汚染原因者と土地所有者等との関係を見ると、表 31 及び図 25 のとおりである。回答のあった事例 (平成 22 年度 178 件、累計 560 件) のうち汚染原因者が土地所有者等と同一である事例は、平成 22 年度では 101 件 (56.7%)、累計で 342 件 (60.2%) であった。また、要措置区域では回答があった 39 件のうち 22 件 (56.4%)、形質変更時要届出区域では回答があった 139 件のうち 79 件 (56.8%) であった。

汚染原因者 (推定を含む) の現在の所在についてみると、表 32 のとおりである。回答のあった事例 (平成 22 年度 170 件、累計 561 件) のうち、平成 22 年度では 123 件で把握されていた。また、要措置区域では回答があった 32 件のうち 28 件 (87.5%)、形質変更時要届出区域では回答があった 138 件のうち 95 件 (68.8%) で把握されていた。

表 31 汚染原因者と土地所有者等との関係

関係	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	
	H22	H22	H22	累計
土地所有者等と同一	22	79	101	(342)
土地所有者等と異なる	17	60	77	(226)
回答事例数	39	139	178	(568)

注) 指定件数の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。

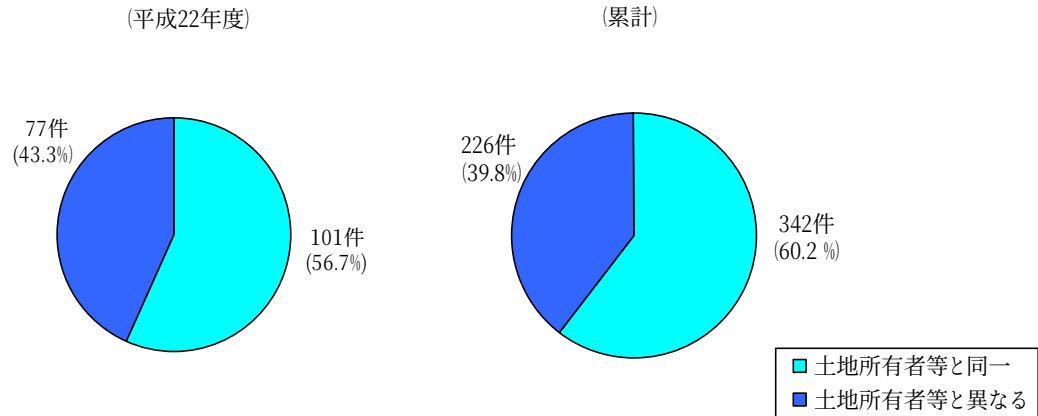


図 25 汚染原因者と土地所有者等との関係

表 32 汚染原因者の現在の所在把握状況

所在	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	
	H22	H22	H22	累計
汚染原因者の現在の所在を把握している	28	95	123	(432)
汚染原因者の現在の所在を把握していない	4	43	47	(129)
回答事例数	32	138	170	(561)

注) 指定件数の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。

3.2.9 汚染原因行為

要措置区域等の汚染原因行為については、表 33、図 26 及び図 27 のとおりである。

平成 22 年度に指定された区域では、不明との回答を除くと、「汚染原因物質の不適切な取扱いによる漏洩」、「汚染原因物質を含む排水の地下浸透」、「施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故」の順に多かった。

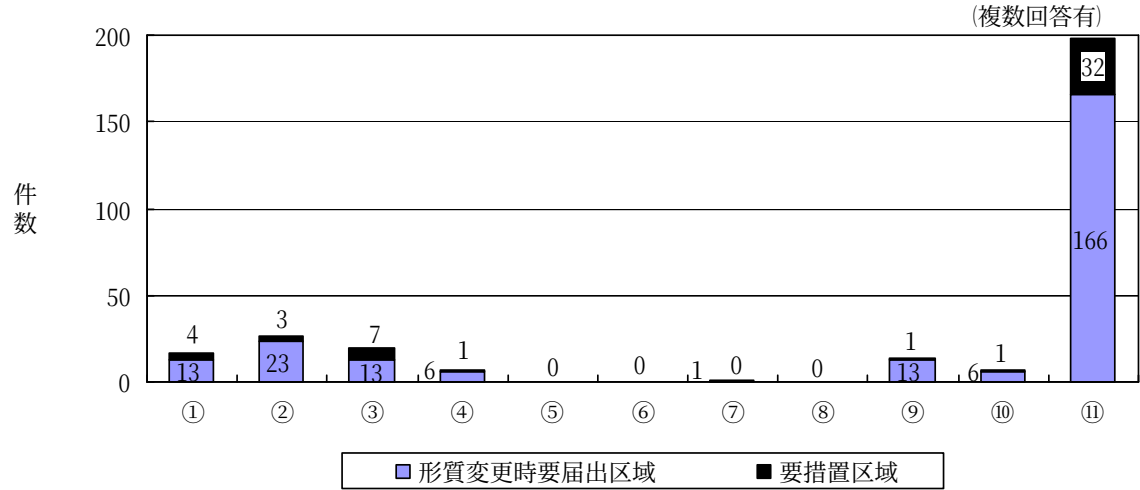
表 33 汚染原因行為

(件数:複数回答有)

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定区域		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	H22	H22	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計
① 施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故	4	13	17	(66)	2	(13)	13	(54)	0	(0)	2	(7)
② 汚染原因物質の不適切な取扱いによる漏洩	3	23	26	(137)	3	(39)	20	(105)	0	(0)	3	(10)
③ 汚染原因物質を含む排水の地下浸透	7	13	20	(82)	2	(9)	17	(72)	0	(0)	1	(6)
④ 廃棄物処理法施行前の廃棄物の処理	1	6	7	(18)	0	(3)	7	(13)	0	(0)	0	(2)
⑤ 廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理であって、 原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制 に適合していたもの	0	0	0	(3)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(1)
⑥ 廃棄物処理法施行後の廃棄物の不法投棄 (不適正な取扱いを含む)	0	0	0	(4)	0	(1)	0	(2)	0	(0)	0	(1)
⑦ 残土の処理	0	1	1	(5)	0	(0)	1	(6)	0	(0)	0	(1)
⑧ 排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等	0	0	0	(7)	0	(0)	0	(6)	0	(0)	0	(2)
⑨ 自然由来	1	13	14	(20)	0	(0)	14	(14)	0	(0)	0	(0)
⑩ その他	1	6	7	(13)	0	(0)	7	(13)	0	(0)	0	(1)
⑪ 不明	32	166	198	(388)	13	(77)	162	(329)	0	(0)	23	(39)
合計 (延べ数)	49	241	290	(743)	20	(142)	241	(616)	0	(0)	29	(70)
回答事例数	44	222	266	(607)	19	(124)	221	(510)	0	(0)	26	(50)

注1) () 内の数字は、法施行日 (平成15年2月15日) 以降、平成22年度末までの累計件数である。

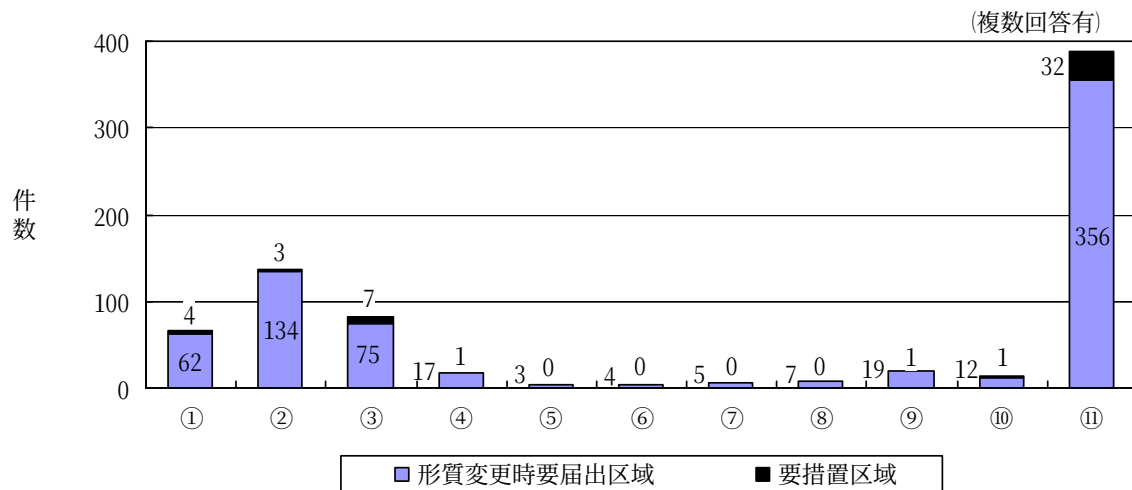
注2) 指定件数の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。



注1) ①～⑪は下記の回答番号を示す。

- ① 施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故
- ② 汚染原因物質の不適切な取扱いによる漏洩
- ③ 汚染原因物質を含む排水の地下浸透
- ④ 廃棄物処理法施行前の廃棄物の処理
- ⑤ 廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理であって、原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制に適合していたもの
- ⑥ 廃棄物処理法施行後の廃棄物の不法投棄 (不適正な取扱いを含む)
- ⑦ 残土の処理
- ⑧ 排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等
- ⑨ 自然由来
- ⑩ その他
- ⑪ 不明

図 26 汚染原因行為 (平成 22 年度)



注1) ①～⑪は下記の回答番号を示す。
 ① 施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故
 ② 汚染原因物質の不適切な取扱いによる漏洩
 ③ 汚染原因物質を含む排水の地下浸透
 ④ 廃棄物処理法施行前の廃棄物の処理
 ⑤ 廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理であって、原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制に適合していたもの
 ⑥ 廃棄物処理法施行後の廃棄物の不法投棄(不適正な取扱いを含む)
 ⑦ 残土の処理
 ⑧ 排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等
 ⑨ 自然由来
 ⑩ その他
 ⑪ 不明

注2) 形質変更時要届出区域の累計には平成21年度以前の指定区域を含む。

図 27 汚染原因行為(累計)

4. 土壌汚染対策事例

4.1 措置の指示内容

要措置区域において、措置の指示内容をみると、表 34 から表 36 のとおりである。

措置の指示内容をみると、直接摂取によるリスクに対する指示措置は「盛土」、地下水の摂取によるリスクに対する指示措置は「地下水の水質測定」が多かった。

指示措置と実施措置の関係をみると、直接摂取によるリスクでは、盛土の指示に対して行われた措置は、「舗装」、「盛土」、「掘削除去」であった。地下水の摂取等によるリスクでは、地下水の水質測定の指示に対して行われた措置は、「掘削除去」が最も多かった。

表 34 措置の指示内容

(件数:複数回答有)

指示措置			措置の 指示件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
			H22	H22	H22	H22	H22
直接 リスク による	盛土		2	0	2	0	0
	土壌 入換え	区域外土壌入換え	0	0	0	0	0
		区域内土壌入換え	0	0	0	0	0
	土壌汚染の 除去	掘削除去	1	0	1	0	0
		原位置浄化による除去	0	0	0	0	0
	合計		3	0	3	0	0
地下 水の リスク による	地下水の水質測定		30	5	23	0	2
	原位置封じ込め		14	7	3	0	4
	遮水工封じ込め		10	6	2	0	2
	遮断工封じ込め		0	0	0	0	0
	合計		54	18	28	0	8

注1) 1つの区域において、複数の措置の指示が行われることがあるため、措置の指示件数と要措置区域指定件数とは一致しない。

注2) 【指示措置】は法第7条第3項で指示された措置である。

表 35 直接摂取によるリスクに係る指示措置と実施措置の件数

(件数:複数回答有)

指示措置		実施措置 (舗装 (コンクリート、 アスファルト 等))	立入禁止	土壌入換え		盛土	土壌汚染の除去	
				区域外 土壌入換え	区域内 土壌入換え		掘削除去	原位置 浄化による除 去
盛土		1	0	0	0	1	1	0
土壌 入換え	区域外土壌入換え	0	0	0	0	0	0	0
	区域内土壌入換え	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染の 除去	掘削除去	0	1	0	0	0	0	0
	原位置浄化による除去	0	0	0	0	0	0	0

注1) 1つの区域において、複数の措置の指示が行われることがあるため、措置の指示件数と要措置区域指定件数とは一致しない。

注2) 【指示措置】は法第7条第3項で指示された措置、【実施措置】は実際に行った措置である。

表 36 地下水の摂取等によるリスクに係る指示措置と実施措置の件数

(件数:複数回答有)

指示措置	実施措置	地下水の水質の測定	原位置封じ込め	遮水工封じ込め	地下水汚染の拡大の防止	土壌汚染の除去		遮断工封じ込め	不溶化	
						掘削除去	原位置浄化による除去		原位置不溶化	不溶化埋め戻し
地下水の水質測定		9	0	0	0	18	0	0	1	0
原位置封じ込め		2	1	1	1	3	2	0	1	1
遮水工封じ込め		2	1	1	1	3	1	0	1	1
遮断工封じ込め		0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 1つの区域において、複数の措置の指示が行われることがあるため、措置の指示件数と要措置区域指定件数とは一致しない。

注2) 【指示措置】は法第7条第3項で指示された措置、【実施措置】は実際に行った措置である。

4.2 対策の実施内容

要措置区域等において、指定に係る特定有害物質の種別別に、対策の実施内容をみると、表 37 のとおりである。

要措置区域等で行われた対策の実施内容は、「掘削除去」、「地下水の水質測定」、「立入禁止」の順に多かった。また、対策の対象となった特定有害物質は「重金属等」が最も多かった。

表 37 対策の実施内容

(件数:複数回答有)

対策が実施された区域等			要措置区域 対策実施件数	形質変更時要 届出区域 対策実施件数	対策実施件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
							H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計
直接 リスク による	舗装 (コンクリート、アスファルト等)		1	8	9	(34)	0	(0)	9	(33)	0	(0)	0	(1)
	立入禁止		1	11	12	(24)	0	(0)	8	(20)	0	(0)	4	(4)
	土壌 入換え	区域外土壌入換え	0	1	1	(3)	0	(0)	1	(3)	0	(0)	0	(0)
		区域内土壌入換え	0	0	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)
	盛土		1	3	4	(9)	0	(0)	3	(7)	0	(0)	1	(2)
地下 水 の 吸 取 等 による	地下水の水質測定		10	16	26	(45)	3	(7)	20	(32)	0	(0)	3	(6)
	原位置封じ込め		1	1	2	(5)	1	(1)	0	(3)	0	(0)	1	(1)
	遮水工封じ込め		1	0	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)
	地下水汚染の拡大の防止		1	1	2	-	1	-	0	-	0	-	1	-
	遮断工封じ込め		0	0	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
	不溶化	原位置不溶化	1	0	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)
		不溶化埋め戻し	1	0	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)
土壌汚染の 除去	掘削除去		23	110	133	(391)	13	(57)	110	(309)	0	(0)	10	(25)
	原位置浄化		2	8	10	(45)	6	(31)	3	(7)	0	(0)	1	(7)
	その他		1	2	3	(5)	1	(1)	2	(4)	0	(0)	0	(0)
	回答事例数		32	132	164	(498)	18	(93)	131	(371)	0	(0)	15	(34)

注1) () 内の数字は、法施行日 (平成15年2月15日) 以降、平成22年度末までの累計件数である。

注2) 1つの区域において、複数の対策が行われることがある。

注3) 【実施対策】は実際に行った対策である。

4.3 認定調査の実施状況

認定調査を実施した件数とその理由、また、適合した土量は表 38 に示すとおりである。平成 22 年度で実施された認定調査は5件であった。また、基準に適合した土量は合計で 1,704 m³であった。

表 38 自治体別の認定調査の実施状況 (平成 22 年度)

自治体名	件数	理由	土量(m3)
東京都	2件	不明	299
新潟県	1件	形質変更時要届出区域内の汚染されていない土壌を健全土として搬出するため	70
宮崎県	1件	区域内ではあるが、汚染が確認された深度とは深度が異なるため	610
熊本市	1件	再調査のため	725
合計	5件		1,704

4.4 汚染土壌の搬出及び処理の状況

要措置区域等において、掘削除去の措置を実施した際の、汚染土壌の搬出先と処理された特定有害物質をみると、表 39 に示すとおりである。

搬出先は「浄化等処理施設」、「分別等処理施設」、「セメント製造施設」の順に多かった。処理された特定有害物質は「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「六価クロム化合物」の順に多かった。

表 39 汚染土壌の搬出先と処理された特定有害物質 (平成 22 年度)

(件数:複数回答有)

	搬出件数	VOC (第一種)											重金属等 (第二種)										農薬等 (第三種)				
		四塩化炭素	一・二ージクロロエタン	一・一ージクロロエチレン	シスー一・二ージクロロエチレン	一・三ージクロロプロベン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一ートリクロロエタン	一・一・二ートリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物
浄化等処理施設	82	0	0	2	6	0	1	7	1	0	7	2	2	18	10	7	1	0	39	17	23	9	0	1	0	0	0
セメント製造施設	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	1	13	0	9	4	0	0	0	0	0
埋立処理施設	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	5	0	0	8	5	2	0	0	0	0	0	0
分別等処理施設	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	5	2	2	0	0	12	5	11	1	0	1	0	0	0

注1) 各不適合項目には重複があるため、掘削除去件数とは一致しない。

注2) 1件の掘削除去事例において、複数の処理施設に搬出する場合がある。

4.5 対策実施後の区域の指定の状況

対策実施後の区域の指定の状況をみると、表 40 に示すとおりである。「掘削除去による形質変更時
要届出区域の指定の解除」が最も多かった。

表 40 対策実施後の区域の指定の状況

区域指定の状況 実施対策		変更なし	要措置区域の指定が解除された	部分的に要措置区域の指定が解除された	形質変更時要届出区域の指定が解除された	出部分区域の指定が形質変更時要届出された	審査あるいは手続き中
直接 リスク による	舗装（コンクリート、アスファルト等）	6	0	0	0	1 注1)	2
	立入禁止	12	0	0	0	0	0
	土壌 入換え	区域外土壌入換え	1	0	0	0	0
		区域内土壌入換え	0	0	0	0	0
	盛土	2	0	0	0	1 注1)	1
地下 水の リスク による	地下水の水質測定	15	1 注1)	0	6 注1)	0	4 注1)
	原位置封じ込め	1	0	0	1 注1)	0	0
	遮水工封じ込め	1	0	0	0	0	0
	地下水汚染の拡大の防止	1	0	0	1 注1)	0	0
	遮断工封じ込め	0	0	0	0	0	0
	不溶化	原位置不溶化	1	0	0	0	0
		不溶化埋め戻し	1	0	0	0	0
土壌汚染の 除去	掘削除去	23	9	1	68	9	23
	原位置浄化	5	0	0	4	1	0
その他		2	1	0	0	0	0

注1) 掘削除去または原位置浄化も併用されている。

5. 法対象外の事例を含めた調査事例

法に基づく事例に加え、条例・要綱等に基づくもの、自主的に行われたものなど、都道府県・政令市が把握している土壌汚染調査・対策事例の全てを調査対象としてとりまとめた。

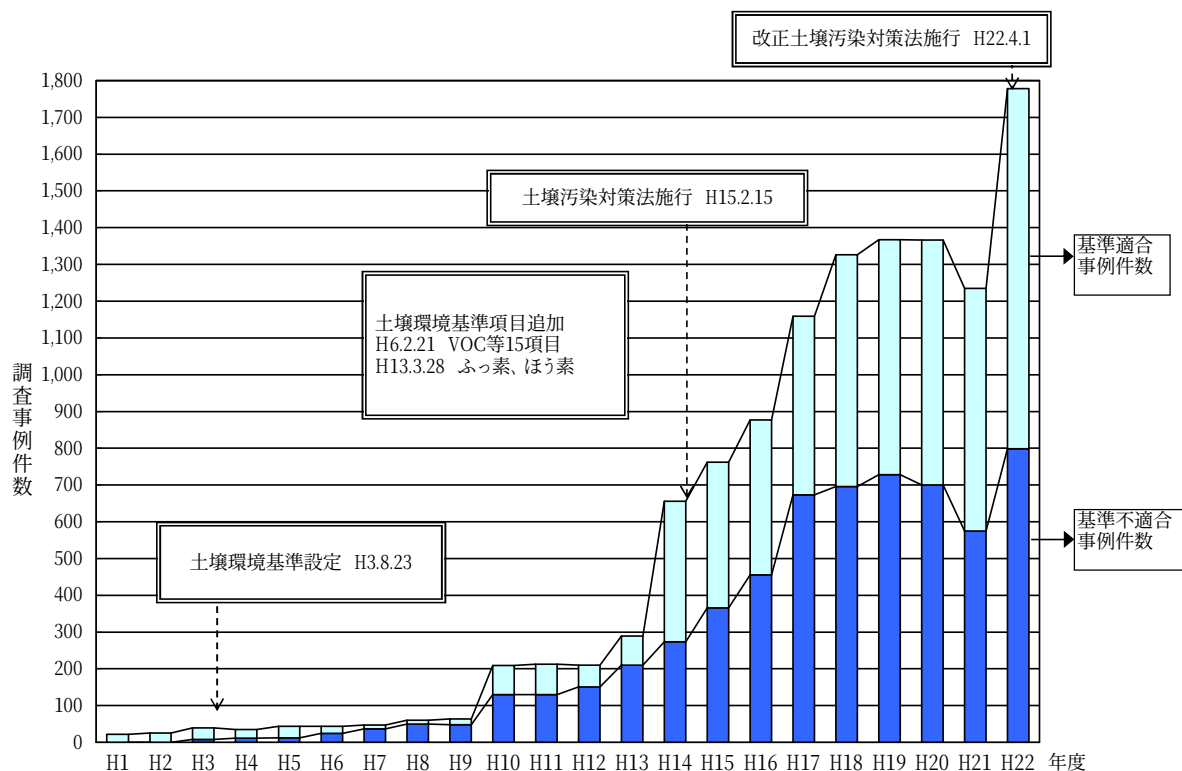
本調査結果のとりまとめにあたっては、土壌中の物質の濃度について何らかの調査（分析・測定）が行われた事例を「調査事例」と称することとし、「調査事例」のうち土壌環境基準又は法の基準に適合しないことが判明した事例を「不適合事例」と称することとする。

「調査事例」には土壌環境基準項目又は法の基準項目について調査（分析・測定）を行った事例のほか、それらの基準項目以外の物質について何らかの調査（分析・測定）を行った事例、法施行以前の土壌調査・測定事例も含まれる。

5.1 土壌汚染調査事例及び基準不適合事例数

平成 22 年度までに都道府県・政令市が把握した土壌汚染事例の累計は、調査事例が 11,993 件、基準不適合事例が 6,079 件であった。

年度別に件数をみると図 28 のとおりである。平成 22 年度における調査事例は 1,778 件、うち法対象事例は 519 件であった。そのうち基準不適合事例は 798 件、うち法対象事例は 275 件であった。



年度	S49以前	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26

年度	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
調査事例	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	762	877	1,159	1,326	1,367	1,366	1,253
うち法対象	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	90	164	185	265	244	240	299
不適合事例	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	366	456	673	696	728	700	575
うち法対象	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	21	43	48	77	81	71	94

年度	H22	計
調査事例	1,778	11,993
うち法対象	519	2,006
不適合事例	798	6,079
うち法対象	275	710

- 注1) 集計の対象は、昭和50年度以降に都道府県、政令市が把握した土壌汚染調査の事例であるが、都道府県・政令市が昭和50年度以降に把握した、昭和49年度以前に行われた調査件数についても計上している。
- 注2) 各年度の集計基準は以下の通り。
「調査事例」は、法に基づく事例は土壌汚染状況調査の結果報告が都道府県知事(政令市長)にあった年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。
「超過事例」は、法に基づく事例は区域に指定された年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。
- 注3) 法に基づく調査事例は、旧法施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

図 28 年度別の土壌汚染調査事例

5.2 特定有害物質別基準不適合事例数

平成 22 年度の基準不適合事例 798 件及び平成3年度から平成 22 年度までの基準不適合事例 6,079 件において、特定有害物質別に件数をみると、表 41 のとおりである。

平成 22 年度に判明した基準不適合事例 798 件については図 29 のとおりであり、VOCでは「ベンゼン」、「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」の順に、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。また、累計でみると、図 30 のとおりであり、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「ベンゼン」の順に、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

表 41 特定有害物質別の基準不適合事例数

(件数:重複有)																											
	特定有害物質																										
	VOC (第一種)										重金属等 (第二種)										農薬等 (第三種)						
	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物	
不適合事例 H22	8	11	20	55	8	15	61	18	8	72	72	15	83	51	55	1	21	439	227	267	43	3	4	3	5	3	
累計	(51)	(58)	(167)	(583)	(14)	(95)	(705)	(112)	(47)	(820)	(654)	(135)	(835)	(407)	(476)	(4)	(183)	(2,920)	(1,624)	(1,638)	(314)	(5)	(5)	(3)	(61)	(5)	

注1) 1件の事例で複数の物質について不適合であるものがある。
注2) () 内の数字は、土壌環境基準設定以降、平成22年度末までの累計件数である。

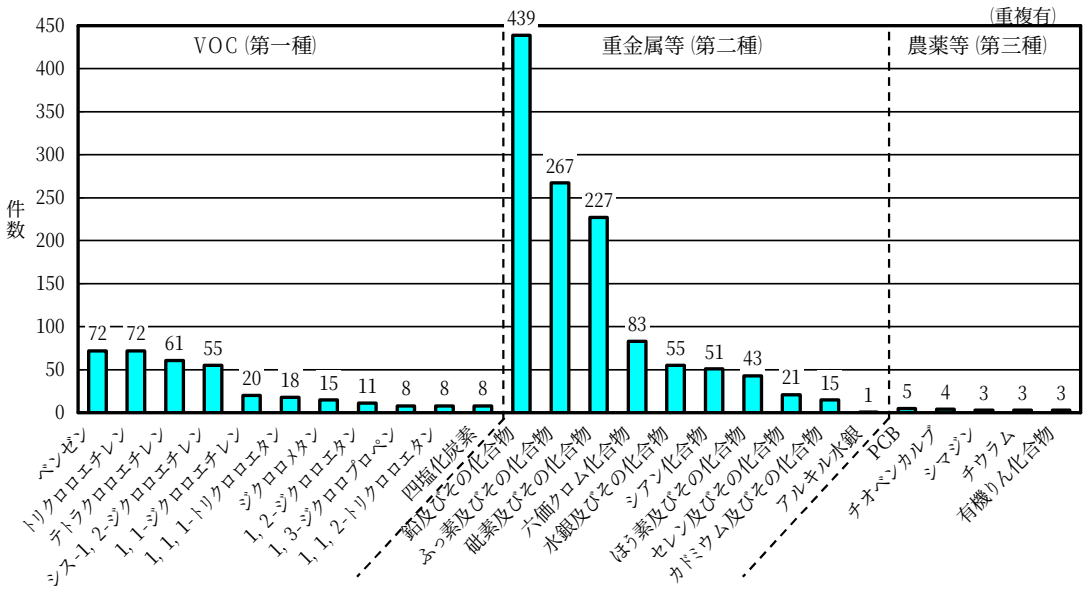


図 29 特定有害物質別の基準不適合事例数 (平成 22 年度)

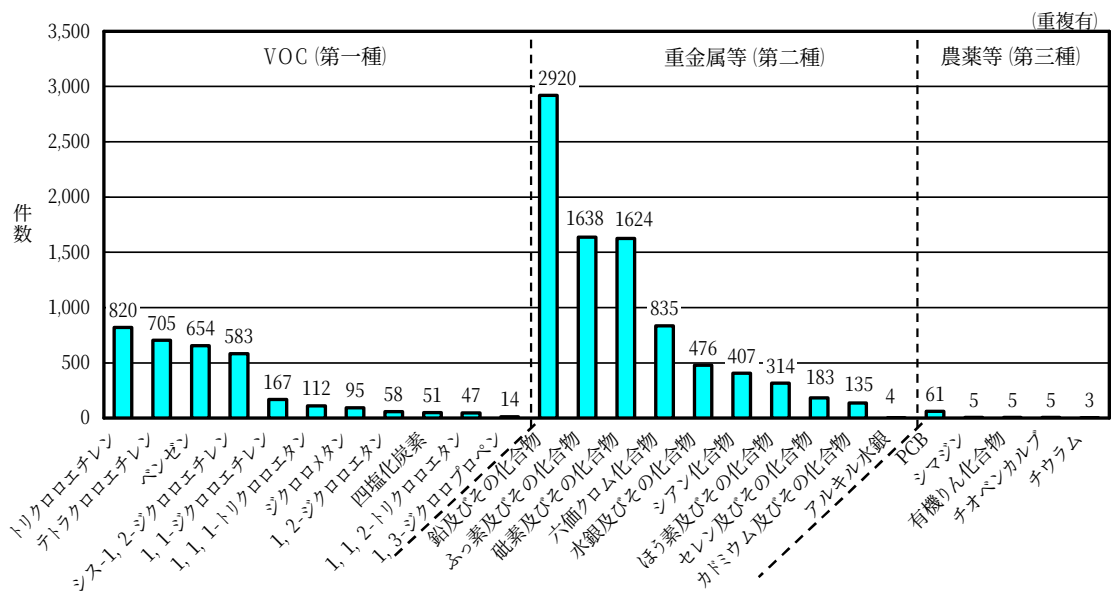


図 30 特定有害物質別の基準不適合事例数 (累計)

6. 自治体の取組状況等

6.1 汚染土壌処理施設

1) 汚染土壌処理施設の許可・届出等の状況

汚染土壌処理施設の許可件数を表 42、届出等の件数は表 43 に示すとおりである。

許可件数においては、「浄化等処理施設(浄化)」、「分別等処理施設」が最も多かった。特定有害物質別に許可件数をみると、「鉛及びその化合物」、「砒素及びその化合物」が最も多かった。

届出等の件数においては、「変更の届出」が最も多く、施設別では、「分別等処理施設」が最も多かった。

表 42 汚染土壌処理施設の許可件数(平成 22 年度)

(件数:複数回答有)

	許可件数	特定有害物質別 許可件数																									
		VOC(第一種)											重金属等(第二種)								農業等(第三種)						
		四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(ＰＣＢ)	有機りん化合物
浄化等処理施設(浄化)	27	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	20	19	19	8	8	20	20	20	19	18	11	11	11	3	11	
浄化等処理施設(溶融)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	4	4	4	3	3	4	3	4	2	3	
浄化等処理施設(不溶化)	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	10	7	6	9	10	10	9	9	0	0	0	0	0	
セメント製造施設	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0	0	0	9	9	9	9	9	0	0	0	0	0	
埋立処理施設	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	22	22	22	21	21	22	22	22	21	21	21	21	21	18	21	
分別等処理施設	27	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	24	25	22	7	7	24	25	25	25	12	12	12	2	12	
合計	99	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	49	88	89	74	46	45	88	90	90	86	85	48	47	48	25	47

表 43 汚染土壌処理施設別の届出等件数 (平成 22 年度)

(件数:複数回答有)

	事故の届出	変更		改善命令	休止	廃止	再開	許可の取消し
		届出	許可					
浄化等処理施設(浄化)	0	42	6	0	0	2	0	0
浄化等処理施設(溶融)	0	4	1	0	0	1	0	0
浄化等処理施設(不溶化)	0	10	3	0	0	2	0	0
セメント製造施設	0	1	1	0	0	0	0	0
埋立処理施設	0	4	3	0	0	0	0	0
分別等処理施設	0	46	4	0	0	1	0	0

2) 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況

平成 22 年度に許可された都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況は、表 44 のとおりである。浄化等処理施設では、「中部地区」が最も多く、セメント製造施設では「九州地区」が最も多かった。また、埋立処理施設では、「東北地区」が最も多く、分別等処理施設では、「近畿地区」が最も多かった。

表 44 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設 (平成 22 年度)

(件数)

都道府県・政令市		浄化等処理施設			製セメント 施設	埋立 施設	処理 施設
		浄化	溶融	不溶化			
北海道地区	北海道	0	0	0	0	0	0
	札幌市	0	0	0	0	0	0
	函館市	0	0	0	0	0	0
	旭川市	0	0	0	0	1	0
計		0	0	0	0	1	0
東北地区	青森県	0	0	0	0	0	0
	青森市	0	0	0	0	0	0
	八戸市	0	0	0	1	0	0
	岩手県	0	0	0	1	0	0
	盛岡市	0	0	0	0	0	0
	宮城県	0	0	0	0	0	0
	仙台市	0	0	0	0	1	0
	秋田県	3	0	1	0	1	1
	秋田市	0	0	0	0	1	0
	山形県	1	0	1	0	3	1
	山形市	0	0	0	0	1	0
	福島県	0	0	0	0	0	0
	福島市	0	0	0	0	0	0
	郡山市	0	0	0	0	0	0
いわき市		0	0	0	0	0	0
計		4	0	2	2	7	2
関東地区	茨城県	0	0	0	0	0	0
	水戸市	0	0	0	0	0	0
	つくば市	0	0	0	0	0	0
	栃木県	0	0	0	0	0	0
	宇都宮市	0	0	0	0	0	0
	群馬県	0	0	0	0	0	0
	前橋市	0	0	0	0	0	0
	高崎市	0	0	0	0	0	0
	伊勢崎市	0	0	0	0	0	0
	太田市	0	0	0	0	0	0
	埼玉県	0	0	0	0	0	0
	さいたま市	0	0	0	0	0	0
	川越市	0	0	0	0	0	0
	熊谷市	0	0	0	1	0	0
	川口市	0	0	0	0	0	0
	所沢市	0	0	0	0	0	0
	春日部市	0	0	0	0	0	0
	草加市	0	0	0	0	0	0
	越谷市	0	0	0	0	0	0
	千葉県	2	0	0	0	2	2
	千葉市	0	0	0	0	0	0
	市川市	0	0	0	0	0	0
	船橋市	0	0	0	0	0	0
	松戸市	0	0	0	0	0	0
	柏市	0	0	0	0	0	0
	市原市	1	0	0	0	0	0
	東京都	0	0	1	0	0	1
	八王子市	0	0	0	0	0	0
	町田市	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	0	0	0	0	0	0
	横浜市	1	0	0	0	0	2
	川崎市	2	0	2	1	0	2
	相模原市	0	0	0	0	0	0
	横須賀市	0	1	0	0	0	0
	平塚市	0	0	0	0	0	0
	藤沢市	0	0	0	0	0	0
	小田原市	0	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0
	厚木市	0	0	0	0	0	0
	大和市	0	0	0	0	0	0
	新潟県	0	0	0	0	1	0
	新潟市	0	0	0	0	0	0
	長岡市	0	0	0	0	0	0
	上越市	0	0	0	0	0	0
	山梨県	0	0	0	0	0	0
	甲府市	0	0	0	0	0	0
	静岡県	0	0	0	0	1	0
	静岡市	0	0	0	0	0	0
	浜松市	0	0	0	0	0	0
	沼津市	0	0	0	0	0	0
	富士市	0	0	0	0	0	0
計		6	1	3	2	4	7
中部地区	富山県	0	0	0	0	0	0
	富山市	1	0	2	0	2	0
	石川県	0	0	0	0	0	0
	金沢市	0	0	0	0	1	0
	福井県	0	0	0	0	0	0
	福井市	0	0	0	0	0	0
	長野県	0	0	0	0	0	0
	長野市	0	0	0	0	0	0
	松本市	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
中国四国地区	岐阜県	0	0	0	0	0	0
	岐阜市	0	0	0	0	0	0
	愛知県	3	0	1	0	0	3
	名古屋市	1	0	0	0	0	1
	豊橋市	0	0	0	0	0	0
	岡崎市	0	0	0	0	0	0
	一宮市	0	0	0	0	0	0
	春日井市	0	0	0	0	0	0
	豊田市	0	0	0	0	0	0
	三重県	1	1	1	0	0	0
	四日市市	0	0	0	0	0	0
計		6	1	4	0	3	4
近畿地区	滋賀県	0	0	0	0	0	0
	大津市	1	0	0	0	0	0
	京都府	0	0	0	0	0	0
	京都市	1	0	0	0	0	1
	大阪府	0	0	0	0	1	0
	大阪市	1	0	1	0	0	2
	堺市	0	0	0	0	0	0
	岸和田市	1	0	0	0	0	1
	豊中市	0	0	0	0	0	0
	吹田市	0	0	0	0	0	0
	高槻市	0	0	0	0	0	0
	枚方市	0	0	0	0	0	0
	茨木市	0	0	0	0	0	0
	八尾市	0	0	0	0	0	0
	寝屋川市	0	0	0	0	0	0
	東大阪市	0	0	0	0	0	0
	兵庫県	0	0	0	0	1	0
	神戸市	1	0	0	0	0	2
	姫路市	1	0	0	0	0	1
	尼崎市	2	0	0	0	0	2
	明石市	0	0	0	0	0	0
	西宮市	0	0	0	0	0	0
	加古川市	0	0	0	0	0	0
	宝塚市	0	0	0	0	0	0
	奈良県	0	0	0	0	1	0
	奈良市	0	0	0	0	0	0
	和歌山県	0	0	0	0	0	0
	和歌山市	0	0	0	0	0	0
計		8	0	1	0	3	9
九州地区	鳥取県	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	0	0	0	0	0	0
	島根県	0	0	0	0	0	0
	岡山県	0	0	0	0	0	0
	岡山市	0	0	0	0	0	0
	倉敷市	0	0	0	0	0	0
	広島県	0	0	0	0	0	0
	広島市	0	0	0	0	0	0
	呉市	0	0	0	0	1	1
	福山市	0	1	0	0	0	0
	山口県	0	0	0	0	0	0
	下関市	0	0	0	0	0	0
	徳島県	0	0	0	0	0	0
	徳島市	0	0	0	0	0	0
	香川県	0	0	0	0	0	0
	高松市	0	0	0	0	0	0
	愛媛県	0	0	0	0	0	0
	松山市	0	0	0	0	0	0
	高知県	0	0	0	1	0	0
	高知市	0	0	0	0	0	0
計		0	1	0	1	1	1
九州地区	福岡県	0	0	0	4	0	0
	北九州市	2	0	0	0	0	2
	福岡市	0	0	0	0	0	0
	久留米市	0	0	0	0	0	0
	佐賀県	0	0	0	0	0	0
	長崎県	0	0	0	0	0	0
	長崎市	0	0	0	0	0	0
	佐世保市	0	0	0	0	0	0
	熊本県	1	1	0	0	1	1
	熊本市	0	0	0	0	1	1
	大分県	0	0	0	0	0	0
	大分市	0	0	0	0	1	0
	宮崎県	0	0	0	0	0	0
	宮崎市	0	0	0	0	0	0
九州地区	鹿児島県	0	0	0	0	0	0
	鹿児島市	0	0	0	0	0	0
	沖縄県	0	0	0	0	0	0
	計	3	1	0	4	3	4
合計		27	4	10	9	22	27

6.2 条例等の制定状況

1) 都道府県・政令市における条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況及び土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図ることも内容とする条例等の制定状況について以下に示す。

土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等を制定していると回答のあった 93 自治体において、その内容を分類すると表 45 及び表 46 のとおりである。「汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が 56 件で最も多かった。

表 45 都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、
未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(複数回答有)

	都道府県・政令市の数							
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
① 法で定める調査契機他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているもの	-	-	-	26	29	30	33	25
② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの	5	7	7	5	5	5	5	5
③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	21	22	18	19	19	21	23	20
④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	16	16	17	18	17	17	19	19
⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	10	15	17	21	21	21	25	24
⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	-	6	5	6	8	8	15	22
⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	32	37	40	41	42	45	52	56
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	35	42	43	44	45	46	48	51
条例、要綱、指導指針を制定している市区町村	61	68	72	73	76	80	84	93

表 46 「④その他土壤汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容

自治体名	「④その他土壤汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容
岩手県	操業時においても、定期的な土壤又は地下水の調査と基準を超過した場合の報告を義務付け。
山形県	有害物質使用特定事業場（一部除外規定有）に対し、年1回以上、地下水または土壤の測定を義務化。また、汚染判明時には、知事への報告、措置の実施を行わせるもの。
福島県	汚染土壤の適正な処分を確保するため、汚染土壤の処分基準、委託基準等を規定。汚染土壤を県内で処分する場合、その適正な処分を確保するための事前届出等を規定。各種措置の実効性を担保するため、改善命令、措置命令、報告徴収、立入検査及び罰則を規定。
神奈川県	土壤汚染が発見された場合には、県、市の関係機関が検討会を開催して対策方法を検討する。
大阪府	自主調査及び自主措置（以下「自主調査等」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることにより、適切で、かつ客観性がある自主調査等が実施され、及びその結果が適切に活用されることを目的とする。
島根県	汚染土壤処理業の許可申請に係る事前協議を行わせるもの。
山口県	土壤汚染対策法に基づく事務の取扱等を定め、法の適正な執行と事務処理の円滑化を図る。（法改正に併せていったん廃止、見直しを予定。）
熊本県	土壤汚染対策法に係る事務を円滑に行うための行政内部のマニュアル的資料。
札幌市	土壤汚染の未然防止のため、有害物質の取扱場所の構造基準等を設けている。
青森市	4条1項の届出対象地について、人為的汚染のおそれの有無を判断するため制定した。
いわき市	指定区域及び有害物質使用特定施設に係る情報の管理及び閲覧など。
前橋市	水質測定計画に基づく調査や事業者からの報告によって判明した汚染についての対策要綱。
太田市	一定の規模以上の土地の形質変更届に関する添付書類の定め。
金沢市	有害物質等の適正管理による未然防止。有害物質使用特定施設を廃止した土地及び土壤汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められる土地について、行政による立入調査及び指導。土壤汚染の指導基準として、溶出基準、含有量基準、全量基準（Cd、T-Hg、Pb、As）を設定。
岡崎市	有害物質使用特定施設（土壤汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。）に係る工場又は事業場を設置している者において、建物等の除却時の調査及び土地の売却時の調査を規定。
春日井市	土壤汚染状況調査の報告期限の延長を申請する際の申請の様式。調査の猶予を受けた土地について、土地の所有者等に対して毎年4月30日までに同月1日現在の当該土地の利用状況の報告する義務。
豊田市	事業者への各種通知の様式・土地の利用状況の報告規定。
尼崎市	工場跡地等の用途転換・再開発等の際に事業者へ土地の履歴、有害物質使用の状況等を報告させるもの。
熊本市	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地所有者に年1回、土地利用状況報告を提出を規定し、また法に定める無い届出の様式を規定した要綱。未然防止のために施設の構造基準等を定めた指導要綱。

都道府県・政令市が定めている条例、要綱、指導指針等

北海道	北海道公害防止条例	⑧	
岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	①③④⑦	
	岩手県土壌汚染対策指針	⑤	
宮城県	汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱	⑥	
山形県	山形県生活環境の保全等に関する条例	①④⑦⑧	
福島県	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	④⑤	
	福島県土壌汚染対策事務処理要領	③	
茨城県	茨城県生活環境の保全等に関する条例	⑧	
栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例	⑧	改正
群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例	①⑤⑦⑧	
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	①⑤⑦⑧	
千葉県	千葉県環境保全条例	⑧	
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	①⑤⑦⑧	
	東京都土壌汚染対策指針	⑤	
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	①②③④⑤⑧	
新潟県	新潟県生活環境の保全等に関する条例	①③⑦⑧	改正
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	⑦	
福井県	福井県公害防止条例	⑧	
山梨県	工場等における地下水汚染防止対策指導指針	⑧	
長野県	長野県公害防止に関する条例	⑧	
岐阜県	岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱	③⑤⑦⑧	改正
静岡県	静岡県生活環境の保全等に関する条例	⑧	
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	①③⑦⑧	改正
	愛知県土壌汚染等対策指針	⑤	改正
三重県	三重県生活環境の保全に関する条例	①③⑤	
滋賀県	滋賀県公害防止条例	①⑦	
京都府	京都府環境を守り育てる条例	⑧	
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	①②③⑤⑦⑧	改正
	大阪府行政手続条例に基づく大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針	③④⑤	新規
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	⑧	
奈良県	生活環境保全条例	⑧	
和歌山県	和歌山県公害防止条例	⑧	
鳥取県	鳥取県公害防止条例	⑧	
島根県	島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱	④	
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	①⑦⑧	
徳島県	徳島県生活環境保全条例	③⑤⑦⑧	
香川県	香川県生活環境の保全に関する条例	①③⑦⑧	
福岡県	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	⑧	
熊本県	土壌汚染対策法に係る事務処理要領	④	
宮崎県	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例	⑧	
沖縄県	沖縄県生活環境保全条例	③	
札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	④⑧	
青森市	青森市土壌汚染対策法第4条第1項の届出に係る添付書類等を定める要領	④	新規
八戸市	八戸市公害防止条例	⑦⑧	
	八戸市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥	新規
秋田市	秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱	⑥	改正
山形市	山形市汚染土壌の処理に関する指導要綱	⑥	新規
いわき市	いわき市土壌汚染要措置区域等に係る台帳等の閲覧に関する事務処理要領	④	改正
水戸市	水戸市公害防止条例	⑧	
宇都宮市	宇都宮市汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥	新規

前橋市	土壌及び地下水汚染対策要綱	④	
高崎市	高崎市公害防止条例	⑧	
太田市	太田市土壌汚染対策法関係施行要領	④	
	太田市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥	新規
さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例	①⑤⑦	
草加市	草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例	①⑦	
千葉市	千葉市環境基本条例	⑧	
	千葉市環境保全条例	⑧	
	千葉市土壌汚染対策指導要綱	①⑤⑦	改正
市川市	市川市環境保全条例	①③⑤⑦⑧	改正
	市川市汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱	⑤⑧	新規
船橋市	船橋市環境保全条例	⑧	
柏市	柏市環境保全条例	⑧	
市原市	市原市生活環境保全条例	⑧	
	市原市民の環境をまもる基本条例	⑧	
八王子市	八王子市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	⑥	新規
横浜市	横浜市公共用地等取得に係る土壌汚染対策事務処理要綱	①⑦	
	横浜市長生活環境の保全等に関する条例	①②③⑤⑦⑧	
	汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥	
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	①②⑤⑧	改正
	川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱	⑥	
	汚染土壌処理施設等専門家会議要綱	⑥	
横須賀市	横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例	①⑧	
新潟市	新潟市長生活環境の保全等に関する条例	⑧	
金沢市	金沢市環境保全条例	④	
福井市	福井市公害防止条例	⑧	
長野市	長野市公害防止条例	①③⑤	
岐阜市	岐阜市地下水保全条例	③	
浜松市	浜松市土壌・地下水汚染の防止及び浄化に関する要綱	①⑦⑧	
名古屋市長	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	①⑤⑦⑧	
	土壌汚染等対策指針	⑤	改正
	土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針	③	改正
	名古屋市長汚染土壌処理業許可等申請手数料条例	⑥	
豊橋市長	豊橋市長汚染土壌処理業に関する指導要綱	⑥	改正
	豊橋市長産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥	新規
	豊橋市長産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則	⑥	新規
岡崎市	岡崎市長生活環境保全条例	④⑤⑦	
一宮市	一宮市長土壌汚染対策法に係る事務処理要綱	⑤	新規
春日井市長	春日井市長土壌汚染対策法施行細則	④	
	春日井市長生活環境の保全に関する条例	①	改正
	春日井市長土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針	③	
豊田市	豊田市長土壌汚染対策法施行要綱	④	改正
吹田市	吹田市長汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	新規
高槻市	高槻市長汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
枚方市長	枚方市長公害防止条例	⑧	
	枚方市長汚染土壌処理業の許可申請に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱	⑥	
茨木市長	茨木市長生活環境の保全に関する条例	③	
	茨木市長汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
八尾市長	八尾市長公害防止条例	⑧	
東大阪市長	東大阪市長生活環境保全等に関する条例	⑧	
姫路市長	姫路市長汚染土壌浄化施設の認定の手続等に関する要綱	⑥	
	姫路市長汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
尼崎市長	尼崎市長の環境を守る条例	⑧	
	工場跡地に関する取扱要綱	④	改正

北九州市	北九州市土壤汚染対策指導要領	②③	
佐世保市	佐世保市環境保全条例	⑧	
熊本市	熊本市土壤汚染対策法の施行に係る事務処理要綱	④	改正
	熊本市地下水、土壌及び公共用水域の汚染防止対策要綱	④	
宮崎市 (注)	宮崎市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	新規

- ① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているもの。
- ② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの。
- ③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの。
- ④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等。
- ⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの。
- ⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの。

**都道府県・政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等
(下線のある地方公共団体は、今回の調査で新規に報告があったもの)**

茨城県	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
栃木県	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
埼玉県	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
千葉県	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例
岐阜県	岐阜県埋立て等の規制に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を義務化等)
京都府	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例
<u>和歌山県</u>	<u>産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例 (外部から搬入する土壌の検査を行わせる等)</u>
徳島県	徳島県生活環境保全条例 (土砂等の埋立等に関する環境保全)
香川県	香川県みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例
愛媛県	愛媛県土砂条例等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
高知県	高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例
大分県	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例
秋田市	秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱
水戸市	水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
つくば市	つくば市土砂等の埋立て等の規則に関する条例
宇都宮市	宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
さいたま市	さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例
川越市	川越市土砂のたい積等の規制に関する条例
所沢市	所沢市土砂のたい積の規制に関する条例
春日部市	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例 ※規則は H20 年 11 月に一部改正
千葉市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
市川市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
船橋市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
柏市	柏市土砂等埋立て等規制条例
市原市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
相模原市	相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例
長岡市	長岡市小国地域における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する措置を定める条例
<u>富士市</u>	<u>富士市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例</u>
春日井市	春日井市土砂等の埋立て等に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を義務付け)
大津市	大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

2) 政令市以外の条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況および土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図ることも内容とする条例等の制定状況について以下に示す。

政令市以外で条例、要綱、指導指針等を制定していると回答のあった 237 自治体において、その内容を分類すると表 47 のとおりである。「汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が 185 件で最も多かった。

表 47 政令市以外の市区町村における土壌汚染の調査・対策、
未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(複数回答有)

	都道府県・政令市の数							
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
① 法で定める調査契機他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているもの	-	2	4	4	4	6	7	7
② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの	-	1	0	0	0	2	2	3
③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	-	2	3	4	4	4	4	3
④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	-	1	2	3	1	1	4	6
⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	-	3	1	2	2	5	5	4
⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	-	0	1	0	0	1	2	2
⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	-	170	159	155	171	185	197	185
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	-	29	22	36	39	40	44	48
条例、要綱、指導指針を制定している市区町村	-	204	192	194	211	224	233	237

政令市以外の市区町村が定めている条例、要綱、指導指針等

北海道	帯広市	帯広市公害防止条例	⑧	
	苫小牧市	苫小牧市公害防止条例	⑧	
	江別市	江別市公害防止条例	⑧	
	登別市	登別市公害防止条例	⑧	
	恵庭市	恵庭市公害防止条例	⑧	
	伊達市	伊達市公害防止条例	⑧	
	石狩市	石狩市公害防止条例	⑧	
	北斗市	北斗市公害防止条例	⑧	
	福島町	福島町公害防止条例	⑧	
	長万部町	長万部町公害防止条例	⑧	
	倶知安町	倶知安町環境基本条例	⑧	
	余市町	余市町公害防止条例	⑧	
	中富良野町	中富良野町生活環境保全条例	⑧	
	下川町	下川町環境保全条例	⑧	
	遠軽町	遠軽町環境基本条例	⑧	
	豊浦町	豊浦町公害防止条例	⑧	
	洞爺湖町	洞爺湖町公害防止条例	⑧	
	安平町	安平町環境基本条例	⑧	
	音更町	音更町公害防止条例	⑧	
	芽室町	芽室町公害防止条例	⑧	
	幕別町	幕別町公害防止条例	⑧	
	厚岸町	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例	⑧	
	標津町	標津町公害防止条例	⑧	
	新十津川町	新十津川町環境基本条例	⑧	
	別海町	別海町公害防止条例	⑧	
	遠軽町	遠軽町環境保全条例	①	
	中頓別町	中頓別町環境基本条例	⑧	
秋田県	大館市	大館市環境保全条例	④⑦	
		大館市土壌搬入協議要綱	④	
群馬県	藤岡市	藤岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	⑥	
東京都	大田区	大田区土壌汚染防止指導要綱	①②	
	板橋区	板橋区土壌汚染調査・処理要綱	①⑤	
	江戸川区	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	①⑦	
	江東区	江東区マンション等の建設に関する条例	③	
	荒川区	荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例	①	改正
		荒川区市街地整備指導要綱	①	改正
	足立区	足立区公共用地の取得、改変及び処分における土壌汚染への対応に関する基本指針	④	新規
		足立区土壌汚染対応検討会議設置要綱	④	
	西東京市	西東京市工場・指定作業場が自主的に行う土壌汚染調査等に係る事務取扱指針	③⑤	
長野県	岡谷市	岡谷市公害防止条例	⑧	
	伊那市	伊那市環境保全条例	⑧	
	中野市	中野市環境保全及び公害防止に関する条例	⑧	
	辰野町	辰野町公害防止条例	⑧	

	飯島町	飯島町さわやか環境保全条例	⑧	
	宮田村	宮田村環境保全条例	⑧	
	小布施町	小布施町生活環境保全に関する条例	⑧	
	南箕輪村	南箕輪村環境の保全に関する条例	⑧	新規
岐阜県	御嵩町	御嵩町環境基本条例	⑧	
		御嵩町公共事業における環境配慮指針	⑧	
滋賀県	野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例	①②⑤⑦⑧	
	高島市	高島市未来へ誇れる環境保全条例	⑦⑧	
	近江八幡市	近江八幡市環境保全に関する条例	⑧	新規
徳島県	勝浦町	勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	①②⑤⑥⑦	
福岡県	大牟田市	大牟田市環境基本条例	⑧	
	小郡市	小郡市環境保全条例	⑧	
	古賀市	古賀市環境基本条例	⑧	
		古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例	⑧	
	宮若市	宮若市環境基本条例	⑧	
	嘉麻市	嘉麻市環境基本条例	⑧	
	那珂川町	那珂川町環境基本条例	⑧	
	鞍手町	鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会要綱	③	
	みやこ町	みやこ町環境保全条例	⑦	
	赤村	赤村環境保全条例	⑧	
	東峰村	東峰村自然環境保全条例	④⑧	
	南関町	南関町土砂埋立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例	⑦	
(注)				

- ① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているもの。
- ② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの。
- ③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの。
- ④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等。
- ⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの。
- ⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの。

**政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、
埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等**

茨城県	日立市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、土浦市、石岡市、取手市、稲敷市、かすみがうら市、高萩市
	土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	常陸太田市、小美玉市、龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
栃木県	つくばみらい市
	つくばみらい市環境保全条例
	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那珂川町、下野市
群馬県	野木町
	野木町うるおいのあるまちづくり条例
	桐生市
埼玉県	板倉町
	板倉町土砂等による土地の埋立て盛土又はたい積行為に関する指導要綱
	板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例
千葉県	邑楽町
	邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	秩父市、和光市、桶川市、北本市、幸手市
千葉県	行田市、狭山市、羽生市、入間市、久喜市、蓮田市、嵐山町、小鹿野町
	土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	飯能市、加須市、日高市、ときがわ町
千葉県	東松山市、滑川町
	土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例
	越生町、鳩山町
千葉県	毛呂山町
	毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例
	横瀬町
千葉県	佐倉市、神崎町
	土砂等の埋立て等による土地の埋め立て等規制に関する条例
	銚子市、成田市、東金市、八街市
千葉県	館山市、大網白里町
	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
	木更津市、茂原市、旭市、習志野市、流山市、八千代市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、酒々井町、横芝光町
千葉県	野田市、勝浦市、鴨川市、鎌ヶ谷市、富里市、南房総市、香取市、いすみ市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町
	小規模埋立て等による土地の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	我孫子市
千葉県	匝瑳市
	土砂等の小規模埋立て等による土地の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	山武市
千葉県	芝山町
	残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例
	鋸南町
神奈川県	秦野市、伊勢原市、大井町
	土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

	南足柄市、中井町	土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例
長野県	信濃町	信濃町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例
岐阜県	美濃市	住みたいまち美濃市の環境を守る条例
愛知県	みよし市、一色町、阿久比町	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	犬山市	犬山市埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例
	大口町	大口町地下水の水質保全に関する条例
	豊明市	豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例
	日進市	土砂の採取及び埋立てに関する条例
	東郷町	東郷町土質等規制条例
	美浜町	美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例
滋賀県	野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例
	高島市	高島市未来へ誇れる環境保全条例
京都府	亀岡市	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例
	八幡市	八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例
	京田辺市	京田辺市土砂等による埋立等事業規制に関する条例
	京丹波町	京丹波町の環境保全等に関する条例
	城陽市	城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例
大阪府	富田林市	富田林市土砂埋め立て等による土壌汚染及び災害を防止するための規制条例
	岬町	岬町土砂等による埋め立て、盛り土又はたい積行為の規制に関する条例
	柏原市	柏原市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例
	河内長野市	河内長野市土砂埋め立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例
兵庫県	洲本市、南あわじ市	土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例
	淡路市	淡路市における残土埋立事業の適正化に関する条例
奈良県	宇陀市	宇陀市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生の防止に関する条例
	高取町	高取町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
徳島県	阿南市	阿南市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	勝浦町	勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
愛媛県	今治市	吉海町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
福岡県	豊前市、吉富町、上毛町	土砂等のたい積の規制に関する条例
	築上町、みやこ町	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
熊本県	南関町	南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
大分県	豊後高田市、宇佐市	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	杵築市、日出町、姫島村	土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例
	国東市、中津市	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
	佐伯市	佐伯市埋立て等規制条例
鹿児島県	志布志市	志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

6.3 権限を委譲している自治体

地方自治法に基づき、政令市以外の市町村へ法の事務権限を委譲している都道府県及び委譲を受けている市町村は表 48 に示すとおりである。事務権限を委譲している都道府県は3自治体、委譲を受けている市町村は5自治体であった。

表 48 地方自治法に基づき市区町村へ権限を委譲している自治体及び
事務権限の委譲を受けている市町村

地方自治法に基づき市町村まで事務 の権限を委譲している都道府県	地方自治法に基づき事務権限の 委譲を受けている市町村
岩手県	花巻市
	北上市
	宮古市
福井県	鯖江市
岡山県	新見市

6.4 基金・補助融資制度等

1) 土壌汚染対策基金に係る要綱等の策定状況

土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等の策定については、表 49 のとおり、3自治体で策定されていた。

表 49 土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等

自治体名	要綱等名称	策定年度
大阪府	大阪府土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 22 年度
さいたま市	さいたま市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 19 年度
大阪市	大阪市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 18 年度

2) 補助融資制度の保有状況

各自治体における補助融資制度（管内において土壌汚染が判明した場合、土地所有者に対し、調査や汚染回復対策、モニタリング費用の補助、融資等の財政的支援を行うことができる制度）の保有状況等は以下のとおりであり、32 自治体で補助や融資制度を有していた。

表 50 補助融資制度の有無

	都道府県・政令市の数							
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
補助融資制度を有している	39	37	37	37	33	34	33	32
補助融資制度はない	107	110	110	111	120	120	122	123
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155

表 51 補助融資制度の利用有無

	都道府県・政令市の数							
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
制度が利用されたことがある	-	0	0	2	2	2	2	3
制度が利用されたことはない	-	37	37	35	31	32	31	29
回答自治体数	-	37	37	37	33	34	33	32

表 52 補助融資制度の財政的支援の対象

(複数回答有)

	都道府県・政令市の数							
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
①土壌汚染の調査	-	12	13	14	15	15	14	13
②土壌汚染対策	-	21	18	23	25	26	25	23
③モニタリング	-	4	4	5	6	7	6	6
④その他	-	6	8	7	7	10	10	11
回答合計数	-	43	43	49	53	58	55	53

都道府県・政令市が定めている補助・融資制度

北海道	中小企業総合振興資金
宮城県	中小企業融資制度(環境安全管理対策資金)
福島県	福島県環境創造資金融資制度
栃木県	栃木県環境保全資金融資制度
群馬県	群馬県環境生活保全創造資金融資
埼玉県	環境みらい資金貸付制度
東京都	産業力強化融資(チャレンジ)
神奈川県	中小企業制度融資－フロンティア資金
石川県	石川県環境保全資金融資制度
静岡県	環境保全資金利子補給制度
愛知県	環境対策資金融資制度
三重県	三重県中小企業融資制度(環境保全資金)
岡山県	岡山県中小企業振興資金融資制度(環境対策資金)
広島県	広島県県費預託融資制度(環境保全融資)
愛媛県	愛媛県環境保全資金貸付利子補給金交付制度
福岡県	福岡県環境保全施設等整備資金融資制度
仙台市	仙台市中小企業融資制度の環境保全促進資金
高崎市	中小企業地球環境改善資金融資制度
船橋市	船橋市中小企業融資制度
柏市	柏市中小企業資金融資制度
横浜市	横浜市中小企業金融制度
川崎市	土壌汚染対策資金融資
平塚市	平塚市中小企業融資制度
金沢市	金沢市産業振興資金
長野市	環境保全対策資金
沼津市	沼津市環境保全資金利子補給制度
富士市	環境保全資金貸付金利子補給制度
名古屋市	名古屋市環境保全設備資金融資
岡崎市	環境対策融資あっせん制度
豊田市	豊田市環境保全設備等整備資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱
福山市	福山市環境保全資金融資制度
福岡市	福岡市商工金融資金制度(公害防止資金)

表 53 補助融資制度の制定・改正予定

	都道府県・政令市の数							
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
①具体的に検討している	2	0	1	3	2	2	0	2
②具体的予定はないが必要である	29	31	40	40	39	37	36	34
③現在は必要ない	115	116	106	105	112	115	119	119
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155

表 54 補助融資制度の制定・改正を検討している都道府県・政令市

自治体名	制定・改正予定
千葉市	平成23年4月 制定予定
名古屋市	平成23年8月 改正予定

表 55 補助融資制度の制定・改正の理由・背景

自治体名	補助融資制度の制定・改正を「①具体的に検討している」と回答した理由・背景
千葉市	市内の中小企業に対して環境経営応援資金という名目で、土壌の浄化等公害の防止に資すると認める場合に、通常の融資より補助を厚くした制度を実施する予定である。
名古屋市	モニタリング用井戸設置の追加。
自治体名	補助融資制度の制定・改正を「②具体的予定はないが必要である」と回答した理由・背景
茨城県	土地所有者が、調査をするための資金がないために土壌汚染状況調査の実施できないことが考えられるため。
富山県	現在、具体的な事例がないため融資制度の制定等は検討していないが、法改正に伴い、調査事例の増加により土壌汚染事例も増えることが想定される。これに伴い、土地所有者等による措置の件数も増えると想定されることから、措置の速やかな実施のためには融資制度の必要性も高まると考えられる。
滋賀県	具体的な事案が生じたときに対策が円滑に進められるために必要。
和歌山県	これまで対象となるような事例はないが、将来的には、制度が必要となるような事例の発生も予想される。
大分県	土地所有者等が、調査・対策等をする際に資金があるとは限らないため。
沖縄県	法第4条の届出により汚染のおそれの把握の機会が増えたことにより、土壌調査命令件数も増えることが予想され、その際、土地所有者（個人）等において、調査に関する費用が負担となることが想定されるため。
青森市	有害物質使用特定施設を廃止した零細事業者（個人経営のクリーニング店等）は、土壌汚染状況調査等の多額の経費負担に耐えられない。
八戸市	土壌汚染対策の費用の捻出ができない事例が想定されるため。
盛岡市	必要性はあると思うが、現時点では制定の予定はない。

(続き)

自治体名	補助融資制度の制定・改正を「②具体的予定はないが必要である」と回答した理由・背景
山形市	汚染が認められている土地については、土地売買に係る費用より汚染土壌対策に係る費用が高くなる場合があり、結果として土地の買い手がなく、汚染土壌対策が進まない状況が見られる。
つくば市	原因者及び土地所有者が資金面で調査等の実施が困難である場合が想定されるので、当該制度の制定を検討する必要がある。
川越市	土地所有者等に調査・対策を行うだけの費用負担能力がない事例がある。
町田市	補助融資制度があれば資金難を理由とした土壌汚染の放置の減少につながると思われるため。
甲府市	補助融資制度の必要性は感じているが、甲府市内に指定区域がないことや、法に伴う土壌対策を必要とする土地がなかったことなどから、現在まで制度制定に至っていない。
岐阜市	今後、補助融資制度の利用を希望する土地所有者が現れる可能性があるため。
加古川市	対象となる案件がないため。
奈良市	今後、当市においても土壌汚染や法に基づく土壌汚染状況調査等の事例が多くなると考えられ、土地所有者に調査の費用負担能力がない場合等が考えられるため。
倉敷市	土地を借りて有害物質使用特定施設を用いた工場の操業を行っている場合において、倒産等によって使用廃止となり、かつ工場責任者に連絡が取れない際には土地所有者の負担で調査・措置の実施が必要とされるケースが想定されることから。
広島市	工場・事業場が借地で操業していたが、倒産により浄化対策を実施できない場合があり、更に土地所有者についても浄化対策を実施するほどの資産がない場合があるため。
呉市	過去に必要であったことはないが、いざというときのことは考えておきたい。

3) 基金等の状況

汚染原因者が不在又は費用負担能力がない場合に、土壌汚染の調査や回復対策に利用できる基金等の有無については表 56 及び表 57 のとおりであった。回答数で最も多いのが、「必要性について判断できない」の 78 自治体であり、次いで「現在検討も行っていないが、必要である」の 58 自治体である。「ない(その他)」の内容として、「現在では不要」との回答が多かった。

表 56 基金等の状況の有無

	都道府県・政令市の数							
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
①ある	1	1	2	2	3	3	3	3
②ない(現在のところ特にないが、検討を行っている)	0	0	2	2	3	3	2	2
③ない(現在検討も行っていないが、必要である)	54	57	64	59	54	55	54	58
④ない(必要性について判断できない)	82	79	70	75	79	80	80	78
⑤ない(その他)	9	10	9	10	12	13	16	14
回答自治体数	146	147	147	148	151	154	155	155

表 57 基金の名称・基金を必要としない理由

自治体名	基金の名称等 「④基金等がある」の内容
千葉県	「ちば環境再生基金」。同基金は県及び市町村の実施する事業が対象で、廃棄物の撤去など(法の対象外に限る)の原状回復に利用されている。
岐阜県	【岐阜県環境浄化機材貸出要領】 揮発性有機化合物による土壌・地下水汚染の除去を適切かつ円滑に実施するため、浄化のための資力がないと認められる中小企業等に対し、県が環境浄化機材の貸出を行うもの。
高崎市	地球環境保全基金
自治体名	基金を必要としない理由 「⑤ない(その他)」の内容
青森県	現在のところ不要と考えている。
岩手県	現段階で必要性が低く、検討を行っていない。
福島県	具体的な要望があった段階で土壌浄化費用の助成制度整備の検討を行う。
神奈川県	これまでにこのような事例はない。
奈良県	現在のところ必要ない。
山口県	土壌汚染の除去措置等の事案が発生した時点で必要性を検討する。
徳島県	必要であると考えが、基金等の設置は困難である。
長崎県	本県では、基金等の必要性について検討していない。
郡山市	土地所有者に過失がない場合、又は汚染原因が不明である場合については必要であると判断されるが、不適切な施設管理等、事業者(汚染原因者)に過失がある場合については公費で補助又は融資を行うことは適切ではないと思慮される。
川口市	市町村単独で基金を設けるよりも、県や国、広域連合の形で基金を設立、運用したほうがよいと考える。
千葉市	広範囲の地下水汚染で、汚染原因者が複数存在するサイトの浄化対策のために、汚染物質を使用していた事業者から寄付を募り、市からの拠出と合わせ基金を設立した。特定の地域の汚染に対応するための基金なので、他の地域の汚染対策には利用することはできない。
横浜市	必要と考えるが、自治体として予算措置をするためには、さらなる議論が必要と考えます。
静岡市	基金等の助成制度はなく、検討も行っていない。
豊中市	現在においては具体的に基金等が必要な事例が出ていない。